## 食料産業・6次産業化交付金実施要綱

農林水産事務次官依命通知

制定 平成 30 年 3 月 30 日 29 食産第 5353 号 改正 平成 31 年 3 月 29 日 30 食産第 5312 号

## 第1 趣 旨

農山漁村には農林水産物を始めとする優れた地域資源が豊富に存在しており、これらの地域資源について、1次産業の担い手である農林漁業者等(農林漁業者又はこれらの者の組織する団体のことをいう。以下同じ。)が、2次及び3次産業の担い手である流通業者、食品事業者等と連携しながら、その価値を高め、消費者や実需者等に提供する6次産業化、農商工連携又は地産地消の取組、地域資源の魅力の再発見に資する食育活動の取組並びに持続可能な循環資源活用の取組(以下「6次産業化の取組等」という。)を行うことは、農林漁業者等の所得を増大し、農山漁村を活性化するとともに、我が国経済の健全な発展と国民生活の安定向上にも貢献するものである。

このため、本要綱を制定し、本交付金により、6次産業化の取組等の支援を行う。

## 第2 目 的

本交付金により実施する事業(以下「本事業」という。)は、第1の趣旨を踏まえ、 農山漁村が有する地域資源を活用して新たな付加価値を生み出し、6次産業化の取組等 の推進に資することを目的として行う。

## 第3 事業の実施等に関して必要な事項

本事業の実施に関して必要な事項は、第4から第9までに定めるもののほか、次の(1)から(10)までに掲げる事業ごとに、別記に定めるものとする。

- (1) 加工・直売の支援体制整備事業 別記1-1
- (2) 加工・直売の推進支援事業 別記1-2
- (3) 地域での食育の推進事業 別記2
- (4) バイオマス利活用推進事業 別記3
- (5) 営農型太陽光発電の高収益農業の実証事業 別記4
- (6) メタン発酵消化液等の肥料利用の促進事業 別記5
- (7) フードバンク活動の推進事業 別記6
- (8) 研究開発・成果利用の促進事業 別記7
- (9)加工・直売施設整備事業 別記8-1及び別記8-2
- (10) バイオマス利活用施設整備事業 別記9-1及び別記9-2

### 第4 事業の実施

1 成果目標の設定

事業実施主体は、別記に定めるところにより、事業の具体的な成果目標を定めるものとする。ただし、第3の(4)に掲げる事業を除く。

2 事業の採択基準

採択基準については、次に定めるもののほか、別記に定めるものとし、地方農政局長等(北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては当該都府県を管轄する地方農政局長をいう。以下同じ。)は、事業実施計画が採択基準を全て満たす場合に限り、第5の2及び3に規定する協議を行うものとする。

- (1) 事業実施主体の財務状況が、安定した事業運営が可能であると認められること。
- (2) 事業費のうち事業実施主体の負担分について、適正な資金調達が可能であること。
- (3) 事業実施主体が、事業実施手続及び会計手続を適正に行い得る体制を有していること。
- (4) 事業実施計画が、事業の目的に照らし、また事業を確実に遂行する上で、適切なものであること。
- (5) 事業実施計画において、事業の成果目標が明記されており、かつ適切な効果検証が行われることが見込まれるものであること(第3の(4)及び(5)に掲げる事業を除く。)。
- (6) 事業実施主体が、事業を自己資金若しくは他の助成により実施中又は既に終了しているものでないこと。
- (7) 人件費を計上する場合には、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正 化について」(平成22年9月27日付け22経第960号大臣官房経理課長通知)に 基づき、算定されるものであること。
- 3 事業費の低減

事業実施主体は、過剰な施設の整備等を排除するなど、徹底した事業費の低減に努めるものとする。

4 費用対効果分析

第3の(9)及び(10)に掲げる事業を実施する事業実施主体は、投資に対する効果が適正か否かを判断し、過剰投資とならないよう、投資効率等を十分に検討し、整備する施設等の導入効果について、別記に定める手法を用いて費用対効果分析を行うものとする。

### 第5 事業実施等の手続

1 事業実施計画の作成

事業実施主体(都道府県を除く。)は、次の(1)から(10)までに掲げる事業((5)に掲げる事業を除く。)ごとに、それぞれ定める様式により、事業実施計画を作成し、又は作成した事業実施計画を変更したときは、都道府県知事に提出するものとする。また、都道府県が自ら事業実施主体となる場合は、次の(1)、(3)、(5)、

- (7) 及び(8) に掲げる事業ごとに、それぞれ定める様式により、事業実施計画を 作成するものとする。
- (1)加工・直売の支援体制整備事業 別紙様式第1号
- (2) 加工・直売の推進支援事業 別紙様式第2号
- (3) 地域での食育の推進事業 別紙様式第3号
- (4) バイオマス利活用推進事業 別紙様式第4号
- (5) 営農型太陽光発電の高収益農業の実証事業 別紙様式第5号
- (6) メタン発酵消化液等の肥料利用の促進事業 別紙様式第6号
- (7) フードバンク活動の推進事業 別紙様式第7号
- (8) 研究開発・成果利用の促進事業 別紙様式第8号
- (9) 加工·直壳施設整備事業 別紙様式第9号
- (10) バイオマス利活用施設整備事業 別紙様式第 10 号
- 2 都道府県事業実施計画の作成及び協議
- (1) 都道府県知事は、1の事業実施計画(自らが作成したものを含む。)を踏まえ、 都道府県事業実施計画(以下「都道府県計画」という。)を作成し、別紙様式第11 号により地方農政局長等に提出し、その内容について協議を行うものとする。

ただし、食料産業・6次産業化交付金の配分基準(平成30年3月30日付け29食産第5356号食料産業局長通知。以下「配分基準」という。)に基づく配分の対象となった事業実施計画が配分を受けることとなったポイントを下回った場合は、当該協議を行うことができないものとする。

- (2) 都道府県知事は、当該都道府県計画に特認団体(法人格を有しない団体であって 都道府県知事が地方農政局長等と協議の上、特に認める団体をいう。) が事業実施 主体として含まれている場合は、(1) の提出を行う際に、別記1-2から別記3 に定めるところにより事業実施主体が作成した別紙様式第12号(特認団体認定申 請書)の写しを添えて、別紙様式第13号を提出し、その内容について地方農政局 長等と協議を行うものとする。
- 3 都道府県計画の変更又は中止若しくは廃止の協議

都道府県知事は、2の規定により作成した都道府県計画に次の(1)から(6)に 掲げる事項が生じた場合又は都道府県計画の中止若しくは廃止が生じた場合は、当該 都道府県計画を別紙様式第11号により地方農政局長等に提出し、その内容について協 議を行うものとする。

なお、変更の内容が成果目標の達成に資するものであり、次の(1)から(6)までのいずれにも該当しない場合は、当該協議を受けることなく本事業の範囲内で都道府県計画の取組内容等を変更することができるものとする。

- (1) 事業実施主体の変更(事業実施主体の追加、削除、名称の変更)
- (2) 事業実施主体の成果目標の変更(成果目標の変更、目標値の変更)
- (3) 特認団体又は都道府県が実施する事業内容の変更
- (4) 新商品の変更(第3の(9)に掲げる事業に限る。)
- (5) 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の

利用促進に関する法律(平成22年法律第67号。以下「六次産業化・地産地消法」という。)第5条又は第6条の規定に基づく認定又は変更の認定を受けた総合化事業計画(以下「認定総合化事業計画」という。)及び中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律(平成20年法律第38号。以下「農商工等連携促進法」という。)第4条又は第5条の規定に基づく認定又は変更の認定を受けた農商工等連携事業計画(以下「認定農商工等連携事業計画」という。)の変更に伴い必要となる変更(第3の(9)に掲げる事業に限る。)

(6) 不用額の発生により交付決定の額の減額を受けようとするとき(地方農政局長等が必要と認めた場合に限る。)

## 第6 国の助成措置

- 1 国は、毎年度、予算の範囲内において、本事業の実施、都道府県による指導等に必要な経費について、別に定めるところにより交付金を交付する。
- 2 国は、都道府県に交付した交付金に不用額が生じることが明らかになったときは、 都道府県知事に対し、交付金の全部若しくは一部を減額し、又は既に交付された交付 金の全部若しくは一部の返還を求めることができる。

## 第7 事業実施状況の報告等

1 報告

事業実施主体は、別記に定めるところにより、事業実施状況の報告書を作成するものとする。また、都道府県以外が事業実施主体となる場合は、当該報告書を都道府県知事に報告するものとする。

ただし、事業実施年度が目標年度の事業(第3の(5)に掲げる事業を除く。)に あっては、当該報告を第8の1の報告に代えることができるものとする。

2 事業実施主体に対する措置

都道府県知事は、事業実施主体から1の規定による事業実施状況の報告を受けた場合には、その内容を点検し、事業実施計画に定められた成果目標の達成が立ち遅れていると判断した場合は、当該事業実施主体に対して適切な措置を講ずるものとする。

3 地方農政局長等への報告

都道府県知事は、1の規定により事業実施主体から報告を受けた事業実施状況及び 自ら事業実施主体として作成した事業実施状況について、別紙様式第14号により事業 実施状況報告書を作成し、別記に定める報告期間に応じ、報告を受けた年度の7月末 までに、地方農政局長等に報告するものとする。

4 都道府県知事に対する指導

3の規定による報告を受けた地方農政局長等は、成果目標の進捗状況等の点検を行い、その結果を踏まえ、必要に応じ、都道府県知事を指導するものとする。

この場合において、地方農政局長等は、当該指導の内容を、報告を受けた年度の 12 月末までに食料産業局長に報告するものとする。

5 都道府県知事に対する報告徴収

地方農政局長等は、都道府県知事に対し、4の規定によるもののほか、必要に応じ、 事業実施主体ごとの事業実施状況について、報告を求めることができるものとする。

## 第8 事業成果の評価等

#### 1 報告

事業実施主体は、第3の(4)及び(5)に掲げる事業を除き、別記に定めるところにより、事業を実施したことによって得られた成果について評価し、その内容について報告書を作成するものとする。また、都道府県以外が事業実施主体となる場合は、当該報告書を都道府県知事に報告するものとする。

### 2 改善措置の指導等

都道府県知事は、事業実施主体から1の規定による事業成果状況の報告を受けた場合には、その内容を点検し、その結果、事業実施計画に定めた成果目標の全部又は一部が達成されていないと認める場合には、当該事業実施主体に対し、必要な改善措置を指導し、当該成果目標が達成されるまでの間、改善状況を報告させるものとする。

## 3 地方農政局長等への報告

都道府県知事は、1の規定により報告を受けた事業成果の状況及び自ら事業実施主体として作成した事業成果の状況について、別記に定める報告期間に応じ、別紙様式第14号により報告書を作成し、報告を受けた年度の9月末(第3の(3)に掲げる事業については7月末)までに、地方農政局長等に報告するものとする。

### 4 事業成果の評価

3の規定による報告を受けた地方農政局長等は、その内容を点検し、遅滞なく関係部局で構成する検討会を開催し、事業の成果の評価を行うものとする。また、必要に応じ、当該評価の結果を踏まえ、都道府県知事を指導するものとする。

この場合において、地方農政局長等は、当該評価結果及び当該指導の内容を、評価 を行った年度の12月末までに食料産業局長に報告するものとする。

## 第9 交付対象事業の公表

本事業の適正な実施及び透明性の確保を図るため、都道府県知事は、交付対象事業(第3の(9)及び(10)に掲げる事業に限る。)が完了した場合、実施した事業の概要について、都道府県のホームページへの掲載等により、事業実施年度の翌年度の7月末までに公表を行うものとする。

## 第10 その他

事業実施主体は、事業の進行状況等を都道府県知事に随時報告するほか、都道府県担当者の求めに応じて報告を行い、適切な事業の執行に努めるものとする。

### 附則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 本通知の施行に伴い、6次産業化ネットワーク活動交付金実施要綱(平成25年5月

16日付け25食産第599号農林水産事務次官依命通知。以下「旧実施要綱」という。)は廃止する。この場合において、この通知による廃止前の旧実施要綱の規定に基づき、平成29年度までに実施した事業又は、平成30年度以降に繰り越して実施される事業については、なお従前の例による。

### 附則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要綱により実施した事業については、なお従前の例による。
  - 別記1-1 加工・直売の支援体制整備事業
  - 別記1-2 加工・直売の推進支援事業
  - 別記2 地域での食育の推進事業
  - 別記3 バイオマス利活用推進事業
  - 別記4 営農型太陽光発電の高収益農業の実証事業
  - 別記5 メタン発酵消化液等の肥料利用の促進事業
  - 別記6 フードバンク活動の推進事業
  - 別記7 研究開発・成果利用の促進事業
  - 別記8-1 加工・直売施設整備事業
  - 別記8-2 加工・直売施設整備事業に関する交付対象事業事務及び交付対象事業費の 取扱い
  - 別記9-1 バイオマス利活用施設整備事業
  - 別記9-2 バイオマス利活用施設整備事業に関する交付対象事業事務及び交付対象事 業費の取扱い

#### (様式関係)

#### 【実施要綱本文様式】

- ・別紙様式第1号 食料産業・6次産業化交付金(加工・直売の支援体制整備事業) 実施 計画書
- ・別紙様式第2号 食料産業・6次産業化交付金(加工・直売の推進支援事業)実施計画 書
- ・別紙様式第3号 食料産業・6次産業化交付金(地域での食育の推進事業)実施計画書
- ・別紙様式第4号 食料産業・6次産業化交付金 (バイオマス利活用推進事業) 実施計画書
- ・別紙様式第5号 食料産業・6次産業化交付金(営農型太陽光発電の高収益農業の実証 事業)実施計画書
- ・別紙様式第6号 食料産業・6次産業化交付金(メタン発酵消化液等の肥料利用の促進 事業)実施計画書
- ・別紙様式第7号 食料産業・6次産業化交付金 (フードバンク活動の推進事業) 実施計 画書

- ・別紙様式第8号 食料産業・6次産業化交付金(研究開発・成果利用の促進事業) 実施 計画書
- ·別紙様式第9号 食料産業·6次産業化交付金(加工·直売施設整備事業)実施計画書
- ・別紙様式第10号 食料産業・6次産業化交付金(バイオマス利活用施設整備事業) 実施計画書
- ・別紙様式第11号 食料産業・6次産業化交付金の都道府県計画の協議
- ・別紙様式第12号 食料産業・6次産業化交付金の特認団体認定申請書
- ・別紙様式第13号 食料産業・6次産業化交付金における特認団体に係る認定協議
- ・別紙様式第14号 食料産業・6次産業化交付金の事業実施状況報告及び評価報告

# 【別記1-1、別記1-2、別記2、別記3、別記4、別記5、別記6及び別記7共通 様式】

・別紙様式第15号 食料産業・6次産業化交付金に関する交付決定前着手届

## 【別記1-2様式】

・別紙様式第16号 食料産業・6次産業化交付金の事業収益状況報告書

## 【別記3様式】

・別紙様式第 17 号 食料産業・6 次産業化交付金 (バイオマス利活用推進事業) に関する 整備状況報告書

#### 【別記4様式】

・別紙様式第 18 号 食料産業・6 次産業化交付金の営農型太陽光発電の高収益農業の実証 事業に関する売電収入状況報告書

#### 【別記8-1様式】

・別紙様式第 19 号 食料産業・6 次産業化交付金の加工・直売施設整備事業に関する費用 対効果分析(投資効率)

## 【別記8-2様式】

- ・別紙様式第 20 号 食料産業・6 次産業化交付金の加工・直売施設整備事業に関する交付 決定前着手届
- ・別紙様式第 21 号 食料産業・6 次産業化交付金の加工・直売施設整備事業に関する入札 結果報告・着手届
- ・別紙様式第 22 号 食料産業・6 次産業化交付金の加工・直売施設整備事業に関するしゅ ん功届
- ・別紙様式第23号 加工・直売施設整備事業で取得又は効用の増加した施設等の増築(模様替え、移転、更新等)届

## 【別記9-1様式】

・別紙様式第24号 食料産業・6次産業化交付金のバイオマス利活用施設整備事業に関する費用対効果分析(投資効率)

## 【別記9-2様式】

- ・別紙様式第 25 号 食料産業・6 次産業化交付金のバイオマス利活用施設整備事業に関する交付決定前着手届
- ・別紙様式第 26 号 食料産業・6 次産業化交付金のバイオマス利活用施設整備事業に関する入札結果報告・着手届
- ・別紙様式第27号 食料産業・6次産業化交付金のバイオマス利活用施設整備事業に関するしゅん功届
- ・別紙様式第 28 号 バイオマス利活用施設整備事業で取得又は効用の増加した施設等の増 築(模様替え、移転、更新等)届

## 加工・直売の支援体制整備事業

### 第1 事業の内容等

本事業の内容及び交付対象となる経費の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- 1 6次産業化等に関する戦略の策定
- (1) 事業内容

都道府県又は市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、事業実施主体の管轄する区域内の農林漁業者等(農林漁業者又はこれらの者の組織する団体のことをいう。以下同じ。)、食品産業の事業者その他の商工業者、金融機関、国等の関係行政機関等の参加を得て、協議会(以下「6次産業化・地産地消推進協議会」という。)を組織し、次のアからケまでに掲げる事項を含むその区域における6次産業化、農商工連携及び地産地消(以下「6次産業化等」という。)の取組に関する戦略(以下それぞれ「都道府県戦略」又は「市町村戦略」という。)を策定(更新を含む。以下同じ。)又は策定に向けた検討を行い、関係機関と連携して戦略に基づく取組を推進するものとする。

なお、戦略を策定した都道府県又は市町村は、戦略に基づく農林漁業者等と他の 事業者等とのマッチング、異業種交流等を目的とした交流会を開催することができ るものとする。

(注) 「6次産業化・地産地消推進協議会」の名称は、都道府県戦略又は市町村戦略の策定及びそれに基づく推進等が実施できる組織であれば、実情に応じて別の名称としても構わない。

また、構成員は、地域の実情に応じて選定しても構わない。既存の協議会等を 活用することも可能とする。

複数の市町村が統一の協議会を組織する場合は、その協議会の区域で戦略を策定することができる。

- ア その区域内の農林漁業及び6次産業化等についての現状と課題
  - (注) 市町村の区域内では、どのような作物がどのくらいの面積で生産されているのか、どのような6次産業化等の取組が進められているのか、どのような 課題があるのか等を記載すること。
- イ アの現状と課題を踏まえた6次産業化等の取組方針(2に掲げる取組の方針を 含む。)
  - (注) 地域で生産される農産物の加工・直売、輸出、学校給食等の施設給食、医 福食農連携、再生可能エネルギーの利用等のうち、どの分野に力を入れるの か、その取組方針等を記載すること。
- ウ 今後(5年後程度)の6次産業化等推進の成果目標(売上げ、6次産業化等に 取り組む事業者(以下「6次産業化事業体」という。)の数等)
  - (注) 6次産業化等の実績、今後の取組方針等を勘案し、地域内の加工品の売上 げ、新商品開発に取り組む事業体数、六次産業化・地産地消法(地域資源を 活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用

促進に関する法律(平成22年法律第67号)をいう。以下同じ。)第5条の認定を受けた総合化事業計画の事業者数、株式会社農林漁業成長産業化支援機構法(平成24年法律第83号。以下「機構法」という。)による出資事業体数等の目標値について記載すること。

- エ 地域の特性を生かして6次産業化等に取り組む上で重点的に活用を図るべき農林水産物又はこれを原材料として開発及び生産する新商品の種類、当該新商品を開発及び生産する際に用いる加工の技術並びに当該新商品の販路開拓等の方向性
  - (注)地域の農産物を活用してどのような新商品を開発したいのか、どのような 技術を活用したいのか、新商品の販路開拓にどのように取り組むのか等の方 向性について記載すること。
- オ 育成を図る6次産業化事業体等の将来像
  - (注) 小規模農家等の集団化による集落営農を法人化することを通じた育成、農業法人及び地域内の食品事業者等と連携した育成、女性の力を活用した育成等を記載すること。
- カ 市町村が6次産業化事業体を支援するために行う施策
  - (注) 新商品開発、販路開拓、人材育成、農林漁業者等と2次・3次事業者との 交流など、市町村の単独事業で支援するもの等を記載すること。
- キ 国等の支援施策の活用方策
  - (注)必要に応じて記載すること。
- ク 戦略の効果検証及び見直しに関する取組
  - (注) 必要に応じて記載すること。
- ケ アからクまでに掲げるもののほか、6次産業化等を推進するために必要な事項 (注)必要に応じて記載すること。
- (2) 交付対象経費

6次産業化・地産地消推進協議会開催費(講師謝金、講師旅費、資料印刷費等)、 交流会開催費(講師謝金、講師旅費、会場借料、資料印刷費、開催案内印刷・発送 費等)、通信費、消耗品費等

### 2 人材育成研修会の開催

### (1) 事業内容

経営感覚を持って6次産業化等の事業に取り組む人材を育成するため、HACCP、衛生・品質管理、ブランド戦略に関する権利や手続、経営、マーケティング、資金調達等に必要な知見を得るための講義を行うとともに、加工・販売等の実践的な経験を得るため、6次産業化事業体等へのインターンシップ研修を実施する。

なお、講義の内容及び実施期間については、平成27年度農山漁村地域ビジネス創出人材育成事業で作成した「農山漁村地域ビジネス創出人材育成プログラム」の内容及び実施期間を参考とすることとし、インターンシップ研修の実施期間については2週間程度とする。ただし、人材育成研修会の趣旨を逸脱しない限りにおいて、地域の実情を踏まえた内容及び実施期間を設定しても構わないこととする。

また、本研修会取組後に、研修を受けた農林漁業者等に対し、6次産業化等への 取組状況等について、聞取調査又はアンケート調査を行う。

(2) 交付対象経費

管理運営費(人件費、旅費、研修生募集案内印刷費等)、開講実施費(会場費(会場借料、会場等備品、会場整理賃金)、講師謝金、講師旅費、テキスト作成費(原稿料、資料印刷費)等)、インターンシップ研修の実施費(研修生受入れ謝金、研修生損害保険料等)、通信費、消耗品費等

## 第2 事業実施主体等

- 1 本事業の事業実施主体及び交付率は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 6次産業化等に関する戦略の策定
  - ア 事業実施主体 都道府県及び市町村
  - イ 交付率 定額
- (2) 人材育成研修会の開催
  - ア 事業実施主体

都道府県及び戦略策定市町村(第1の1の市町村戦略を定めた市町村をいう。 以下同じ。)

イ 交付率

定額

## 第3 目標年度及び成果目標

- 1 事業の目標年度は、事業実施年度から3年以内とする(事業実施年度とすることも 可能とする。)。
- 2 成果目標は、第1の事業内容に応じ、目標年度までの間の定量的な目標を設定するものとする。

## 第4 採択基準等

- 1 採択基準
- (1) 第1の2に掲げる事業が、特定の資格取得を目的に実施されるものでないこと。 また、講義の内容については、HACCP 及び衛生・品質管理に係るものは必ず含める とともに、商標や地理的表示等ブランド戦略に関する権利取得や手続方法等に係る ものは必要に応じて含め、6次産業化等の取組を行う上で実践的な知識の習得に資 するものであること。
- (2) 別記1-2の第1の3に掲げる事業に取り組もうとする市町村は、第1の1の事業により策定(更新を含む。) する市町村戦略に、直売所の売上げ向上に向けた取組方針、目標等を定めること。
- (3) 別記1-2の第1の4に掲げる事業に取り組もうとする市町村は、第1の1の事業により策定(更新を含む。) する市町村戦略に、施設給食における地場食材の利

用拡大の取組方針、目標等を定めること。

(4) 別記1-2の第1の5に掲げる事業に取り組もうとする市町村は、第1の1の事業により策定(更新を含む。)する市町村戦略に、スマイルケア食(新しい介護食品)の開発等の取組方針、目標等を定めること。

## 2 事業の実施に関する事項

- (1) 第1の1の6次産業化・地産地消推進協議会のうち都道府県段階におけるものについては、財務局、経済産業局及び地方運輸局並びにその都道府県の区域を営業範囲とする支援対象事業活動支援団体(機構法第21条第1項第2号に規定する支援対象事業活動支援団体をいう。)の参加を求めること。
- (2) 第1の1の6次産業化・地産地消推進協議会の開催に当たっては、地域の実情を 踏まえ、学校給食関係者、病院・福祉施設関係者、直売所関係者、観光事業者、食 品事業者、大学・介護施設等の関係者等の参加を得て、農林水産物等の加工・直売、 輸出、施設給食における利用、医福食農連携、再生可能エネルギーの利用など地域 の実情に応じた分野をターゲットとした6次産業化等の取組方針等の検討を行う こと。

## 3 申請できない経費

次の経費は、事業の実施に必要なものであっても、所要額に含めることができない。

- (1) 本事業の業務(資料の整理・収集、調査の補助等)を実施するために雇用した者に支払う経費のうち、労働の対価として労働時間及び日数に応じて支払う経費以外の経費
- (2) 拠点となる事務所の借上経費
- (3)補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第6条第1項の交付の決定(以下「交付決定」という。)の前に発生した経費(4の(1)ただし書により交付決定の前に着手した場合を除く。)
- (4) 交付金対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額(交付金対象 経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和 63 年法律第 108 号) の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該 金額に地方税法の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に交付 率を乗じて得た金額)
- (5) 都道府県及び市町村が事業実施主体となる場合の職員の人件費
- (6) 第1の2の人材育成研修会の研修生の在住地(自宅等)から研修地(研修生を受け入れる研修先等)までの間の旅費(交通費、宿泊費等)
- (7) その他本事業を実施する上で必要とは認められない経費及び本事業の実施に要し た経費であることを証明できない経費

#### 4 事業の着手

(1) 事業の着手は、交付決定に基づき行うものとする。 ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得な い事情により、交付決定の前に着手する場合にあっては、事業実施主体は、あらかじめ、都道府県知事の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した食料産業・6次産業化交付金に関する交付決定前着手届(別紙様式第 15 号)を事業実施主体が市町村の場合は都道府県知事に事業実施主体が都道府県の場合は地方農政局長等(北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては当該都府県を管轄する地方農政局長をいう。以下同じ。)に提出するものとする。

(2) (1) ただし書により交付決定の前に着手する場合については、事業実施主体は、本事業について、事業の内容及び交付金の交付が確実となってから、着手するものとする。この場合において、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

なお、事業実施主体は、交付決定の前に着手した場合には、交付申請書の備考欄 に着手年月日及び交付決定前着手届の文書番号を記載するものとする。

(3) 都道府県知事は、(1) ただし書による着手については、事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう指導するほか、着手後においても必要な指導を十分に行うことにより、本事業が適正に行われるようにするものとする。

## 5 契約の適正化

事業実施主体は、第1の1のうち6次産業化等に関する戦略の策定は委託して行わせることはできないものとする。また、第1の1のうち交流会の開催及び第1の2の人材育成研修会の開催の全部又は一部を委託して行わせるときは、次に掲げる事項を事業実施計画に記載することにより、都道府県知事の承認を得るものとする。ただし、都道府県が自ら事業実施主体になる場合は、本要綱第5の2の規定により、その内容の協議を行うものとする。

- ア 委託先が決定している場合は委託先名
- イ 委託する事業の内容及びそれに要する経費

## 第5 事業実施状況の報告

事業実施主体は、事業の実施年度から目標年度までの間、毎年度、事業実施計画(別紙様式第1号に基づき作成されたものをいう。以下同じ。)に定められた目標の達成状況について、自ら点検を行い、次に定める事項を記載した報告書を作成するものとする。また、都道府県以外が事業実施主体の場合は、当該報告書を都道府県知事に報告するものとする。

- (1) 事業の実施状況については、事業実施計画の様式に準じて事業実施結果を記載すること。
- (2) 事業実施計画に掲げた目標の達成状況については、目標値及び目標値の達成率を 踏まえ記載すること。
- (3) (2) を踏まえた事業の効果、課題及び改善方法を記載すること。

### 第6 事業成果の評価

事業実施主体は、目標年度の翌年度において、事業実施計画に定められた目標年度の 達成状況について、自ら評価を行い、次に定める事項を記載した報告書を作成するもの とする。また、都道府県以外が事業実施主体の場合は、当該報告書を都道府県知事に報 告するものとする。

- (1) 事業の達成状況については、事業実施計画の様式に準じて事業実施結果を記載すること。
- (2) 事業実施計画に掲げた目標の達成状況については、成果目標及び成果目標の達成率を踏まえ記載すること。
- (3) (2) を踏まえた課題、改善方法及び今後の方策

## 第7 他の施策との関連

本事業の実施に当たっては、以下の施策との連携等に配慮するものとする。

- 1 六次産業化・地産地消法の目的において、6次産業化の推進と併せて総合的に推進 することとされている地産地消に係る施策
- 2 「人・農地プランと関連施策の連携について」(平成25年6月28日付け25経営第1044号農林水産事務次官依命通知)において、6次産業化施策等と連携することとされている人・農地プランに係る施策
- 3 地域経済全体の活性化に資する観点から、和食などを軸とする観光・食文化政策と の連携に関する施策
- 4 地域再生法(平成17年法律第24号)に基づき、内閣総理大臣から認定された地域 再生計画に位置付けられた施策
- 5 農林水産物・食品の輸出促進に関する施策

## 加工・直売の推進支援事業

### 第1 事業の内容等

事業内容及び交付対象となる経費の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- 1 加工適性のある作物の導入
- (1) 事業内容

新商品の開発に向けて、加工適性のある品種の導入及び栽培方法を変更する際の 栽培技術の習得のための講習会受講や試験栽培の実施、ほ場での栽培技術指導を受 ける等の取組を行う。

(2) 交付対象経費

講習会受講費(講習会受講料、受講者旅費、テキスト購入費)、試験栽培実施費 (種苗費、資材費(肥料費、農薬費、諸資材費))、栽培技術指導受講費(栽培等 管理指導謝金、栽培等管理指導旅費)、通信費、消耗品費等

- 2 新商品開発・販路開拓の実施
- (1) 事業内容
  - ア 新商品開発

国産農林水産物等を活用し、消費者等の需要に即した新商品の開発に必要な試作やパッケージデザインの開発、安全性を確保するための成分分析等を行う。

なお、本取組は、確実に産業として成り立つ新商品を開発する観点から、3回 を限度として、試作品の改良や分析を行うことができるものとする。

- イ 販路開拓の実施
  - (ア) 新商品として開発された試作品の試食会及び試験販売を行い、消費者等の評価の集積を行う。
  - (イ) 国産農林水産物等を活用した商品の販路を開拓するための商談会等への出展 を行う。
- (2) 交付対象経費

新商品開発費(試作品及びパッケージデザインの開発のための開発員手当、資材購入費、成分分析等検査費、試作品の製造に関する機器のレンタル・リース料等)、消費者評価会実施費(会場借料、資料印刷費、アンケート調査印刷費、集計整理賃金)、インターネットを活用した試験販売費、販売促進展開費(会場借料、商品紹介資料印刷費、出展旅費(1回の出展あたり2人までとし、2回分の出展費用を限度とする。)、展示品輸送費)、通信費、消耗品費等

- 3 直売所の売上向上に向けた多様な取組
- (1) 事業内容

ア 直売所の販売力向上に向けた運営体制強化及び経営改善を図るための検討会 や研修会の開催を行う。

- イ 直売所で扱う国産農林水産物等を活用したインバウンド等需要向けの新商品 の開発、消費者評価会の開催を行う。
- ウ 観光事業者等とのツアー等の企画及び直売所の販売額向上のための料理講習会 等のイベントを行う。
- エ 直売所で効率的な集出荷システムを構築するための実証を行う。

### (2) 交付対象経費

検討会・研修会の開催費(委員謝金、委員旅費、会場借料、資料印刷費、通信運搬費、消耗品費等)、新商品開発費(試作品及びパッケージデザインの開発のための開発員手当、資材購入費、成分分析等検査費等)、ツアー等の企画費(観光事業者旅費、資料印刷費等)、新商品の消費者評価会開催費(会場借料、通信運搬費、消耗品費等)、販売企画費(会場借料、資料印刷費、試食材料費、通信運搬費、消耗品費等)、実証実験分析費(分析員手当、調査旅費、資料印刷費、通信運搬費、消耗品費)、実証実験実施費(実施員手当、会場借料、通信運搬費、消耗品費、ハンディーPOS・バーコードプリンターレンタル費、集出荷用トラックレンタル費、集出荷用トラック燃料費、大型保温保冷庫レンタル費、宅配ボックスレンタル費等)等

## 4 施設給食における地場産農林水産物等の利用拡大

## (1) 事業内容

- ア 学校、病院、福祉施設その他の施設において提供される給食(以下「施設給食」という。)の食材として地場産農林水産物等(事業実施主体の属する市町村(特別区を含む。以下同じ。)の区域を含む都道府県の区域において生産された農林水産物及びこれを原料として製造された加工品をいう。以下同じ。)を使用し、その給食を提供する施設を利用する者の需要に即した新たなメニューや加工品の開発、安全性を確保するための成分分析等を行う。
- イ 地場産農林水産物等を安定的に生産・供給する体制を構築するために必要となる事業実施対象地域内の生産量、需要量等の調査、分析等を行う。
- ウ 農林漁業者等(農林漁業者又はこれらの者の組織する団体のことをいう。以下 同じ。)や施設給食の関係者等の相互理解を図るためのほ場見学等の研修会を行 う。
- エ 地場産農林水産物等の利用の定着を図るため、学校給食においてアで開発されたメニューや加工品、イで構築した生産・供給体制の下で納入される地場産農林水産物等の導入実証を行う。

なお、本取組は、学校給食への地場産農林水産物等の生産・供給体制を確認する観点から5回分を限度として、新たなメニューや加工品の導入実証を行うことができるものとする。

## (2) 交付対象経費

新たなメニュー・加工品開発費(試作品の開発のための開発員手当、資材購入費、成分分析等検査費、レシピ印刷製本費等)、調査・分析費(調査員手当、調査旅費、資料印刷費等)、研修会開催費(講師謝金、講師旅費、会場借料、マイクロバスレ

ンタル料、資料印刷費等)、導入実証費(当該年度の1食当たりの平均単価との差額)、通信運搬費、消耗品費等

- 5 地場産農林水産物等を利用した介護食品の開発
- (1) 事業内容

食品事業者、介護関係者等が連携して、地場産農林水産物等を活用した介護食品 (スマイルケア食)の開発を行うとともに、介護食品の配食サービス実証やセミナ ーの開催など普及のための取組を行う。

(2) 交付対象経費

新商品開発費(新商品開発のための研究員手当、開発材料費、アンケート作成費、報告書作成費等)、配食サービス実証費(通信運搬費等)、普及活動費(相談員謝金・旅費、料理教室開催費、パンフレット作成費、広告印刷費、会場借料、資料作成費等)等

## 第2 事業実施主体等

- 1 本事業の事業実施主体及び交付率は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 事業実施主体

農林漁業者等、商工業者の組織する団体、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、市町村、6次産業化・地産地消推進協議会のうち市町村が組織するもの(以下「市町村協議会」という。)又は市町村協議会の構成員及び法人格を有さない団体であって都道府県知事が地方農政局長等(北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては当該都府県を管轄する地方農政局長をいう。以下同じ。)と協議の上特に認める団体(以下「特認団体」という。)

(2) 交付率

定額(事業費の1/3以内(ただし、市町村戦略(本要綱別記1-1の第1の(1)に規定する市町村戦略をいう。以下同じ。)に基づいて行われる取組(戦略策定市町村に所在する事業実施主体の取組であって、当該市町村区域内で生産される農林水産物及び当該農林水産物の副産物を活用した取組として当該市町村が認めるものに限る。)にあっては、事業費の1/2以内)とし、第1の4の工に掲げる取組にあっては、1食当たり40円を事業費の上限とする。)

- 2 特認団体は、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。
- (1) 主たる事務所の定めがあること。
- (2) 代表者の定めがあること。
- (3) 定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規約があること。
- (4) 年度ごとの事業計画、収支予算等が総会等において承認されていること。
- 3 特認団体として事業実施主体になろうとする者は、事業実施計画の提出の際、特認 団体申請書(別紙様式第12号)を都道府県知事に提出すること。

## 第3 目標年度及び成果目標

- 1 事業の目標年度は、事業実施年度から3年以内とする(事業実施年度とすることもできる。)。
- 2 成果目標は、第1の事業内容に応じ、目標年度までの間の定量的な目標を設定する ものとする。

## 第4 採択基準

- 1 採択基準
- (1) 事業実施主体が市町村である場合は、市町村協議会を設置し、かつ、市町村戦略を定めていること。
- (2) 事業実施主体が市町村協議会である場合にあっては、当該市町村が、市町村戦略を定めていること。
- (3) 事業実施主体が市町村協議会の構成員である場合には、事業の内容が市町村戦略に基づいて行われる取組であると当該市町村が認めたものであること。
- (4) 事業実施主体が農林漁業者等、商工業者の組織する団体、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、市町村協議会の構成員及び特認団体である場合は、多様な事業者(事業実施主体を含む3者以上とし、農林漁業者等を必ず含むものとする。)が連携するネットワークを構築しており、又は構築することが確実であること。
- (5) 第1の1の試験栽培の実施に当たっては、次のアからウまでを満たすものであること。
  - ア 栽培経験のある品種を栽培するものでないこと。
  - イ 事業実施年度中に収穫できる作物であること。
  - ウ 収穫した作物を販売するものでないこと。
- (6) 第1の2の(1) のアの新商品開発にあっては、次のアからウまでを満たすものであること。
  - ア 国産農林水産物等を活用し、かつ、消費者の需要に即したものであって、商品 に新規性を有し、主要原材料の仕入先の確保、製造過程における技術的な課題の 解決策、販売価格の設定、事業の実施体制等について事前に十分な調査・検討が 行われているものであること。
  - イ 食品安全に係る対策が適切に講じられているものであること。
  - ウ 開発した新商品にあっては、「FCP展示会・商談会シート」を作成すること。
- (7) 第1の2の(1) のイの事業実施主体は、販路開拓の実施として行われる試験販売にあっては、次のア及びイを満たすものであること。
  - なお、試験販売の実施により収入が発生した場合には、当該収入のうち利益分を本事業に係る経費から差し引いて交付金の額を確定させるものであること。
  - ア 展示会等のブース又は事業実施主体が所有し、若しくは自ら借り上げた販売スペースにおいて、限定された期間で不特定多数の者に対して必要最小限の数量を 試験的に販売するものであること。
  - イ 商品の仕様、顧客の評価等の測定・分析を行い、試作品を改良して本格的な生

産・販売活動につなげるためのものであること。

- (8) 第1の2の(1) のイの販路開拓の実施として行われる商談会等への出展にあっては、「FCP展示会・商談会シート」又は「他の展示会・商談シート」を作成すること。
- (9) 第1の4の施設給食における地場産農林水産物等の利用拡大及び第1の5の地場 産農林水産物等を利用した介護食品の開発にあっては、次のア及びイを満たすもの であること。
  - ア 地場産農林水産物等を活用し、かつ、その給食を提供する施設を利用する者又は介護食品の提供を受ける者の需要に即したものであって、原材料の安定的な生産・供給体制や製造過程における技術的な課題の解決策、価格の設定、事業の実施体制等について事前に十分な調査・検討が行われているものであること。
  - イ 食品安全に係る対策が適切に講じられているものであること。

## 2 申請できない経費

次の経費は、事業の実施に必要なものであっても、所要額に含めることができない。

- (1) 本事業の業務(資料の整理・収集、調査の補助等)を実施するために雇用した者に支払う経費のうち、労働の対価として労働時間及び日数に応じて支払う経費以外の経費
- (2) 拠点となる事務所の借上経費
- (3)補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。)第 6条第1項の交付の決定(以下「交付決定」という。)の前に発生した経費(4の (1)のただし書により交付決定の前に着手した場合を除く。)
- (4) 交付金対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額(交付金対象 経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第 108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該 金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じ て得た金額の合計額に交付率を乗じて得た金額)
- (5) 市町村職員の人件費
- (6) 第1の2の新商品開発のための機械リースにおいて新商品開発以外に使用可能な 汎用性の高いもののリース料(例:パソコン、プリンター等)
- (7) その他本事業を実施する上で必要とは認められない経費及び本事業の実施に要した経費であることを証明できない経費

### 3 事業の着手

(1) 事業の着手は、交付決定に基づき行うものとする。

ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情により、交付決定の前に着手する場合にあっては、事業実施主体は、あらかじめ、都道府県知事の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した食料産業・6次産業化交付金に関する交付決定前着手届(別紙様式第15号)を都道府県知事に提出するものとする。

(2) (1) ただし書により交付決定の前に着手する場合については、事業実施主体は、本事業について、事業の内容及び交付金の交付が確実となってから、着手するものとする。この場合において、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

なお、事業実施主体は、交付決定の前に着手した場合には、交付申請書の備考欄 に着手年月日及び交付決定前着手届の文書番号を記載するものとする。

(3) 都道府県知事は、(1) ただし書による着手については、事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう指導するほか、着手後においても必要な指導を十分に行うことにより、本事業が適正に行われるようにするものとする。

## 4 契約の適正化

(1) 事業実施主体は、本事業の一部を委託して行わせるときは、次に掲げる事項を事業実施計画に記載することにより、都道府県知事の承認を得るものとする。

ただし、委託して事業を行わせる場合は、事業費の2分の1を超えない範囲とする。

ア 委託先が決定している場合は委託先名

イ 委託する事業の内容及びそれに要する経費

(2) 事業実施主体は、事業を遂行するため、委託契約をする場合は、一般競争に付さなければならない。ただし、事業の運営上、一般競争に付することが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができるものとする。また、食料産業・6次産業化交付金交付要綱(平成30年3月30日付け29食産第5355号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。)第20の(2)に基づき、競争入札等に参加する者に対して、申立書(交付要綱別記様式第10号)の提出を求めるものとする。

## 第5 事業実施状況の報告

事業実施主体は、事業の実施年度から目標年度までの間、毎年度、事業実施計画(別紙様式第2号に基づき作成されたものをいう。)に定められた目標の達成状況について、自ら点検を行い、次に定める事項を記載した報告書を作成し、都道府県知事に報告するものとする。

- (1) 事業の実施状況については、事業実施計画の様式に準じて事業実施結果を記載すること。
- (2) 事業実施計画に掲げた目標の達成状況については、目標値及び目標値の達成率を 踏まえ記載すること。
- (3) (2) を踏まえた事業の効果、課題及び改善方法を記載すること。

## 第6 事業成果の評価

事業実施主体は、目標年度の翌年度において、事業実施計画に定められた目標年度の 達成状況について、自ら評価を行い、次に定める事項を記載した報告書を作成し、都道 府県知事に報告するものとする。

- (1) 事業の達成状況については、事業実施計画の様式に準じて事業実施結果を記載すること。
- (2) 事業実施計画に掲げた目標の達成状況については、成果目標及び成果目標の達成率を踏まえ記載すること。
- (3) (2) を踏まえた課題、改善方法及び今後の方策

## 第7 事業収益状況の報告

事業実施主体は、第1の2の(1)のアの新商品の開発、第1の3の(1)のイの新商品の開発及び第1の5の(1)の介護食品の開発に関して、事業を実施することにより発生した収益(以下別記1-2において「事業収益」という。)の状況について、事業終了年度の翌年度以降3年間毎年、別紙様式第16号により事業収益状況報告書を作成し、各決算期の終了後(半年決算の事業者にあっては、下半期の決算の終了後)2月以内に、本要綱第5の1の規定により事業実施計画を提出した都道府県知事に提出するものとする。

なお、本事業の事業収益が1カ年も発生していない場合で4年目以降も本事業で開発した新商品又は介護食品の製造・販売事業を継続する場合は、4年目以降も別紙様式第16号を作成し、当該新商品の製造・販売の取り止めた年度又は事業収益が発生することとなった年度の翌年度まで都道府県知事に報告するものとする。

## 第8 収益納付

- 1 事業実施主体は、第1の2の(1)のアの新商品の開発、第1の3の(1)のイの 新商品の開発及び第1の5の(1)の介護食品の開発に係る事業収益について、相当 の収益を得たと認められるときは、(1)又は(2)により算定した額を、都道府県 知事を経由し国庫に納付するものとする。
- (1) 事業収益が発生した場合の納付額は、毎年度ごとの当該事業収益の額に、当該事業収益を取得したときまでに新商品開発、当該新商品の改良、介護食品の開発及び当該介護食品の改良(以下第8において「新商品開発等」という。)に関して交付された交付金の総額を本事業に関連して支出された新商品開発及び当該新商品の改良に要した費用の総額で除した値を乗じて得た額とする。
- (2) 事業により開発された新商品又は介護食品を自ら販売したことにより相当の事業収益が発生した場合の納付額は、次の算式により算出した額とする。

 $E i = \{ (\Sigma A i - \Sigma E i) - (C - D) \} D/C - E$ 

Ei :i年度までに納付すべき事業収益額

ΣΑi: 初年度からi年度までの売上高の累計

ΣΕi:初年度からi年度までの売上高を得るに要した費用(新商品開発

等に要した費用を除きます。) の累計

C:新商品開発等に要した費用の累計

D : 新商品開発等に関する交付金の確定額

E:前年度までの納付額

(注)① 初年度とは、本事業の終了の日の属する決算期の最初の日から

- の1年度間とする。
- ② i 年度とは、本事業の終了の日の属する決算期の最初の日から (i-1) 年間を経過した日からの1年度間とする。
- 2 納付額の上限は、交付された交付金総額から、本事業に係る財産処分に伴う納付額 を差し引いた額とする。
- 3 収益納付すべき期間は、事業終了年度の翌年度以降3年間とする。

## 第9 自社製品の調達又は関係会社からの調達がある場合の利益等排除

本事業において、交付対象経費の中に事業実施主体の自社製品の調達又は関係会社からの調達分がある場合、交付対象事業の実績額の中に事業実施主体の利益等相当分が含まれることは、調達先の選定方法いかんにかかわらず、交付金の交付の目的上ふさわしくないため、以下のとおり利益等相当分の排除を行うものとする。

1 利益等排除の対象となる調達先

事業実施主体が以下の(1)から(3)までのいずれかの関係にある会社から調達を受ける場合(他の会社を経由した場合及びいわゆる下請会社の場合を含む。)は、利益等排除の対象とする。

- (1) 事業実施主体自身
- (2) 100%同一の資本に属するグループ企業
- (3) 事業実施主体の関係会社(事業実施主体との関係において、財務諸表等の用語、 様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)第8条の親会社、子 会社及び関連会社並びに事業実施主体が他の会社等の関連会社である場合におけ る当該他の会社等をいい、上記(2)を除く。以下同じ。)
- 2 利益等排除の方法
- (1) 事業実施主体の自社調達の場合 当該調達品の製造原価をもって交付対象額とする。
- (2) 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合には、取引価格をもって交付金対象額とする。これによりがたい場合には、調達先の直近年度の決算報告(単独の損益計算書)における売上高に対する売上総利益の割合(マイナスの場合は0とする。)をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

(3) 事業実施主体の関係会社からの調達の場合

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって交付金対象額とする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告(単独の損益計算書)における売上高に対する営業利益の割合(マイナスの場合は0とする。)をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

(注) 「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品 に対する経費であることを証明するものとする。また、その根拠となる資料を 提出するものとする。

## 第10 他の施策との関連

本事業の実施に当たっては、以下の施策との連携等に配慮するものとする。

- 1 六次産業化・地産地消法(地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律(平成22年法律第67号)をいう。)の目的において、6次産業化の推進と併せて総合的に推進することとされている地産地消に係る施策
- 2 「人・農地プランと関連施策の連携について」(平成25年6月28日付け25経営第1044号農林水産事務次官依命通知)において、6次産業化施策等と連携することとされている人・農地プランに係る施策
- 3 地域経済全体の活性化に資する観点から、和食などを軸とする観光・食文化政策と の連携に関する施策
- 4 地域再生法(平成17年法律第24号)に基づき、内閣総理大臣から認定された地域 再生計画に位置付けられた施策
- 5 農林水産物・食品の輸出促進に関する施策
- 6 有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する 特別措置法(平成28年法律第33号)に基づく特定有人国境離島地域の地域社会維持 対策に関する施策

## 地域での食育の推進事業

### 第1 事業の内容等

第3次食育推進基本計画及び食育基本法(平成17年法律第63号)第17条に基づき作成した都道府県食育推進計画(以下「食育推進計画」という。)に定められた目標のうち、次の①から⑥までに掲げる目標の達成に向けて、食文化の保護・継承、農林漁業体験機会の提供、和食給食の普及、日本型食生活の普及促進、食育を推進するリーダーの育成、共食の場における食育活動、食品ロス削減等に係る次の1から8までの取組の全部又は一部を行う。

また、事業の実施に当たっては、国産農林水産物や地域の食品の魅力の再発見に資するよう配慮するとともに、事業実施主体においては、事業で実施した取組を都道府県域内に広く普及させるための取組を行うものとする。

さらに、都道府県は、本事業を効果的・効率的に実施することを目的として、本事業の実施主体及び必要に応じてその他の関係者が参加する会議を事業実施期間内に開催するものとする。なお、同会議の開催に当たっては、会議参加者ほかで構成する食育協議会を組織するよう努めるものとする。

## [目標]

- ① 地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承し、伝えている国民 を増やす
- ② 農林漁業体験を経験した国民を増やす
- ③ 栄養バランスに配慮した食生活を実践する国民を増やす
- ④ 食育の推進に関わるボランティアの数を増やす
- ⑤ 地域等で共食したいと思う人が共食する割合を増やす
- ⑥ 食品ロス削減のために何らかの行動をしている国民を増やす

### 1 食育推進検討会の開催

日本型食生活の普及促進、食文化の保護・継承、農林漁業体験機会の提供の推進等を図るための食育推進検討会を開催し、地域における食育の進め方についての検討や効果の検証を行うとともに、関係者間のネットワーク構築等を行う。

また、地域の食育関係情報を事例調査等で整備し、優良な食育活動の普及等を図り、 食育推進活動の指導を行う。

## (交付対象経費)

(1)食育推進検討会の開催費

委員謝金・旅費(外部委員に限る)、会場借料、機器借料、資料印刷費、事務局 活動費、役務費、通信運搬費、消耗品費等

(2) 地域の食育関係情報整備費

調查票·資料印刷費、賃金(集計)、調查員手当·旅費(実態調查)、役務費、通信運搬費、消耗品費等

(3) 教材作成費

教材編集料、印刷費、啓発資材作成・レンタル費、通信運搬費、消耗品費等

## 2 課題解決に向けたシンポジウム等の開催

第3次食育推進基本計画及び食育推進計画に掲げられた課題の解決及び目標達成に 資するテーマに基づくシンポジウム、交流会、展示会等を開催する。

### (交付対象経費)

(1) 課題解決に向けたシンポジウム等の開催費

講師謝金・旅費、賃金(運営補助)、会場借料、機器借料、資料印刷費、啓発資材作成・レンタル費、食材費(調理体験の教材、展示、試食用)、普及宣伝費、役務費、保険料、通信運搬費、消耗品費等

(2) アンケート調査費

調査票・資料印刷費、賃金(集計)、役務費、通信運搬費、消耗品費等

## 3 食育推進リーダーの育成及び活動の促進

地域における食育活動を総合的かつ効果的に推進するため、食品衛生、栄養改善、 農業生産、食文化等の分野において専門的に食育活動を行うボランティア活動の調整、 コーディネート等を行うことができる食育推進リーダーの育成を促進するとともに、 食育推進リーダーの活動(講習会、研修会、現地指導等)を通じて食文化の保護・継 承、日本型食生活等の普及、農林漁業体験の機会の提供等を促進する。

## (交付対象経費)

講師謝金・旅費、賃金(運営補助)、会場借料、機器借料、資料印刷費、啓発資材作成・レンタル費、食材費(調理体験の教材、展示、試食用)、普及宣伝費、役務費、保険料、通信運搬費、消耗品費等

## 4 食文化の保護・継承のための取組支援

郷土料理や行事食等の地域食文化の保護・継承や日本型食生活の実践に向け、子育て世代や若い世代を中心とした各世代に向けた調理講習会や食育授業等を開催する。 (交付対象経費)

講師謝金・旅費、賃金(運営補助)、会場借料、機器借料、食材費(調理体験の教材、展示、試食用)、資料印刷費、啓発資材作成・レンタル費、普及宣伝費、役務費、保険料、通信運搬費、消耗品費等

## 5 農林漁業体験の機会の提供

農林漁業者等の指導の下、地域の関係者と連携を図りながら、農作業等の体験の機会を提供する。

(交付対象経費)

(1) 教育ファーム検討委員会開催費

委員謝金·旅費、会場借料、機器借料、資料印刷費、役務費、通信運搬費、消耗 品費等

(2)農林漁業体験の機会の提供費

体験ほ場の借地料、体験ほ場管理に係る物材費、指導者謝金・旅費、賃金(運営補助)、農業機械・簡易トイレ等借料、資料印刷費、啓発資材作成・レンタル費、貸し切りバス借料(日帰りに要するもの)、種苗・生産資材費(実習用具等の消耗品費を含む。)、会場借料、食材費(農林漁業体験の一環として行う加工・調理体験、試食用)、普及宣伝費、役務費、保険料、通信運搬費、消耗品費等

(3) 農林漁業体験の機会の提供推進のためのコーディネートの実施費

賃金(運営補助)、会場借料、機器借料、貸し切りバス借料(日帰りに要するもの)、資料印刷費、役務費、通信運搬費、消耗品費等

## 6 和食給食の普及

学校等の施設給食での和食給食の普及に向けて、献立の開発及び子供や学校関係者を対象とした食育授業を開催する。

## (交付対象経費)

(1) 献立の開発費

調理師謝金·旅費、賃金(運営補助)、会場借料、機器借料、食材費、資料印刷費、通信運搬費、消耗品費等

## (2) 食育授業費

講師謝金・旅費、賃金(運営補助)、会場借料、機器借料、資料印刷費、啓発資材作成・レンタル費、食材費(調理体験の教材、展示、試食用)、普及宣伝費、役務費、保険料、通信運搬費、消耗品費等

## 7 共食の場における食育活動

地域における共食のニーズの把握、共食の場において食材を提供する地域の農林漁業者等とのマッチングの取組、地域の農林漁業者等や食文化の継承者を招いた食育の取組及び地域において共食の場を試験的に設けるための取組を行う。なお、共食の場を設ける際には、食や農林水産業への理解を深めるための活動となるよう、国産・地場産食材を中心に使用することとし、単なる食料供給の場とならないようにすることとする。

#### (交付対象経費)

(1) ニーズ調査費

調査票・資料印刷費、賃金(集計)、役務費、通信運搬費、消耗品費等

- (2) 農林漁業者等とのマッチングの調査・調整費 調査員手当・旅費、資料印刷費、役務費、通信運搬費、消耗品費等
- (3) マッチング交流会開催費

講師謝金・旅費、賃金(運営補助)、会場借料、機器借料、貸し切りバス借料 (日帰りに要するもの)、資料印刷費、啓発資材作成・レンタル費、食材費(調理 体験の教材、展示、試食用)、普及宣伝費、役務費、保険料、通信運搬費、消耗 品費等

(4) 共食の場の提供(試験的実施)費

講師謝金・旅費、賃金(運営補助)、会場借料、機器借料、資料印刷費、啓発資材作成・レンタル費、食材費(調理体験の教材、展示、試食用)、普及宣伝費、役務費、保険料、通信運搬費、消耗品費等

8 食品ロスの削減に向けた取組

食品ロスの削減に向けた消費者等の意識調査、飲食店等と連携した啓発資料の作成・配布、地域住民等を対象としたセミナー等の開催を行う。

(交付対象経費)

(1) 意識調査費

調査票・資料印刷費、賃金(集計)、役務費、通信運搬費、消耗品費等

(2) 食品ロス削減検討会・セミナー開催費

講師謝金・旅費、賃金(運営補助)、会場借料、機器借料、資料印刷費、啓発資材作成・レンタル費、食材費(調理体験の教材、展示、試食用)、普及宣伝費、役務費、保険料、通信運搬費、消耗品費等

## 第2 事業実施主体

1 本事業の事業実施主体は、次に掲げるとおりとする。

都道府県、市区町村、民間団体等(農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、第三セクター、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、消費生活協同組合、特殊法人、認可法人、公社及び独立行政法人をいう。)及び法人格を有しない団体であって都道府県知事が地方農政局長等(北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては当該都府県を管轄する地方農政局長をいう。以下同じ。)と協議の上、特に認める団体(以下「特認団体」という。)。

- 2 特認団体は、次に掲げる要件を全て満たすものする。
- (1) 主たる事務所の定めがあること。
- (2) 代表者の定めがあること。
- (3) 定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規程があること。
- (4) 各年度ごとに事業計画及び収支予算等が総会等において承認されていること。
- 3 特認団体の申請をする団体は、事業実施計画を提出する際、別紙様式第 12 号を併せて都道府県知事を経由して地方農政局長等に提出し、認定協議を行うものとする。

### 第3 事業の実施期間

- 1 本事業の実施期間は、平成30年度から平成32年度までとする。
- 2 事業実施主体ごとの事業実施計画に基づく事業実施期間は、原則として、交付決定 の日から当該年度の末日までとする。

## 第4 採択基準

本要綱第4の2の事業ごとに定める採択基準は、次に掲げるとおりとする。

- 1 事業内容について、第3次食育推進基本計画及び事業実施地域を所管する都道府県 が策定した食育推進計画の実現並びに本事業が設定した目標の達成に資するものであ ること。
- 2 事業で実施する各種取組について他の事業実施主体が活用できる汎用性があること 及び同取組をホームページや広報誌、食育以外のイベント等の場を活用して広く普及 させることにより、本事業の効果をさらに高めていることが示されていること。

### 第5 事業の実施手続

- 1 事業実施計画の作成及び協議
- (1) 本要綱第5の1の規定に基づき、事業実施主体は、別紙様式第3号により事業実施計画を作成するものとする。また、都道府県以外が事業実施主体となる場合は、 当該事業実施計画を、その事業実施主体が所在する行政区域の都道府県知事に提出 するものとする。
- (2) 都道府県知事は、(1) に基づき事業実施主体から提出される事業実施計画を本 要綱第4の2及び別記2第4の採択基準に準じて審査し、採択した計画に自身の事 業計画を含めて、別紙様式第11号により都道府県事業実施計画を作成するものと する。
- (3) 都道府県知事は、(2) により作成した都道府県事業実施計画を、地方農政局長等に提出し、その内容の妥当性について協議を行うものとする。
- (4) 都道府県事業実施計画の変更又は中止若しくは廃止の協議については、本要綱第 5の3による。
- (5) 地方農政局長等は、都道府県知事に対し、(2) における採択に当たって、必要に応じ追加の資料の提出を求めることができるものとする。

#### 2 事業の委託

事業実施主体は、他の者に本事業の一部を委託して行わせる場合は、次に掲げる事項を別紙様式第3号別添の「第2 総括表」の「事業の委託」の欄に記載するものとする。

なお、委託して行わせる範囲は、事業区分ごとの事業費の2分の1を超えてはならない。ただし、地方公共団体が委託する場合を除く。

- (1) 委託先が決定している場合は、委託先名
- (2) 委託する事業の内容及びそれに要する経費
- 3 地域での食育の推進事業に係る都道府県の手続
- (1) 交付決定及び額の確定

都道府県知事は、事業実施計画の協議が整った後、事業実施主体に交付申請書を

提出させ、交付決定を行うものとする。

また、事業完了後に確定検査を行い、額を確定した後、確定額に基づき支払を行うものとする。

(2) 事業の進捗状況管理、助言等

都道府県知事は、本事業に係る要綱等に基づき、事業実施主体に必要な報告をさせるとともに、事業の進捗状況を管理し、必要に応じて助言や指導を行うものとする。

## 4 申請できない経費

- (1) 本事業を実施するために雇用した者に支払う経費のうち、労働の対価として労働 時間及び日数に応じて支払う経費以外の経費
- (2) 交付金の交付決定前に発生した経費。ただし、6の(1) ただし書の場合を除く。
- (3) 交付対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額(補助対象経費 に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額 に地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に交付率を乗じて得た金額。)
- (4) その他本事業を実施する上で必要とは認められない経費及び本事業の実施に要した経費であることを証明できない経費
- (5) 実施に伴い相応の利益を得る可能性のある事業に関わる経費

## 5 人件費

交付金事業に要する人件費(交付金事業に直接従事する者の直接作業時間に対する 給料その他手当)を計上する場合には、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等 の適正化について」(平成 22 年 9 月 27 日付け 22 経第 960 号大臣官房経理課長通 知)に基づき、算定するものとする。

## 6 事業の着手

(1) 事業の着手は、交付金の交付決定後とする。

ただし、事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情により、交付決定の前に着手する場合にあっては、事業実施主体においては、あらかじめ、都道府県知事の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した「食料産業・6次産業化交付金に関する交付決定前着手届」(別紙様式第 15 号)を都道府県知事に提出するものとする。

また、都道府県が、交付決定前に着手しようとする場合は、同届けを地方農政局 長等に提出するものとする。

(2) (1) ただし書により交付決定の前の着手は、事業の内容及び交付金の交付が 確実になってから行うものとする。この場合において、事業実施主体は、交付決定 までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。なお、 事業実施主体は、交付決定の前に着手した場合には、交付申請書の備考欄に着手年 月日及び交付決定前着手届の文書番号を記載するものとする。

### 第6 事業実施状況等の報告及び指導

1 事業実施状況の報告

本事業は、事業実施年度が目標年度となることから、本要綱第7の1の規定に基づき、事業実施状況の報告については、2の(3)の報告に代えるものとする。

### 2 事業成果の報告

- (1) 事業実施主体は、本要綱第8の規定に基づき、別紙様式第14号(別表2)により、事業によって得られた成果を報告書に取りまとめるものとする。また、都道府県以外が事業実施主体である場合は、当該報告書をその属する行政区域の都道府県知事に報告する。
- (2) 都道府県知事は、(1) により事業実施主体から報告を受けた事業成果の状況を 点検し、成果目標が達成されていないと認める場合には、当該事業実施主体に対し 必要な指導を行い、当該成果目標が達成されるまでの間、改善状況を報告させる。
- (3) 都道府県知事は、(1) により事業実施主体から報告を受けた事業実施状況に、 自らの成果を併せて、「都道府県事業評価報告書」として別紙様式第 14 号(別表 2) に取りまとめた上で、事業終了年度の翌年度の7月末日までに地方農政局長等 に報告するものとする。
- (4)農林水産省及び地方農政局等(北海道にあっては北海道農政事務所、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局、その他の都府県にあっては当該都府県を管轄する地方農政局をいう。以下同じ。)は、あらかじめ都道府県知事に連絡した上で、報告のあった事業成果を公表できるものとする。

また、本事業により得られた成果については、広く普及・啓発に努めることとする。

3 国による事業成果等の評価に係る協力

本事業終了後、次年度以降の政策立案等に反映させるため、事業成果の波及効果、 その活用状況等に関して、必要に応じて、国による評価を行うものとする。その際、 都道府県に対して、ヒアリング等を実施することがある。

## 第7 交付金遂行状況の報告

交付要綱第 12 に定める交付金遂行状況の報告について、都道府県知事は、交付金の 交付決定に係る年度の 12 月末日現在において、交付要綱別記様式第4号により交付金 遂行状況報告書を作成し、翌月末までに正副2部を地方農政局長等に提出するものとす る

ただし、交付要綱第 11 の規定に基づき概算払を受けようとする場合は、交付要綱別記様式第5号の概算払請求書の提出をもって、これに代えることができる。

## 第8 事業実施主体の責務等

1 自社製品の調達又は関係会社からの調達がある場合の利益等排除

本事業において、交付対象経費の中に事業実施主体の自社製品の調達又は関係会社からの調達分がある場合、交付対象事業の実績額の中に事業実施主体の利益等相当分が含まれることは、調達先の選定方法いかんにかかわらず、交付金の交付の目的上ふさわしくないため、以下のとおり利益等相当分の排除を行うものとする。

(1) 利益等排除の対象となる調達先

事業実施主体が次のアからウまでのいずれかの関係にある会社から調達を受ける場合(他の会社を経由した場合及びいわゆる下請会社の場合を含む。)は、利益等排除の対象とする。

- ア 事業実施主体自身
- イ 100%同一の資本に属するグループ企業
- ウ 事業実施主体の関係会社
- (2) 利益等排除の方法
  - ア 事業実施主体の自社調達の場合

当該調達品の製造原価をもって交付対象額とする。

イ 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合、取引価格をもって交付金対象額とする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告(単独の損益計算書)における売上高に対する売上総利益の割合(マイナスの場合は0とする。)をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

ウ 事業実施主体の関係会社からの調達の場合

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって交付金対象額とする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告(単独の損益計算書)における売上高に対する営業利益の割合(マイナスの場合は0とする。)をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

(注) 「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品 に対する経費であることを証明するものとする。また、その根拠となる資料を 提出するものとする。

#### 2 特許権等の帰属

本事業を実施することにより特許権、特許を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、商標権、意匠権、意匠登録を受ける権利、著作権、回路配置利用権、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利及び育成者権(以下「特許権等」という。)が発生した場合には、その特許権等は、事業実施主体に帰属するが、特許権等の帰属に関し、次の条件を守るものとする。

また、事業の一部を事業実施主体から受託する団体にあっても同様に次の条件を守るものとする。

- (1) 本事業において得た成果に関して特許権等の出願又は取得を行った場合には、その都度遅滞なく地方農政局等に報告すること。
- (2) 国が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして当該特許権等を利用する権利を求める場合には、無償で当該権利を国に許諾すること。
- (3) 当該特許権等を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該特許権等を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、国が特許権等の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして当該特許権等を利用する権利を求めるときは、当該権利を第三者に許諾すること。
- (4) 本事業期間中及び本事業終了後5年間において、事業実施主体及び本事業の一部を受託する団体は、本事業の成果である特許権等について、国以外の本事業の第三者に譲渡し、又は利用を許諾するときは、事前に地方農政局等と協議して承諾を得ること。

事業実施主体と当該事業の一部を受託する団体との間における事業成果の取扱い については、事業開始前に、両者で協議・調整を行うこと。

## バイオマス利活用推進事業

## 第1 事業の内容等

事業内容、交付対象となる経費の範囲、事業実施主体、交付率及び採択基準は、次に掲げるとおりとする。

### 1 事業内容

本事業は、地域のバイオマスを活用した産業化等を推進し、バイオマス産業を軸とした環境にやさしく災害に強いまちづくり・むらづくりを目指すバイオマス産業都市の構築を目指し、バイオマス関係7府省によりバイオマス産業都市として選定された地域のバイオマス産業都市構想(以下「産業都市構想」という。)に位置付けられた事業化プロジェクトの推進に必要な以下の内容を支援するものとする。

### (1)調査支援

事業化プロジェクトの推進に必要なバイオマス利活用施設の導入促進のため、バイオマス利活用施設の導入可能性の有無についての調査に対する支援。

## (2) 基本設計支援

事業化プロジェクトの推進に必要なバイオマス利活用施設の導入に当たり 必要となる基本的な設計に対する支援。

## (3) 実施設計支援

事業化プロジェクトの推進に必要なバイオマス利活用施設の整備に当たり 必要となる実施設計に対する支援。

#### (4)協議・手続支援

事業化プロジェクトの推進に必要なバイオマス利活用施設の導入に当たり 必要となる関係者との協議や各種手続に対する支援。

## 2 交付対象経費

人件費(1に直接従事するものの人件費(補助事業等の実施に要する人件費の 算定等の適正化等について(平成22年9月27日付け22経第960号大臣官房経 理課長通知))に基づき算出される経費)、報償費(謝礼金)、旅費(普通旅費、 特別旅費(調査旅費、委員旅費))、消耗品費(機械・備品に該当しない物品の 購入費)、役務費(通信運搬費、筆耕翻訳料、雑役務費、印刷製本費)、委託料 (コンサルタント等の委託料)、使用料及び賃借料(会議用会場、物品等の使用 料、借料及び損料)

#### 3 事業実施主体

産業都市構想に位置付けられた事業実施体制の構成員となっている地方公共 団体又は民間団体等(農林漁業者、農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織 する団体、第三セクター、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団 法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、消費生活 協同組合、技術研究組合、国立大学法人、公立大学法人、学校法人、特殊法人、 認可法人、公社、独立行政法人、法人格を有さない団体で都道府県知事が地方農 政局長等の協議の上特に必要と認める団体(以下「特認団体」という。)をいう。 以下同じ。)であって、次の全ての要件を満たすものとする。

- (1)本事業を行う意思及び具体的計画並びに本事業を的確に実施できる能力を有すること。
- (2)本事業に係る経理その他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有する団体であって、定款、役員名簿、団体の事業計画書・報告書、収支決算書等(これらの定めのない団体にあっては、これに準ずるもの)を備えていること。
- (3) 本事業により得られた成果(以下「事業成果」という。)について、その利用を制限せず、公益の利用に供することを認めること。
- (4)日本国内に所在し、交付金事業全体及び交付された交付金の適正な執行に関し、責任を負うことができること。
- (5)特認団体は、法人でない団体であって、次に掲げる全ての要件を満たす団体 とする。
  - ア 主たる事務所の定めがあること。
  - イ 代表者の定めがあること。
  - ウ 定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規約があること。
  - エ 年度ごとの事業計画、収支予算等が総会等において承認されていること。

#### 4 交付率

定額(事業費の1/2以内)

#### 5 採択基準

事業の採択基準は、導入予定のバイオマス利活用施設について、利用するバイオマスの種類、利活用方法、実施する地域等に関してモデル性があり、施設整備事業実施による波及効果が認められるものとする。

- (1) 1の(1) の調査支援を実施する場合には、当該事業の実施により、事業化プロジェクトの推進に必要なバイオマス利活用施設の導入が見込まれること。
- (2) 1の(2)の基本設計支援及び1の(3)の実施設計支援を実施する場合に あっては、当該事業の終了後、速やかに、事業化プロジェクトの推進に必要な バイオマス利活用施設の整備を予定していること。
- (3) 1の(4)の協議・手続支援を実施する場合にあっては、事業化プロジェクトの推進に必要なバイオマス利活用施設の整備を実施していること又は実施することが見込まれること。

## 第2 申請できない経費等

## 1 申請できない経費

次の経費は、事業の実施に必要なものであっても、交付対象としないものとする。

- (1) 建物等施設の建設及び不動産取得に関する経費
- (2) 既存施設及び機械器具の取壊しや撤去に係る経費
- (3) 本事業の業務(資料の整理・収集、調査の補助等)を実施するために雇用した者に支払う経費のうち、労働の対価として労働時間及び日数に応じて支払う経費以外の経費
- (4) 拠点となる事務所の借上経費
- (5) 事業の期間中に発生した事故又は災害の処理のための経費
- (6) 交付決定前に発生した経費(2の(1) ただし書により交付決定の前に着手した場合を除く。)
- (7) 交付対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額(交付対象 経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法 律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額 及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税 の税率を乗じて得た金額の合計額に交付率を乗じて得た金額)
- (8) 自力又は他の補助事業等によって整備に着手した施設、機械器具に係る経費
- (9) 実施設計支援事業については、再生可能エネルギーの固定価格買取制度を活用して売電するための発電設備に係る経費
- (10) その他本事業を実施する上で必要とは認められない経費及び本事業の実施に 要した経費であることを証明できない経費

#### 2 事業の着手

(1) 事業の着手は、交付決定に基づき行うものとする。

ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情により、交付決定の前に着手する場合にあっては、事業実施主体は、あらかじめ、都道府県の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した食料産業・6次産業化交付金に関する交付決定前着手届(別紙様式第15号)を都道府県知事に提出するものとする。

(2) (1) ただし書により交付決定の前に着手する場合については、事業実施主体は、本事業について、事業の内容及び交付金の交付が確実となってから、着手するものとする。この場合において、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

なお、事業実施主体は、交付決定の前に着手した場合には、交付申請書の備 考欄に着手年月日及び交付決定前着手届の文書番号を記載するものとする。

(3) 都道府県は、(1) ただし書による着手については、事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう指導するほか、着手後においても必要な指導を十分に行うことにより、本事業が適正に行われるようにするものとする。

## 3 契約の適正化

事業実施主体が民間団体等の場合は、他の民間団体又は研究機関等に本事業の一部を委託して行わせる場合には、次に掲げる資料を食料産業・6次産業化交付金(バイオマス利活用推進事業)実施計画書(別紙様式第4号)に添付し、都道府県知事の承認を得るものとする。

- (1) 委託先及び委託先の会社概要(委託先が決定している場合に限る。)
- (2) 委託契約書の案(委託する事業の内容及びそれに要する経費)

## 第3 事業実施状況の報告

- 1 本要綱第7の1の規定により、事業実施主体は、事業完了後速やかに、事業実施状況の報告書を作成し、都道府県知事に報告することとする。なお、作成に当たっては、食料産業・6次産業化交付金(バイオマス利活用推進事業)実施計画書(別紙様式第4号)に準じて事業実施結果に係る報告書を作成し、事業実施状況の報告書に添付することとする。
- 2 1の事業実施状況の報告書は、事業の実施状況に関する一般的な項目(別紙様式第14号に規定されている項目)について、具体的に作成するものとする。

## 第4 整備状況の報告

事業実施主体は、基本設計支援事業、実施設計支援事業又は協議・手続支援事業 を実施した場合には、バイオマス利活用施設の整備後、速やかに食料産業・6次産 業化交付金 (バイオマス利活用推進事業) に関する整備状況報告書 (別紙様式第17 号) を作成し、都道府県知事に提出するものとする。

#### 第5 自社製品の調達又は関係会社からの調達がある場合の利益等排除

本事業において、交付対象経費の中に事業実施主体の自社製品の調達又は関係会社からの調達分(工事を含む。)がある場合、交付対象事業の実績額の中に事業実施主体の利益等相当分が含まれることは、調達先の選定方法いかんにかかわらず、交付金の交付の目的上ふさわしくないと考えられることから、以下のとおり利益等相当分の排除を行うものとする。

1 利益等排除の対象となる調達先

事業実施主体が次の(1)から(3)までのいずれかの関係にある会社から調達を受ける場合(他の会社を経由した場合及びいわゆる下請会社の場合を含む。)は、利益等排除の対象とする。

- (1) 事業実施主体自身
- (2) 100%同一の資本に属するグループ企業
- (3)事業実施主体の関係会社(事業実施主体との関係において、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)第8条の親

会社、子会社及び関連会社並びに事業実施主体が他の会社等の関連会社である場合における当該他の会社等をいい、上記(2)を除く。以下同じ。)

## 2 利益等排除の方法

(1) 事業実施主体の自社調達の場合 当該調達品の製造原価をもって交付対象額とする。

(2) 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合には、取引価格をもって交付金対象額とします。これによりがたい場合には、調達先の直近年度の決算報告(単独の損益計算書)における売上高に対する売上総利益の割合(マイナスの場合は0とする。)をもって取引価格から利益相当額の排除を行うものとする。

(3) 事業実施主体の関係会社からの調達の場合

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計額以内であると証明できる場合、取引価格をもって交付金対象額とする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告(単独の損益計算書)における売上高に対する営業利益の割合(マイナスの場合は0とする。)をもって取引価格から利益相当額の排除を行うものとする。

(注)「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該 調達品に対する経費であることを証明するものとする。また、その根拠 となる資料を提出するものとする。

#### 第6 他の施策との関連

本事業の実施に当たっては、「SDG s 未来都市計画」における自治体による SDGs (持続可能な開発目標)の達成に向けた取組に係る施策との連携等に配慮するものとする。

## 第7 その他

1 事業実施計画の添付資料

事業実施主体が作成する食料産業・6次産業化交付金(バイオマス利活用推進 事業)実施計画書(別紙様式第4号)には、次の書類を添付するものとする。

- (1) 事業実施主体の概要が分かる資料
  - ア 事業実施主体が民間企業である場合にあっては、営業経歴(沿革)及び直前3か年分の決算(事業)報告書及びその他必要に応じ財務状況に関する資料
  - イ 事業実施主体が民間企業以外の者(地方公共団体を除く)である場合にあっては、定款及び直前3か年分の決算(事業)報告書及びその他必要に応じ財務状況に関する資料
  - ウ 事業実施主体が特認団体である場合にあっては、食料産業・6次産業化交付金の特認団体認定申請書(別紙様式第12号)

ただし、ア又はイに掲げる資料がない場合にあっては、これらに準ずる資料を提出すること。

- (2) 利用しようとする技術の概要を示す資料 (様式任意)
- (3)金融機関等から借入を行う場合には、借入計画について金融機関等と事前相 談を行ったことが分かる資料(借入金融機関名(支店名)、担当者名、連絡先、 相談月日等を明記したもの)
- (4)産業都市構想の選定時に構成員として位置付けられていなかった民間団体等にあっては、事業を実施する所在地の地方公共団体から構成員に加わることの 承認を得ていることが確認できる証明書(様式任意)

## 2 事業実施主体の責務等

事業実施主体は、事業の実施及び交付金の執行に当たって、次の条件を遵守するものとする。

# (1) 事業の推進

事業実施主体は、本要綱及び食料産業・6次産業化交付金交付要綱(以下「要綱等」という。)を遵守し、事業全体の進行管理、事業成果の公表等、事業の推進全般についての責任を負うものとする。特に、交付申請書の作成、計画変更に伴う各種承認申請書の提出、報告書の提出等については、適時適切に行うこと。

# (2) 交付金の経理

交付金の経理(預金口座の管理、会計帳簿への記帳・整理保管、機器整備等 財産の取得、管理等をいう。以下同じ。)の実施に当たっては、次の点に留意 するものとする。

- ア 事業実施主体は、交付金の経理に当たっては、補助金等に係る予算の執行 の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の 執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)及び農林畜水 産業関係補助金等交付規則(昭和31年農林省令第18号)に基づき、適正に 執行すること。
- イ 事業実施主体は、交付金の経理を、他の事業等と区分し、事業実施主体の会計部署等において実施すること。なお、特殊な事情により、当該事業実施主体の会計部署等に交付金の経理を行わせることができない場合には、国内に居住し、各事業実施主体が経理能力を有すると認める者(学生を除く。)に経理を行わせ、公認会計士又は税理士に経理状況について定期的に確認を受けるなど、適正な執行に努めること。
- ウ 事業実施主体は、事業の完了後、要綱等に基づく実績報告書を提出し、額 の確定を請求書により受けた場合には、交付金受領後1か月を目途に請求元 の事業者への支払を励行するものとし、支払が完了したときには、その旨を 都道府県知事に報告すること。
- エ 事業実施主体は、金融機関等から借入れを行う場合には、借入計画に変更が生じたときは、当該変更の内容及び変更に伴う対応方針について報告すること。

都道府県知事は、事業実施主体が自己負担分の確保ができず、事業の遂行ができないことが明らかな場合には、交付決定の取消しを行うことがあるものとする。また、都道府県知事は、必要に応じて事業実施主体の同意を得て、金融機関等に当該借入の審査状況の確認を行うことがあるものとする。

# 営農型太陽光発電の高収益農業の実証事業

## 第1 事業の内容等

本事業の内容及び交付対象となる経費の範囲は、本事業に直接要する経費であって、 本事業の対象として明確に区分できるもので、次に掲げるものとする。なお、本事業で 得られた試作品や成果物を有償で配布した場合は、以下の経費であっても、認めないも のとする。

# (1) コンソーシアムによる会議開催

事業実施主体は、営農型太陽光発電の高収益農業の実証に資する取組を実施するため、 学識経験者、農業者、農業委員会、民間事業者、農業試験場、金融機関等の営農型太陽 光発電事業の推進に必要な者で構成するコンソーシアムによる会議を開催し、①地域ご との条件等に適した作物・栽培方法の検討、②太陽光発電設備下部で効率的に利用可能 な農業機械等の検討、③太陽光発電設備の遮光率や強度、施工方法、維持管理方法の検 討のほか、事業全体の方針・内容の検討、進行管理、試験結果の検証・評価、成果の取 りまとめ、地方公共団体、農業者、民間事業者等への情報の発信等を行うこととする。

# (交付対象経費)

委員謝金、委員旅費、会場借料、資料印刷費、消耗品費、通信運搬費、資料代等

### (2) 実証試験の実施

事業実施主体は、農作物の収益性向上や農作業の効率化、安定した生産量の確保など、農業の高収益化に焦点を置き、地域における栽培作物、栽培方法、太陽光発電設備下部で効率的に利用可能な機械及び太陽光発電設備の遮光率や強度等を確立するための実証試験を実施することにより、営農型太陽光発電設備の設置による下部の農地における営農への影響の見込みを検討する際の根拠となる関連データ等を整備するものとする。試験においては、太陽光発電設備を設置しない対照区を必ず設けるものとする。対象作物は、地域において推奨・奨励している又はその候補である作物や普及指導員等による栽培指導を行っている又はその候補である作物とする。

#### (交付対象経費)

専門員手当、賃金、計測機器のリース料、借地料、資材購入費(種苗費、種子費、肥料費、農薬費、諸資材費)、委託費(専門員手当、賃金、計測機器のリース料、資材購入費)等

### (3)報告書の作成・活用と取組普及

事業実施主体は、実証試験結果を取りまとめた報告書を作成し、公表するものとする。報告書には、実証試験の方法及び結果の詳細並びに太陽光発電設備の設計の考え方についても必ず記載することとする。事業実施主体は報告書を当該地域の農業指導や農地の

一時転用許可のための参考資料として活用し、農業者の収益向上に資する取組手法について普及を目指すものとする。

# (交付対象経費)

委託費(専門員手当)、専門員手当、資料印刷費等

# 第2 事業実施主体及び交付率

本事業の事業実施主体は都道府県、交付率は定額とする。1の都道府県が申請できる 件数は1件までとする。

# 第3 事業実施期間

年度単位とし、原則として事業実施初年度を含め2年とする。

# 第4 目標年度及び成果目標

目標年度は、平成31年度とする。成果目標は、営農型太陽光発電設備の設置による下部の農地における営農への影響の見込みを検討する際の根拠となる関連データ等を取得することとする。

#### 第5 採択基準等

### 1 採択基準

- (1) 地域農業の特色を踏まえ、営農型太陽光発電設備下において高い収益性が確保できる営農方法を確立し、その普及を目指すために、実証試験等を行う計画となっていること。
- (2) コンソーシアムのメンバーには事業実施主体のほか、事業実施主体の農地転用 担当者、太陽光発電設備事業者及び実証試験に必要な専門知識を持つ者を含める 計画となっていること。また、本事業に係る取組を行う場合には、コンソーシア ムによる会議を必ず開催し、メンバーの合意を得ながら取組を進めていく計画と なっていること。
- (3) 実証結果を試験方法も含めて公表し、当該地域の農業指導や「支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等についての農地転用許可制度上の取扱いについて(平成30年5月15日付け30農振第78号農林水産省農村振興局長通知)」等の営農型太陽光発電実施のための農地の一時転用許可に関する通知等に基づき、農地の一時転用許可の判断のための参考資料として活用できる計画となっていること。
- (4) 事業運営に必要な関係法令等許認可を取得していること。
- (5) 事業実施計画において、太陽光発電設備を電気事業者の電力系統に連系することとされている場合には、電気事業者と事業実施主体が連系に係る契約を申し込んでいること。

# 2 申請できない経費

次の経費は、交付対象としない。

(1) 建物等施設の建設及び不動産取得に関する経費

- (2) 既存施設及び機械器具の取壊しや撤去に係る経費
- (3) 中古の太陽光発電設備の取得に係る費用及びリース料
- (4) 本事業の業務(データ収集、調査の補助等)を実施するために雇用した者に 支払う経費のうち、労働の対価として労働時間及び日数に応じて支払う経費以 外の経費
- (5) 事業成果の普及に係る経費
- (6) 事業の期間中に発生した事故又は災害の処理のための経費
- (7) 交付決定前に発生した経費 (3の(1) ただし書により交付決定の前に着手 した場合を除く。)
- (8) 交付対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額(交付対象 経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法 律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額 及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税 の税率を乗じて得た金額の合計額に交付率を乗じて得た金額)
- (9) 系統連系する場合の系統への接続費用
- (10) その他本事業を実施する上で必要とは認められない経費及び本事業の実施に 要した経費であることを証明できない経費

## 3 事業の着手

(1) 事業の着手は、交付決定に基づき行うものとする。

ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情により、交付決定の前に着手する場合にあっては、事業実施主体は、あらかじめ、地方農政局等(北海道にあっては北海道農政事務所、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局、その他の都府県にあっては該当都府県を管轄する地方農政局をいう。以下同じ。)の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した食料産業・6次産業化交付金の推進事業に関する交付決定前着手届(別紙様式第 15号)を、地方農政局長等(北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては該当都府県を管轄する地方農政局長をいう。以下同じ。)に提出するものとする。

(2) (1) ただし書により交付決定の前に着手する場合については、事業実施主体は、本事業について、事業の内容及び交付金の交付が確実となってから着手するもの とする

この場合において、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

なお、事業実施主体は、交付決定の前に着手した場合には、交付申請書の備考欄に着手年月日及び交付決定前着手届の文書番号を記載するものとする。

(3) 地方農政局等は、(1) ただし書による着手については、事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう指導するほか、着手後においても必要な 指導を十分に行うことにより、本事業が適正に行われるようにするものとする。

# 4 契約の適正化

事業実施主体は、本事業の一部を委託して行わせるときは、次に掲げる事項を事業 実施計画に記載することにより、地方農政局長等の承認を得るものとする。

- ア 委託先が決定している場合は、その委託先
- イ 委託する事業の内容及びそれに要する経費

# 第6 事業実施状況の報告

実施要綱第7の1の定めにより、事業実施主体は、事業実施初年度の翌年度から5年間、毎年度、事業実施計画(別紙様式第5号に基づき作成されたものをいう。)に定められた目標の達成状況及び目標年度以降の設備使用状況について、自ら点検を行い、次に定める事項を記載した報告書を作成し、地方農政局長等に報告するものとする。

- (1) 事業の実施状況について、事業実施計画の様式に準じて事業実施結果(目標年度までの報告に限る。)
- (2) 事業実施計画に掲げた目標の達成状況(目標年度までの報告に限る。)
- (3) (2) を踏まえた事業の効果、課題及び改善方法
- (4) 設備使用状況(本事業で、交付金により太陽光発電設備を導入した事業実施主体による目標年度以降の報告に限る。)

## 第7 売電による収入状況の報告

本事業で、交付金により太陽光発電設備を導入した事業実施主体は、売電収入が発生した年度分の売電収入について、事業実施初年度の翌年度から5年間、毎年度、電気事業者からの入金完了後2月以内に、別紙様式18号により地方農政局長等に報告するものとする。

# 第8 事業成果等の報告及び発表

- 1 国は、あらかじめ事業実施主体に知らせた上で、報告のあった事業成果を公表できるものとする。事業実施主体は、本事業により得られた成果については、広く普及・ 啓発に努め、特に地域内及び栽培作物や気候等の類似した他地域への普及に努めること。
- 2 事業実施主体は、本事業終了後に得られた事業成果についても、必要に応じ発表すること。
- 3 事業実施主体は、新聞、図書、雑誌論文等による事業成果の発表に際しては、当該 成果が本事業によるものであること及び論文等の見解が国の見解でないことを必ず明 記するとともに、発表した資料等を国に提出すること。

## 第9 その他事業の実施に関して必要な事項

1 事業実施主体は、本事業において交付金で導入した設備等について、その処分制限期間(農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和31年農林省令第18号)別表に規定する処分制限期間をいう。以下同じ。)内に、当該設備等を当該交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、「補

助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について」(平成 20 年 5 月 23 日付け 20 経第 385 号農林水産省大臣官房経理課長通知)の定めるところにより、地方農政局長等の承認を得なければならない。

- 2 事業実施主体は、処分制限期間中は、固定価格買取制度による売電を行わないこと。 ただし、交付の目的を達成し、処分制限期間が終了した設備等については、この限り ではない。
- 3 事業実施主体は、本事業において、交付金により導入した太陽光発電設備を用いて 発電した電力に関しては、原則自家利用すること。やむを得ず、系統接続して売電す る場合は、処分制限期間中は、その収入を国に納付すること。
- 4 事業実施主体は、本事業において、交付金で取得した財産について、本事業完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、交付金の交付の目的に沿って効率的な運用を図るものとする。
- 5 地方農政局長等は、次に掲げる事由を確認するため、事業実施主体に対して報告を 求めることができるものとし、事業実施主体が、これらの事由のいずれかに該当する 場合において、正当な理由がないと認めるときは交付金の交付の中止又は既に交付し た交付金の全部又は一部についての返還を命ずることができるものとする。
  - ア 本事業において、交付金により導入した太陽光発電設備を用いて発電した電気を 固定価格買取制度により売電していることが明らかになったとき
  - イ 成果目標達成のための取組が継続していないこと及び適切な管理が行われてい ないことが明らかになったとき

# メタン発酵消化液等の肥料利用の促進事業

# 第1 事業の内容等

本事業の内容及び交付対象となる経費の範囲は、次に掲げるとおりとする。

## 1 事業内容

本事業は、メタン発酵消化液及び食品リサイクルたい肥等(以下「消化液等」という。)を肥料として地域で有効利用するため、以下の取組を支援するものとする。

(1) 消化液等の利用促進活動の推進

消化液等を肥料として地域で有効利用するため、以下の取組を行う。

ア 協議会等設立・運営

消化液等製造者、地方公共団体、農林漁業者、地域住民、有識者、JA等で構成される協議会を設立し、消化液等の肥料としての有効性についての情報収集及び見識の共有並びに消化液等を肥料として利用するための課題の抽出を行い、イにより得た成果と合わせて課題の解決方法等の検討を行うとともに、消化液等を有効利用するためのロードマップ等の作成を行う。

### イ 先進地視察

消化液等の肥料利用が良好になされている先進地を視察し、取組の参考となる情報を得る。

ウ報告書作成

ア、イの成果を取りまとめ、報告書を作成する。

(2) 農林漁業者等への理解醸成の促進

消化液等の肥料利用について、地域の農林漁業者等の理解醸成を促進するため、以下の取組を行う。

ア 肥効分析

イで用いる消化液等について、肥効分析を行う。

イ 現地調査・実証

現地における消化液等の肥料散布調査・実証を行う。

ウ 普及啓発資料作成・サンプル提供

ア及びイの結果を用いた普及啓発資料の作成・配布、消化液等のサンプル提供等を行う。

工 研修会開催

アからウまでの結果を用いた研修会を行う。

才 報告書作成

アからエまでの成果を取りまとめ、報告書を作成する。

#### 2 交付対象経費

人件費(1に直接従事するものの人件費(補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について(平成22年9月27日付け22経第960号大臣官房経理課長通知))に基づき算出される経費)、報償費(謝礼金)、旅費(普通旅費、特別旅費(調査旅費、委員旅費))、消耗品費(機械・備品に該当しない物品の購入費)、役務費

(通信運搬費、筆耕翻訳料、雑役務費、印刷製本費)、委託料(コンサルタント等の 委託料)、使用料及び賃借料(会議用会場、物品等の使用料、借料及び損料)

# 第2 事業実施主体等

本事業の事業実施主体及び交付率は、次に掲げるとおりとする。

## 1 事業実施主体

農林漁業者、農林漁業者の組織する団体、民間事業者、地方公共団体、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、法人格を有さない団体で都道府県知事が地方農政局長等(北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては当該都府県を管轄する地方農政局長をいう。以下同じ。)の協議の上特に必要と認める団体(以下「特認団体」という。)であって、次の全ての要件を満たすものとする。

- (1) 本事業を行う意思及び具体的計画並びに本事業を的確に実施できる能力を有すること。
- (2) 本事業に係る経理その他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有する 団体であって、定款、役員名簿、団体の事業計画書・報告書、収支決算書等(これら の定めのない団体にあっては、これに準ずるもの)を備えていること。
- (3) 本事業により得られた成果(以下「事業成果」という。) について、その利用を制限せず、公益の利用に供することを認めること。
- (4) 日本国内に所在し、交付金事業全体及び交付された交付金の適正な執行に関し、 責任を負うことができること。
- (5) 特認団体は、法人でない団体であって、次に掲げる全ての要件を満たす団体とする。
  - ア 主たる事務所の定めがあること。
  - イ 代表者の定めがあること。
  - ウ 定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規約があること。
  - エ 年度ごとの事業計画、収支予算等が総会等において承認されていること。
- 2 交付率

交付金の交付率は、定額とする。ただし、第1の1(2)の取組のうち、ア、イ、 エ及びオの取組については、交付の対象となる経費の1/2以内とする。

### 第3 目標年度及び事業目標

- 1 事業の目標年度は、事業実施年度から3年以内とする。
- 2 事業目標は、第1の事業内容に応じ、目標年度までの間の定量的な目標を設定する ものとする。

#### 第4 採択基準等

1 採択基準

- (1) 事業実施計画が、事業の目的に照らし適切なものであり、かつ、事業を確実に遂行するために適切なものであること。
- (2) 消化液等の肥料利用を促進することを目的に組織した協議会等が設立済みであること又は速やかに設立することを確認できること。
- (3) 事業実施主体が事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有していること。
- (4) 事業費のうち、事業実施主体の負担分について、適正な資金調達が可能であること。

### 2 申請できない経費

次の経費は、事業の実施に必要なものであっても、所要額に含めることができない。

- (1) 建物等施設の建設、機械若しくは器具の取得又は不動産取得に関する経費
- (2) 本事業の業務(資料の整理・収集、調査の補助等) を実施するために雇用した者 に支払う経費のうち、労働の対価として労働時間及び日数に応じて支払う経費以外 の経費
- (3) 事業の期間中に発生した事故又は災害の処理のための経費
- (4) 交付決定前に発生した経費 (3の (1) のただし書により交付決定の前に着手した場合を除く。)
- (5) 交付対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額(交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に交付率を乗じて得た金額)
- (6) その他本事業を実施する上で必要とは認められない経費及び本事業の実施に要した経費であることを証明できない経費
- (7) 施設・設備等の詳細設計のための経費
- (8) 新技術の実用可能性を判断するための実証試験費
- (9) 海外への渡航、滞在等のための経費

## 3 事業の着手

(1) 事業の着手は、交付決定に基づき行うものとする。

ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情により、交付決定の前に着手する場合にあっては、事業実施主体は、あらかじめ、都道府県の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した食料産業・6次産業化交付金に関する交付決定前着手届(別紙様式第15号)を都道府県知事に提出するものとする。

(2) (1) のただし書により交付決定の前に着手する場合については、事業実施主体は、本事業について、事業の内容及び交付金の交付が確実となってから、着手するものとする。この場合において、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

なお、事業実施主体は、交付決定の前に着手した場合には、交付申請書の備考欄に 着手年月日及び交付決定前着手届の文書番号を記載するものとする。

(3) 都道府県は、(1) のただし書による着手については、事前にその理由等を十分 に検討して必要最小限にとどめるよう指導するほか、着手後においても必要な指導 を十分に行うことにより、本事業が適正に行われるようにするものとする。

## 4 契約の適正化

事業実施主体が他の民間団体又は研究機関等に本事業の一部を委託して行わせる場合には、次に掲げる資料を食料産業・6次産業化交付金(メタン発酵消化液等の肥料利用の促進事業)実施計画書(別紙様式第6号)に添付し、都道府県知事の承認を得るものとする。ただし、委託して行わせる範囲は事業費の2分の1を超えてはならない。

- (1) 委託先及び委託先の会社概要(委託先が決定している場合に限る。)
- (2) 委託契約書の案(委託する事業の内容及びそれに要する経費)

#### 第5 事業実施状況の報告

本要綱第7の1の規定により、事業実施主体は、その実施する事業を終了した年度 から目標年度までの間、毎年度、事業の実施状況に関する項目(別記様式第14号に規 定された項目)について報告書を作成し、都道府県知事に提出するものとする。

# 第6 事業成果の評価

事業実施主体は、目標年度の翌年度において、事業実施計画に定められた目標の達成状況について、自ら評価を行い、次に定める事項を記載した報告書を作成し、都道府県知事に報告するものとする。

- (1) 事業実施計画に掲げた目標の達成状況について、事業目標及び事業目標の達成率を踏まえ記載すること。
- (2) (1) を踏まえた課題、改善方法及び今後の方策

# 第7 自社製品の調達又は関係会社からの調達がある場合の利益等排除

本事業において、交付対象経費の中に事業実施主体の自社製品の調達又は関係会社 からの調達分(工事を含む。)がある場合、交付対象事業の実績額の中に事業実施主体 の利益等相当分が含まれることは、調達先の選定方法いかんにかかわらず、交付金の 交付の目的上ふさわしくないと考えられることから、以下のとおり利益等相当分の排 除を行うものとする。

#### 1 利益等排除の対象となる調達先

事業実施主体が以下の(1)から(3)までのいずれかの関係にある会社から調達を受ける場合(他の会社を経由した場合及びいわゆる下請会社の場合を含む。)は、利益等排除の対象とする。

- (1) 事業実施主体自身
- (2) 100%同一の資本に属するグループ企業
- (3) 事業実施主体の関係会社(事業実施主体との関係において、財務諸表等の用語、

様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)第8条の親会社、子会社及び関連会社並びに事業実施主体が他の会社等の関連会社である場合における 当該他の会社等をいい、上記(2)を除く。以下同じ。)

#### 2 利益等排除の方法

(1) 事業実施主体の自社調達の場合

当該調達品の製造原価をもって交付対象額とする。

(2) 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合には、取引価格をもって交付金対象額とします。これによりがたい場合には、調達先の直近年度の決算報告(単独の損益計算書)における売上高に対する売上総利益の割合(マイナスの場合は0とする。)をもって取引価格から利益相当額の排除を行うものとする。

(3) 事業実施主体の関係会社からの調達の場合

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計額以内であると証明できる場合、取引価格をもって交付金対象額とする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告(単独の損益計算書)における売上高に対する営業利益の割合(マイナスの場合は0とする。)をもって取引価格から利益相当額の排除を行うものとする。

(注)「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品に 対する経費であることを証明するものとする。また、その根拠となる資料を提出 するものとする。

#### 第8 他の施策との関連

本事業の実施に当たっては、「SDGs 未来都市計画」における自治体による SDGs (持続可能な開発目標)の達成に向けた取組に係る施策との連携等に配慮するものとする。

## 第9 その他

1 事業実施計画の添付資料

事業実施主体が作成する食料産業・6次産業化交付金(メタン発酵消化液等の肥料利用の促進事業)実施計画書(別紙様式第6号)には、次の書類を添付するものとする。

- (1) 事業実施主体の概要が分かる資料
  - ア 事業実施主体が民間企業である場合にあっては、営業経歴(沿革)及び直前3か年分の決算(事業)報告書及びその他必要に応じ財務状況に関する資料
  - イ 事業実施主体が民間企業以外の者(地方公共団体を除く)である場合にあっては、定款及び直前3か年分の決算(事業)報告書及びその他必要に応じ財務状況に関する資料
  - ウ 事業実施主体が特認団体である場合にあっては、食料産業・6次産業化交付金の 特認団体認定申請書(別紙様式第12号)

ただし、ア又はイに掲げる資料がない場合にあっては、これらに準ずる資料を提出

すること。

(2) 金融機関等から借入れを行う場合には、借入計画について金融機関等と事前相談を行ったことが分かる資料(借入金融機関名(支店名)、担当者名、連絡先、相談月日等を明記したもの)

# 2 事業実施主体の責務等

事業実施主体は、事業の実施及び交付金の執行に当たって、次の条件を遵守するものとする。

# (1) 事業の推進

事業実施主体は、本要綱及び食料産業・6次産業化交付金交付要綱(以下「要綱等」という。)を遵守し、事業全体の進行管理、事業成果の公表等、事業の推進全般についての責任を負うものとする。特に、交付申請書の作成、計画変更に伴う各種承認申請書の提出、報告書の提出等については、適時適切に行うこと。

# (2) 交付金の経理

交付金の経理(預金口座の管理、会計帳簿への記帳・整理保管、機器整備等財産の 取得、管理等をいう。以下同じ。)の実施に当たっては、次の点に留意するものとす る。

- ア 事業実施主体は、交付金の経理に当たっては、補助金等に係る予算の執行の適正 化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化 に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)及び農林畜水産業関係補助金等交 付規則(昭和31年農林省令第18号)に基づき、適正に執行すること。
- イ 事業実施主体は、交付金の経理を、他の事業等と区分し、事業実施主体の会計部 署等において実施すること。なお、特殊な事情により、当該事業実施主体の会計部 署等に交付金の経理を行わせることができない場合には、国内に居住し、各事業実 施主体が経理能力を有すると認める者(学生を除く。)に経理を行わせ、公認会計 士又は税理士に経理状況について定期的に確認を受けるなど、適正な執行に努め ること。
- ウ 事業実施主体は、事業の完了後、要綱等に基づく実績報告書を提出し、額の確定 を請求書により受けた場合には、交付金受領後1か月を目途に請求元の事業者へ の支払を励行するものとし、支払が完了したときには、その旨を都道府県知事に報 告すること。
- エ 事業実施主体は、金融機関等から借入れを行う場合には、借入計画に変更が生じたときは、当該変更の内容及び変更に伴う対応方針について報告すること。

都道府県知事は、事業実施主体が自己負担分の確保ができず、事業の遂行ができないことが明らかな場合には、交付決定の取消しを行うことがあるものとする。また、都道府県知事は、必要に応じて事業実施主体の同意を得て、金融機関等に当該借入の審査状況の確認を行うことがあるものとする。

## 別記6

# フードバンク活動の推進事業

# 第1 事業の内容等

本事業は、食品関連事業者から発生する食品ロス削減を促進するため、フードバンク活動(家庭から発生する余剰食品を提供するフードドライブ活動に関する取組を除く。)の発展に向け、次の1又2の取組を支援するものとする。

### 1 検討会の開催等

# (1) 事業内容

次のアからカまでの取組を行う。ただし、イからオまでの取組については、いずれか1つ又は複数の取組を選択して実施するものとする。

# ア 検討会の開催

特定非営利活動法人、食品関連事業者、社会福祉法人、フードバンク活動団体、消費者団体等で構成される検討会を設置し、フードバンク活動の普及による食品ロス削減の検討を行い、今後の具体的活動方策等を取りまとめる。

# イ 研修会等の開催

食品関連事業者、フードバンク活動団体等の実務に携わる関係者に向け、アで取りまとめた内容に係る研修会等を開催する。

#### ウ 普及啓発の実施

フードバンク活動の社会的意義や食品ロス削減の効果等の普及啓発 資料を作成し、食品関連事業者や消費者等に対し普及啓発を行う。

## エ 人材育成の実施

フードバンク活動団体の人材育成に向けて、食品衛生管理及びフードバンク活動団体の運営方法等の習得のため、食品衛生責任者講習、 先進フードバンクでの現地研修の受講等の取組を行う。

#### オ 連携強化の実施

他のフードバンク活動団体との連携強化を図るための情報交換会を開催する。

## カ報告書の作成

アからオまでの取組による成果を取りまとめ、報告書を作成し、公 表する。

### (2) 交付対象経費

交付対象となる経費の範囲は、(1)のアからカまでそれぞれにつき、以下のとおりとする。

## ア 検討会の開催等

委員謝金・旅費、会場借料、印刷製本費、通信運搬費及び消耗品費

イ 研修会等の開催

講師謝金・旅費、事務局員旅費、会場借料、印刷製本費、通信運搬費及び消耗品費

ウ 普及啓発の実施

講師謝金・旅費、事務局員旅費、会場借料、印刷製本費、通信運搬費、普及啓発資料作成費(資料作成に係る事務局員手当及びデザイン費を含む。)及び消耗品費

エ 人材育成の実施

講習会等受講費(講習会受講料、研修指導謝金)及び受講者旅費

オ 連携強化の実施

講師謝金・旅費、会場借料、通信運搬費、消耗品費及び印刷製本費

カ 報告書の作成

印刷製本費

- 2 フードバンク活動支援
  - (1) 事業内容

フードバンク活動のための食品の保管用倉庫、運搬用器具、入出庫管理用機器等の賃借を行う。

(2) 交付対象経費

次に掲げる賃借料とする。

ア 未利用食品を一時保管するための常温倉庫、保冷倉庫、業務用冷凍 冷蔵庫等の賃借料

イ 未利用食品を運搬するためのハンドリフト、レンタカー等の賃借料 (燃料を除く。)

ウ 未利用食品の在庫管理又は入出庫管理のための機器等の賃借料(インク等の消耗品を除く。)

# 第2 事業実施主体

1 本事業の実施主体は、次に掲げるとおりとする。

都道府県、市区町村、農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する 団体、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財 団法人、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、消費生活協同組 合、学校法人、公社、独立行政法人、社会福祉法人、又は市町村協議会の 構成員及び法人格を有さない団体であって都道府県知事が地方農政局長等 (北海道においては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総 合事務局長、その他都府県にあっては当該都府県を管轄する地方農政局長 をいう。以下同じ。)と協議の上、特に認める団体(以下「特認団体」という。)

- 2 特認団体は、次に掲げる要件を全て満たす団体とする。
  - (1) 主たる事務所の定めがあること。
  - (2) 代表者の定めがあること。
  - (3) 定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規程があること。
  - (4) 各年度ごとに事業計画、収支予算等が総会等において承認されていること。
  - 3 特認団体の申請をする団体は、事業実施計画(別紙様式第7号)を提出する際、別紙様式12号(特認団体認定申請書)を併せて都道府県知事に提出して、その承認を受けるものとする。

# 第3 事業の実施期間

本事業の実施期間は、平成31年度までとする。

# 第4 目標年度及び成果目標

- 1 事業の目標年度は、事業実施年度から3年以内とする(事業実施年度と することも可能とする。)。
- 2 成果目標は、第1の事業内容に応じ、目標年度までの間の定量的な目標 を設定するものとする。

# 第5 採択基準等

- 1 採択基準
- (1) 事業実施計画が、事業の目的に照らし適切なものであり、かつ、事業を確実に遂行するため適切なものであること。
- (2)事業実施主体が事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有していること。
- (3) 事業費のうち事業実施主体の負担分について、適正な資金調達が可能であること。
- (4) 平成31年4月1日においてフードバンク活動の開始から3年を経過していない団体又は青果物等生鮮食品の取扱量を拡大するフードバンク活動団体であること。
- (5)以下に掲げる事業において3回以上補助を受けたことのある団体でないこと。
  - ア 平成 22 年度 食品産業環境対策支援事業 (フードバンク活動推進事業)

- イ 平成 23 年度 食品産業環境対策支援事業(フードバンク活動推進事業)
- ウ 平成 24 年度 食品産業環境対策支援事業 (フードバンク活動推進事業)
- エ 平成25年度 食品産業環境対策推進事業 食品廃棄物等削減推進事業 (フードバンク活動に係る事業)
- オ 平成26年度 食品ロス削減等総合対策事業 フードバンク活動等の 推進事業 (フードバンク活動の支援に係る事業)
- カ 平成27年度 食品ロス削減等総合対策事業 フードバンク活動等の 推進事業
- キ 平成28年度 食品ロス削減等総合対策事業 フードバンク活動等の 推進事業
- ク 平成 29 年度 食品ロス削減等総合対策事業 フードバンク活動の推 進事業
- ケ 平成30年度 持続可能な循環資源活用総合対策事業 フードバンク 活動の推進事業
- 2 申請できない経費

次の経費は、事業の実施に必要なものであっても、所要額に含めることができない。

- (1) 建物等施設の建設、機械若しくは器具の取得又は不動産取得に関す る経費
- (2) 本事業の業務(資料の整理・収集、調査の補助等)を実施するため に雇用した者に支払う経費のうち、労働の対価として労働時間及び日 数に応じて支払う経費以外の経費
- (3) 事業の期間中に発生した事故又は災害の処理のための経費
- (4)補助金の交付決定前に発生した経費(ただし、7(1)のただし書により、交付決定の前に着手した場合を除く。)
- (5)補助対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額)
- (6) その他本事業を実施する上で必要とは認められない経費及び本事業の 実施に要した経費であることを証明できない経費
- (7) 施設・設備等の詳細設計のための経費

- (8) 技術の実証を行うための経費
- (9) 海外への渡航、滞在等のための経費

# 3 事業の着手

(1) 事業の着手は、交付決定に基づき行うものとする。

ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かったむを得ない事情により、交付決定の前に着手する場合にあっては、事業実施主体は、あらかじめ、都道府県の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した食料産業・6次産業化交付金に関する交付決定前着手届(別紙様式第15号)を都道府県知事に提出するものとする。

(2) (1) ただし書により交付決定の前に着手する場合については、事業実施主体は、本事業について、事業の内容及び交付金の交付が確実となってから、着手するものとする。この場合において、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

なお、事業実施主体は、交付決定の前に着手した場合には、交付申請 書の備考欄に着手年月日及び交付決定前着手届の文書番号を記載する ものとする。

- (3) 都道府県は、(1) ただし書による着手については、事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう指導するほか、着手後においても必要な指導を十分に行うことにより、本事業が適正に行われるようにするものとする。
- 4 契約の適正化
- (1)事業実施主体が民間団体等の場合は、他の民間団体又は研究機関等に本事業の一部を委託して行わせる場合には、次に掲げる資料を食料産業・6次産業化交付金(フードバンク活動の推進事業)実施計画書(別紙様式第7号)に添付し、都道府県知事の承認を得るものとする。
  - ア 委託先及び委託先の会社概要(委託先が決定している場合に限る。) イ 委託契約書の案(委託する事業の内容及びそれに要する経費)
- (2) 事業実施主体は、他の者に本事業の一部を委託して行わせる場合は、 次に掲げる事項を別紙様式第7号別添の「第2総括表」の「事業の委 託」の欄に記載するものとする。なお、委託して行わせる範囲は、事業 区分毎の事業費の2分の1を超えてはならない。
  - ア 委託先が決定している場合は、委託先名
  - イ 委託する事業の内容及びそれに要する経費

#### 第6 事業の実施手続

- 1 事業実施計画の作成及び協議
- (1) 本要綱第5の1の規定に基づき、事業実施主体は、別紙様式第7号により事業実施計画を作成するものとする。
- (2) 都道府県知事は、(1) に基づき事業実施主体から提出される事業実施計画を本要綱第4の2及び別記6第4の採択基準に準じて審査し、採択した計画に自身の事業計画を含めて、別紙様式第11号により都道府県事業実施計画を作成するものとする。
- (3) 都道府県知事は、(2) により作成した都道府県事業実施計画を、地方農政局長等に提出し、その内容の妥当性について協議を行うものとする。
- (4) 都道府県事業実施計画の変更又は中止若しくは廃止の協議については、 本要綱第5の3による。
- (5) 地方農政局長等は、都道府県知事に対し、(2) における採択に当たって、必要に応じ追加の資料の提出を求めることができるものとする。

# 2 フードバンク推進事業に係る都道府県の手続

(1) 交付決定及び額の確定

都道府県知事は、事業実施計画の協議が整った後、事業実施主体に交付申請書を提出させ、交付決定を行うものとする。また、事業完了後に確定検査を行い、額を確定した後、確定額に基づき支払を行うものとする。

(2) 事業の進捗状況管理、助言等

都道府県知事は、本事業に係る要綱等に基づき、事業実施主体に必要な報告をさせるとともに、事業の進捗状況を管理し、必要に応じて助言や指導を行うものとする。

### 第7 事業実施状況等の報告

- 1 事業実施主体は、本要綱第8の規定に基づき、別紙様式第14号により、 事業によって得られた成果を報告書に取りまとめ、当該報告書をその属す る行政区域の都道府県知事に報告する。
- 2 農林水産省及び地方農政局等は、あらかじめ都道府県知事に連絡した上で、報告のあった事業成果を公表できるものとする。

また、本事業により得られた成果については、広く普及・啓発に努めることとする。

## 第8 事業成果の評価

事業実施主体は、目標年度の翌年度において、事業実施計画に定められた

目標年度の達成状況について、自ら評価を行い、次に定める事項を記載した報告書を作成し、都道府県知事に報告するものとする。

- 1 事業の達成状況については、事業実施計画の様式に準じて事業実施結果 を記載すること。
- 2 事業実施計画に掲げた目標の達成状況については、成果目標及び成果目標の達成率を踏まえ記載すること。
- 3 2を踏まえた課題、改善方法及び今後の方策

# 第9 他の施策との関連

本事業の実施に当たっては、「SDGs 未来都市計画」における自治体による SDGs (持続可能な開発目標)の達成に向けた取組に係る施策との連携等に配慮するものとする。

# 研究開発・成果利用の促進事業

## 第1 事業の内容等

1 事業内容

本事業は、農林漁業者等と異業種の事業者との連携による地域資源を活用した新事業の創出等を促進するため、実用化の可能性がある研究開発成果(新技術等)の利用促進を図ることとし、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律(平成22年法律第67号。以下「六次産業化・地産地消法」という。)第7条又は第8条の規定に基づく認定又は変更の認定を受けた研究開発・成果利用事業計画(以下「認定研究開発・成果利用事業計画」といい、同認定を受けた者を「認定研究開発・成果利用事業者」という。)に従って、多様な関係者が連携して行う次の取組を支援するものとする。

- (1) 新技術等の導入実証
  - 現場段階における新技術等の導入実証や利用体系の確立、コスト分析等を行う取組
- (2) 試作品の製造・評価、新商品等の生産・製造手法の確立 商品化に向けた品質・機能性成分等の分析や試作品の製造、評価等を行う取組
- (3) 新商品等の試験販売、販路開拓 新商品等の開発、商品デザインの作成、試験販売及びマーケティング等を行う取組

## 2 交付対象経費

謝金(事業化検討会等に出席する専門家等への謝金)、旅費(事業化検討会等に出席する専門家、調査員等に係る旅費)、開発費(研究員手当、原材料費、機材・資材費(※)等)、調査費(調査員手当(市場調査、消費者評価、経営分析・評価等))、検査・分析費(品質検査費、栄養成分分析費、機能性成分分析費、細菌検査費等)、試作品等製造費(技術士手当、原材料費、機材・資材費(※)等)、資料作成費(調査資料作成費、会議資料作成費、報告書作成費、説明パンフ作成費、アンケート調査票作成費等)、会議費(会場費、会議機材借料等)、人件費(事務局人件費、評価会会場運営に係る人件費及びアンケート集計に係るアルバイト人件費等)、委託費(ラベル・パッケージデザイン作成等委託費)、実証施設・機材借料(加工施設・機材借料、冷蔵施設借料、衛生管理機材借料等)、その他の研究開発成果の利用促進に必要な取組に要する経費

(※) 事業実施に必要な機材・資材の購入費は、1件当たりの取得価格が50万円未満であって、借用が困難な場合に限り交付対象とする。

## 第2 事業実施主体

- 1 本事業の事業実施主体は、認定研究開発・成果利用事業者又は認定研究開発・成果利用 事業者を含む関係者で構成する事業化共同体(以下「コンソーシアム」という。)とす る。
- 2 コンソーシアムは、次の全ての要件を満たすものでなければならない。
- (1) 構成員の中に認定研究開発・成果利用事業者が含まれていること。
- (2) 構成員の中から代表者又は代表団体が選定されており、当該代表者又は代表団体が交付金交付に係る全ての手続等を担うこと。
- (3) 定款、組織規程、経理規程、組織運営に関する規約があること。
- (4) 年度ごとに事業計画、収支予算等が総会等において承認されていること。

## 第3 目標年度及び成果目標

1 事業の目標年度は、原則、事業実施年度とする。ただし、事業成果の検証が事業終了後

に得られるデータ等により行われる場合については、事業実施年度から3年以内で目標年度を設定することができる。

2 成果目標は、研究開発成果の活用により、農林水産物等又は新商品について、既存の技 術等を活用した場合と比較して、生産等又は販売の効率性及びコスト面で一定程度の改善 が図られること、既存の技術等では生産等又は販売を行うことができない生産等又は販売 が行われること、研究開発成果について現場に即した利用体系が確立されること等、認定 研究開発・成果利用事業の目標又はその前段階といえる目標を設定するものとする。

# 第4 採択基準

- 1 採択基準
- (1) 認定研究開発・成果利用事業計画に従って行う取組であること。
- (2)農林漁業者、試験研究機関、地方公共団体及び民間事業者等、関係者による研究開発 成果の利用及び事業化に向けた連携体制が確保されていること。
- (3) 目標年度において、事業の成果目標の達成が確実と見込まれること。

## 2 申請できない経費

- (1) 事業を実施する上で必要とは認められない経費(本事業の実施に要した経費であることを証明できない経費を含む。)は、所要額に含めることができない。
- (2) 次の経費は、事業の実施に必要なものであっても、所要額に含めることができない。
  - ア 本事業を実施するために雇用した者に支払う経費のうち、労働の対価として労働時間 及び日数に応じて支払う経費以外の経費
  - イ 交付金の交付決定前に発生した経費 (3の(1)のただし書により交付決定前に着手 した場合を除く。)
  - ウ 交付対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63 年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25 年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に交付率を乗じて得た金額)
  - エ 本事業の実施に伴い相応の利益を得る可能性のある取組に関わる経費

#### 3 事業の着手

(1) 事業の着手は、交付金の交付決定後とする。

ただし、事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情により、交付決定の前に着手する場合にあっては、事業実施主体においては、あらかじめ、都道府県知事の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した「食料産業・6次産業化交付金に関する交付決定前着手届」(別紙様式第 15 号)を都道府県知事に提出するものとする。また、都道府県が、交付決定前に着手しようとする場合は、同届けを地方農政局長等(北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては当該都府県を管轄する地方農政局長をいう。以下同じ。)に提出するものとする。

(2) (1) ただし書による交付決定前の着手は、事業の内容及び交付金の交付が確実になってから行うものとする。この場合において、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

なお、事業実施主体は、交付決定の前に着手した場合には、交付申請書の備考欄に着 手年月日及び交付決定前着手届の文書番号を記載するものとする。

# 4 契約の適正化

事業実施主体は、本事業の一部を委託して行わせるときは、次に掲げる事項を事業実施計画(別紙様式第8号により作成されたものをいう。以下別記7において同じ。)に記載することにより、都道府県知事の承認を得るものとする。ただし、都道府県が自ら事業実施主体になる場合は本要綱第5の2の規定により、その内容の協議を行うものとする。

ア 委託先が決定している場合は、その委託先

イ 委託する事業の内容及びそれに要する経費

# 第5 事業実施状況の報告

事業実施主体は、事業の実施年度から目標年度までの間、毎年度、事業実施計画に定められた目標の達成状況について、自ら点検を行い、次に定める事項を記載した報告書を作成し、都道府県知事に報告するものとする。

- 1 事業の実施状況については、事業実施計画の様式に準じて事業実施結果を記載すること。
- 2 事業実施計画に掲げた目標の達成状況については、目標値及び目標値の達成率を踏まえ 記載すること。
- 3 2を踏まえた事業の効果、課題及び改善方法を記載すること。

# 第6 事業成果の評価

事業実施主体は、目標年度の翌年度において、事業実施計画に定められた目標年度の達成状況について、自ら評価を行い、次に定める事項を記載した報告書を作成し、都道府県知事に報告するものとする。

- 1 事業の達成状況については、事業実施計画の様式に準じて事業実施結果を記載すること。
- 2 事業実施計画に掲げた目標の達成状況については、成果目標及び成果目標の達成率を踏まえ記載すること。
- 3 2を踏まえた課題、改善方法及び今後の方策

#### 第7 自社製品の調達又は関係会社からの調達がある場合の利益等排除

本事業において、交付対象経費の中に事業実施主体の自社製品の調達又は関係会社からの調達分がある場合、交付対象事業の実績額の中に事業実施主体の利益等相当分が含まれることは、調達先の選定方法いかんにかかわらず、交付金の交付の目的上ふさわしくないため、以下のとおり利益等相当分の排除を行うものとする。

1 利益等排除の対象となる調達先

事業実施主体が次の(1)から(3)までのいずれかの関係にある会社から調達を受ける場合(他の会社を経由した場合及びいわゆる下請会社の場合を含む。)は、利益等排除の対象とする。

- (1) 事業実施主体の自社
- (2) 100%同一の資本に属するグループ企業
- (3) 事業実施主体の関係会社(事業実施主体との関係において、財務諸表等の用語、様式 及び作成方法に関する規則(昭和38 年大蔵省令第59 号)第8条の親会社、子会社及び 関連会社並びに事業実施主体が他の会社等の関連会社である場合における当該他の会社 等をいい、上記(2)を除く。以下同じ。)
- 2 利益等排除の方法
- (1) 事業実施主体の自社調達の場合 当該調達品の製造原価をもって交付対象額とする。
- (2) 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合には、取引価格をもって 交付金対象額とする。これによりがたい場合には、調達先の直近年度の決算報告(単独の 損益計算書)における売上高に対する売上総利益の割合(マイナスの場合は0とする。) をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

(3) 事業実施主体の関係会社からの調達の場合

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって交付金対象額とする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告(単独の損益計算書)における売上高に対する営業利益の割合(マイナスの場合は0とする。)をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

(注) 「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品に対する経費であることを証明するものとする。また、その根拠となる資料を提出するものとする。

# 第8 特許権等の帰属

本事業を実施することにより特許権、特許を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、商標権、意匠権、意匠登録を受ける権利、著作権、回路配置利用権、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利及び育成者権(以下「特許権等」という。)が発生した場合には、その特許権等は、事業実施主体に帰属するが、特許権等の帰属に関し、次の条件を守るものとする。

また、事業の一部を事業実施主体から受託する団体にあっても同様に次の条件を守るものとする。

- 1 本事業において得た成果に関して特許権等の出願又は取得を行った場合には、その都度 遅滞なく都道府県を通じて地方農政局長等に報告すること。
- 2 国が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして当該特許権等を 利用する権利を求める場合には、無償で当該権利を国に許諾すること。
- 3 当該特許権等を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該特許権等を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、国が特許権等の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして当該特許権等を利用する権利を求めるときは、当該権利を第三者に許諾すること。
- 4 本事業期間中及び本事業終了後5年間において、事業実施主体及び本事業の一部を受託 する団体は、本事業の成果である特許権等について、国以外の本事業の第三者に譲渡し、 又は利用を許諾するときは、事前に都道府県を通じて地方農政局長等と協議して承諾を得 ること。

事業実施主体と当該事業の一部を受託する団体との間における事業成果の取扱いについては、事業開始前に、両者で協議・調整を行うこと。

# 加工・直売施設整備事業

## 第1 事業の内容

本事業は、次の1又は2の取組において施設等を整備する際に要する経費(以下別記 8-1において「施設等整備に要する経費」という。)の額から第3の2の資金の額を除いた自己負担部分を助成するものとする。

1 農林漁業者の組織する団体による取組

農林漁業者の組織する団体が、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律(平成22年法律第67号。以下「六次産業化・地産地消法」という。)第5条又は第6条の規定に基づく認定又は変更の認定を受けた総合化事業計画(以下「認定総合化事業計画」という。)に従って実施する六次産業化・地産地消法第3条第4項に定める総合化事業に係る取組

2 農林漁業者等と中小企業者による取組

農林漁業者等又は中小企業者が、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律(平成20年法律第38号。以下「農商工等連携促進法」という。)第4条又は第5条の規定に基づく認定又は変更の認定を受けた農商工等連携事業計画(以下「認定農商工等連携事業計画」という。)に従って実施する農商工等連携促進法第2条第4項に定める農商工等連携事業に係る取組

# 第2 交付対象施設等の範囲

第1の1及び2の取組のうち事業実施主体が農林漁業者の組織する団体であるものについては次の1及び2を、第1の2の取組のうち事業実施主体が中小企業者であるものについては次の3を、それぞれ交付対象とする。

- 1 農林水産物等の加工・流通・販売等のために必要な施設
- (1)農林水産物等集出荷のために必要な施設 農林水産物等の選別・選果用機械、冷却・冷蔵用機械、検査用機械、出荷用機械、 農林水産物等の集出荷のための建物
- (2) 農林水産物等処理加工のために必要な施設 農林水産物等の処理・加工・冷蔵・貯蔵・包装・検査用機械、農林水産物等の処理加工のための建物
- (3)農林水産物の高付加価値化、地域の生産・加工との連携等を図る農林水産物等の総合的な販売のために必要な施設及び地域食材提供のために必要な施設 農林水産物等の総合的な販売のための機械及び建物並びに地域食材提供のための機械及び建物
- (4) 捕獲獣肉等食材提供のために必要な施設 捕獲獣肉等食材提供のための機械及び建物
- (5) 収穫後用病害虫防除のために必要な施設 農林水産物の病害虫防除のための機械及び建物
- (6) 未利用資源をエネルギー化し、農林水産物等の加工・流通・販売等施設へ供給す

るために必要な施設

農林水産物の副産物、農林水産業廃棄物、太陽熱等地域における未利用資源をエネルギー化するために必要な機械及び建物(売電を目的とする取組に係るものを除く。)

- (7) (1) ~ (6) の附帯施設
- 2 総合化事業又は農商工等連携事業の取組に不可欠な農林水産物等の生産を自らが行 うために必要な施設等
- (1) 簡易土地基盤整備

障害物除去、深耕、整地、客土、暗きょ排水、かんがい排水、農道整備、有機物 投入等

(2) 農業用水のために必要な施設

水源・貯水機械及び建物

(3) 営農飲雑用水のために必要な施設

家畜の飼育、園芸作物等の栽培(かんがい用施設を除く。)及び農作物の洗浄の ための機械及び建物

(4) 農産物生産に必要な施設

農業用機械・建物(ただし、新商品の原材料となる農林水産物の生産に用いる等、 認定総合化事業計画又は認定農商工等連携計画の取組に真に必要なものに限る。)

(5) 乾燥調製貯蔵のために必要な施設

乾燥機、籾摺り機、袋詰め機、色彩選別機、貯蔵機械、建物

(6) 育苗のために必要な施設

水稲、野菜等の育苗に必要な機械及び建物

(7) 水産用種苗生産・蓄養殖のために必要な施設

養殖用生産機械、放流用の種苗の生産機械及び建物(漁業管理、資源回復の取組を阻害するおそれのある取組に係るもの(資源回復に取り組むべき魚種に対して過剰漁獲が生ずる場合など)を除く。)

(8) 堆肥製造のために必要な施設

堆肥製造用・堆肥保管用機械及び建物

(9) 新技術活用種苗等供給のために必要な施設

新技術を活用した育苗・増殖・培養用機械及び建物

(10) 特用林産物生産のために必要な施設

きのこ類等特用林産物の生産に必要な機械及び建物

(11) 農林水産物運搬のために必要な施設

農林水産物の栽培管理に必要な資材や収穫物を運搬するための機械及び建物

(12) 未利用資源をエネルギー化し、農林水産物等の生産施設へ供給するために必要な 施設

農林水産物の副産物、農林水産業廃棄物、太陽熱等地域における未利用資源をエネルギー化するために必要な機械及び建物(売電を目的とする取組に係るものを除く。)

(13) (1) ~ (12) の附帯施設

- (注)本事業においては、「農業用機械施設補助の整理合理化について」(昭和57年4月5日付け57予第401号農林水産事務次官依命通知)の基準を適用しないものとする。
- 3 食品等の加工・販売のために必要な施設
  - (1)農林漁業者等と連携する中小企業者が行う食品等の加工・販売のために必要な施設

農林漁業者等と中小企業者が連携する際の、新商品の原材料となる農林水産物を有効に活用した食品等の加工・販売に必要な、当該新商品の製造過程に対応した機械及び建物(販売施設は、加工施設の整備と一体的に整備するものに限る。)

(2) (1) の附帯施設(当該新商品の加工・販売の用途に使用されるものに限る。)

# 第3 事業実施主体等

- 1 事業実施主体は、六次産業化・地産地消法第5条若しくは第6条の規定に基づく認定を受けた農林漁業者の組織する団体又は農商工等連携促進法第4条若しくは第5条の規定に基づく認定を受けた農林漁業者の組織する団体及び中小企業者であって、交付対象事業費に充てるために2に定める資金の貸付けを受けて事業を実施する次の者とする。
- (1)農林漁業者の組織する団体

農林漁業者3戸以上が主たる構成員又は出資者となっており、かつ、これらの者がその活動を実質的に支配することができると認められる団体(法人でない団体にあっては、代表者の定め並びに組織及び運営についての規約の定めがあり、かつ、特定の構成員の加入脱退と関係なく、一体として経済活動の単位になっているものに限る。)及びこれらの団体が主たる構成員又は出資者となっている法人並びに構成員又は出資者に3戸以上の農林漁業者を含まない団体であって農林漁業関連事業に常時従事する者を3名以上雇用し、又は常時雇用者を新たに3名以上雇用する目標及びその達成のためのプログラムが設定されているもの。

(2) 中小企業者

農商工等連携促進法第2条第1項の規定に基づく中小企業者(個人及びみなし大企業を除く。)

- (注) みなし大企業とは、以下の法人をいう。
  - ・ 発行済株式の総数又は出資金額の1/2以上が同一の大企業の所有に属している法人
  - ・ 発行済株式の総数又は出資金額の2/3以上が複数の大企業の所有に属している法人
  - ・ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の1/2以上を占めている法人
- 2 1の貸付けを受けて交付対象事業費に充てる資金は、次に掲げる機関が貸し付ける 資金及び法律又は地方公共団体の条例等に基づいて貸し付けられる資金とする。
- (1)農業協同組合
- (2) 農業協同組合連合会

- (3) 森林組合
- (4) 森林組合連合会
- (5) 漁業協同組合
- (6) 漁業協同組合連合会
- (7)農林中央金庫
- (8) 株式会社農林漁業成長産業化支援機構
- (9) 株式会社日本政策金融公庫
- (10) 沖縄振興開発金融公庫
- (11) 株式会社商工組合中央金庫
- (12) 銀行
- (13) 信用金庫
- (14) 信用協同組合
- (15) 都道府県
- (16) 市町村
- (17) 特別区
- 3 本事業の交付率は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 交付金の交付率は、定額(交付対象事業費の3/10以内)とする。 ただし、次のいずれかの要件を満たす事業については、定額(交付対象事業費の 1/2以内)とする。
  - ア 中山間地農業ルネッサンス事業実施要綱(平成29年3月31日付け28農振第2275 号農林水産事務次官依命通知)第2により都道府県が中山間地農業の振興を図る ために策定する「地域別農業振興計画」に基づき、かつ、地域外での販路確保、 交流人口の増加、雇用の確保等の地域経済へ波及効果を及ぼす取組について、具 体的な目標値を設定して取り組む事業
  - イ 市町村戦略(本要綱別記1-1の第1の(1)に規定する市町村戦略をいう。 以下同じ。)に基づいて行われる取組であり、かつ、地域経済への波及効果を及 ぼす等公益の増進に寄与する取組と当該市町村戦略を策定した協議会又は当該 市町村(特別区を含む。以下同じ。)が認める事業
- (2) 交付要綱の別表の交付率の欄に規定する事業実施主体に交付する補助金の額の算定の方法は、次のアからウまでに掲げる額のうち最も低い額の範囲内とする。ただし、当該方法により算出された額が1億円を超えるときは、この項の規定にかかわらず、1億円以内とする。
  - ア 交付対象事業費に3/10(第3の3の(1)のただし書に該当する場合は1/20)を乗じて得た額
  - イ 交付対象事業費に充てるために貸し付けられた第3の2の資金の額
  - ウ 交付対象事業費からイの額及び地方公共団体等による助成額を控除して得た額

#### 第4 目標年度及び成果目標

1 事業の目標年度は、認定総合化事業計画又は認定農商工等連携事業計画で定めた総合化事業又は農商工等連携事業の実施期間の最終年度とする。

2 成果目標は、次の(1)又は(2)に掲げる取組に応じ、それぞれに定める目標とする。

また、このうち、第3の3の(1)のアに該当する取組については、次の(3)に 定める目標を設定することとする。

- (1)農林漁業者の組織する団体による取組 農林漁業者の組織する団体が認定総合化事業計画で定めた総合化事業の目標
- (2)農林漁業者等と中小企業者による取組 農林漁業者等及び中小企業者が認定農商工等連携事業計画で定めた農商工等連携 事業の目標
- (3) 第3の3の(1) のアに該当する取組 地域経済へ波及効果を及ぼす取組に関する目標

# 第5 採択基準等

- 1 採択基準
- (1) 共通基準
  - ア 事業規模(施設等整備に要する経費)が1億円以上となる事業を実施する場合 にあっては、原則として事業実施主体が5年以上の経営経験を有していること。
  - イ 多様な事業者(事業実施主体を含む3者以上)が連携するネットワークを構築 し、連携の目的及び事業実施主体と連携する事業者の成果目標の達成に向けた役 割分担を定めた規約その他の文書が作成されていること。
  - ウ 整備を予定している施設が、その性能及び規模等にかんがみ、成果目標の達成 に向け適切なものであること。
  - エ 利用計画に基づく施設の適正な利用が確実であると認められること。
  - オ 組織の収支計画が明らかになっており、収支の均衡がとれていると認められること。
  - カ 整備を予定している施設で加工された製品の販売(販路)等に関する計画が明らかになっていること。
  - キ 第6の費用対効果分析の手法により妥当投資額を算出し、投資効率が1.0以上となっていること。
  - ク 目標年度において、事業の成果目標の達成が確実と見込まれること。
  - ケ 事業実施主体の直近3か年の経営状況について、原則として、3期連続して経 常損失を計上していないこと、かつ、直近の決算において債務超過(貸借対照表 上負債が資産を上回った状態)でないこと。
- (2)農林漁業者の組織する団体による取組の基準
  - 本事業で扱う農林水産物について、事業実施主体及びネットワークを構築する農林漁業者等((1)イの規約その他の文書に記載のある農林漁業者等をいう。(3)において同じ。)が、おおむね50%以上(取扱量又は取扱金額)生産を行っている又は目標年度までに生産を計画していること(事業実施主体の構成員等が生産する場合も含む。)。
- (3)農林漁業者等と中小企業者が連携して行う取組の基準

中小企業者が事業実施主体となる場合は、目標年度までに新商品の原材料となる 農林水産物の50%以上(仕入量又は仕入金額)を、ネットワークを構築する農林漁 業者等から調達すること。農林漁業者等が事業実施主体となる場合は、目標年度ま でに新商品の原材料となる農林水産物の50%以上(取扱量又は取扱金額)を、事業 実施主体単独又はネットワークを構築する農林漁業者と協同して連携する中小企 業者に供給すること。

### 2 事業の実施に関する事項

- (1) 都道府県知事は、事業実施主体からの事業実施計画の受領時から、事業実施主体に対する交付決定時までに、第3の2の資金を貸し付ける機関から事業実施主体へ貸付けが行われることを当該貸し付ける機関が発行する融資証明書、その他の融資が確実に行われることを証明する書類により確認するものとする。
- (2) 交付対象事業費は、当該施設等を整備する都道府県において使用されている単価 及び歩掛かりを基準として、地域の実情等に即した適正な現地実行価格により算定 するものとし、施設の規模及び構造等は、それぞれの目的に合致しているものとす る。

なお、事業費の低減を図るために適切と認められる場合は、直営施工を積極的に 認めることとし、当該直営施工に係る人力施工費の全額又はその人力施工費のうち 資材費のみを交付の対象とすることができるものとする。

- (3) 見積書により事業費を算定する場合には、原則として、複数の者から見積書を徴収し比較検討するものとする。
- (4) 交付の対象とする施設は、原則として、耐用年数がおおむね5年以上のものとする。
- (5) 既存施設又は資材の有効利用及び事業費の低減の観点からみて、新品新材を利用するほか、増築、改築、併設等の事業又は古品古材(中古農業機械を含む。以下同じ。)の利用による事業も交付の対象とする。

なお、古品古材を利用する場合は、材質、規格、形式等が新品新資材と一体的な 施工及び利用管理を行う上で不都合のないものとする。

3 交付の対象としない経費

次の経費は、事業の実施に必要なものであっても、交付の対象とはしない。

なお、交付の対象としない経費の額が施設等整備に要する経費に含まれ、単体で区分できない場合は、面積等の条件に応じて按分計算等の方法を用いて、交付の対象としない経費の額を算定して除外するものとする。

- (1) 事業実施主体が、本事業によらず、現に実施し、又は既に終了させた事業に係る 経費
- (2) 個人で使用する機械、施設、運搬用トラック等の目的外使用のおそれの多い施設等に係る経費
- (3) 既存の施設の代替として、同種、同規模及び同効用のものを再度整備するもの(いわゆる更新)並びに補助の対象とする施設のうち附帯施設のみに係る経費
  - (注)認定総合化事業計画の実施期間の終了後、当該認定を受けて生産した新商品 についてさらなる需要を開拓し増産を図るために、改めて総合化事業計画の認

定を受けて取り組む場合に必要となる施設の整備は、同種、同規模及び同効用 のものの再度の整備に当たらないため、交付の対象となる。

- (4) 既存施設の取壊し及び撤去に係る経費
- (5) 交付対象施設等の附帯施設としての育苗箱、パレット、コンテナ及び運搬台車であって低額なもの、フォークリフト(回転アーム、プッシュプル又はハイマスト付きのフォークリフトを除く。)及び汎用性のある事務用機器等の購入に係る経費
- (6)農林水産物等の加工・流通・販売等のために必要な建物外における地盤工事等の 外構工事(水道管等に近接しており、施設の附帯設備として一体的に整備する給排 水設備等は除く。)、緑地帯、囲障、駐車場、構内道路の舗装等に係る経費
- (7)農林水産物等の加工・流通・販売等のために必要な建物内にある部屋のうち、加工・流通・販売等の業務に関わらない用途にも用いることのできるもの(会議室、事務室、役員室、休憩室、物置、更衣室(ただし、食品衛生管理上、必要不可欠なものは除く。)等)に係る経費

# 第6 費用対効果分析の実施方法

- 1 費用対効果の算定方法
- (1) 費用対効果の算定は、原則として、次式により行うものとする。 投資効率=妥当投資額÷総事業費
- (2) 妥当投資額の算定は、次のアから工までにより行うものとする。
  - ア 妥当投資額は、次式により算定するものとする。施設等の整備に伴う既存施設等の廃用による損失額(以下「廃用損失額」という。)がある場合には、当該廃 用損失額を控除することにより妥当投資額を算出するものとする。

妥当投資額=年総効果額÷還元率-廃用損失額

- イ 妥当投資額の算定に用いる年総効果額は、2に掲げる効果項目ごとの年効果額 を合算して算定するものとする。
- ウ 妥当投資額の算定に用いる還元率は、次式により算定するものとする。

i =割引率=0.04

還元率=  $\{i \times (1+i)^n\} \div \{(1+i)^n-1\}$  (別表1参照)

- n=総合耐用年数=事業費合計額:施設等別年事業費の合計額 ただし、施設等別年事業費=施設等別事業費:当該施設等耐用年数 この場合において、当該施設等耐用年数は、減価償却資産の耐用年数等に関す る省令及び農林畜水産業関係補助金等交付規則別表に定めるところによる。
- エ 算定の基礎とする数値は、本要綱第5の1の事業実施計画の内容と整合性のと れたものでなければならない。
- (3) 総事業費は、効果の発生に係る施設等の整備のための投下資金の総額とする。
- 2 投資効率の算定に用いる年効果額等 投資効率の算出に用いる年効果額等の算定は、次の(1)及び(2)により行うも のとする。
- (1)農林水産物等の生産向上に係る効果
  - ア農業生産向上効果

# (ア) 効果の内容

農業生産向上効果とは、次のaからeまでに掲げる効果をいう。

a 作付増加効果

当該施設等の整備により作物の作付面積が増加する効果

b 単収増加効果

均一な健苗育成、地力増進による連作障害の軽減、気象災害の防止・回避 による被害額の軽減等により単収が増加する効果

c 品質等向上効果

当該施設等の整備による生産物の品質向上、ブランド化、市場競争力の強化、販路拡大(直売や他産業との連携(契約栽培)など)等により販売額が増加する効果

d 畜産関連経営体所得向上効果

当該施設等の整備により、畜産物生産量の増加や効率的な経営等が図られることに伴って、畜産経営体の経常所得(利益、家族労働報酬)が増加する効果

e 農畜産物等加工効果

当該施設等の整備により農畜産物等が加工され、付加価値が上昇し、販売 額が増加する効果

# (イ) 算定方法

農業生産向上効果に係る年効果額は、次のaからeまでにより算定する年効果額の合計額とする。

なお、算定に必要な生産物単価及び純益率については、3によるものとする。

- a 作付増加効果
- (a) 作物ごとに、作付増加面積に事業の実施時における単収(以下「現況単収」という。) を乗じて生産増加量を算出するものとする。ただし、現況単収は、無被害単収とする。
- (b) (a) で算出した生産増加量に作物ごとの現況生産物単価を乗じて粗収益の増加額を算出した額に、作物ごとの作付増加純益率を乗じて得た値とする。
- b 単収増加効果
- (a) 作物ごとに、単収増分に効果発生面積を乗じて生産増加量を算出する。
- (b) (a) で算出した生産増加量に作物ごとの現況生産物単価を乗じて粗収益の増加額を算出した額に、作物ごとの単収増加純益率を乗じて得た値とする。
- c 品質等向上効果

作物ごとに、効果発生面積に計画単収を乗じて効果発生量を算出し、これに 現況生産物単価と計画生産物単価との差を乗じて得た純益の増加額の合計額と する。

d 畜產関連経営体所得向上効果

畜産経営体の事業実施前後の経常所得の年増加額として算定するものとする。

年効果額 = 事業実施後年間経常所得額(千円) - 事業実施前年間経常所得額(千円)

年間経常所得額(事業実施前、後) = (A) 収益 - (B) 費用

- (A) 収益: 決算報告書の収入の合計欄に記載されている副産物を含む数値。
- (B) 費用: 決算報告書の支出の合計欄に記載されている飼料費、利子、地代等を含み、家族労働費を含まない数値。
- e 農畜産物等加工効果

農畜産物等の加工品ごとに、商品の製造量の向上に伴う収益増加効果額の合 計額とする。

# イ 林業生産向上効果

(ア) 効果の内容

林産物等生産向上効果とは、次の a から c までに掲げる効果をいう。

a 林産物等利用増進効果

当該施設等の整備によりこれまで利用されていなかった林産物等が利用される効果

b 林産物等生産増進効果

当該施設等の整備によりこれまで伐採されていなかった区域における林産物 等の生産が促進される効果

c 林産物等販売促進効果

当該施設等の整備により林産物等の品質向上、ブランド化、市場競争力の強 化等により、販売が促進される効果

(イ) 算定方法

林産物等生産向上効果に係る年効果額は、次の a から c までにより算定する 年効果額の合計額とする。

a 林產物等利用增進効果

当該施設等の整備前には利用されていなかったが、施設等の整備により利用 増加が見込まれる林産物等の種類ごとに、当該施設等の整備後の利用増加量に、 地域の林産物市場価格から採取・搬出・輸送に係る経費を差し引いた額を乗じ た額の合計額とする。

b 林產物等生產增進効果

林産物の種類ごとに、当該施設等の整備により新たに林産物等の生産が促進 される区域の林産物等の生産増加見込量に、地域の林産物等市場価格から採取 ・搬出・輸送に係る経費を差し引いた額を乗じた額の合計額とする。

c 林產物等販売促進効果

林産物等の種類ごとに、当該施設等の整備により林産物等の販売増加が見込まれる量に林産物市場価格の上昇が見込まれる額を乗じた額から、販売経費を 差し引いた額の合計額とする。

#### ウ 漁業生産向上効果

(ア) 効果の内容

漁業生産向上効果とは、次のaからcまでに掲げる効果をいう。

a 生產增加効果

当該施設等の整備により養殖場の拡大等に伴い生産量が増加する効果

b 魚価向上効果

当該施設等の整備により高級魚の漁獲増、魚体の大型化等魚種・魚体組成の 変化による魚価の向上効果

c 品質等向上効果

当該施設等の整備による活魚や新たな加工による付加価値の向上、HACC P等を採り入れることによる対外的な評価の向上等による価格の上昇効果

## (イ) 算定方法

漁業生産向上効果に係る年効果額は、次のaからcまでにより算定する年効果額の合計額とする。

a 生產增加効果

水産物等の種類ごとに、当該施設等の整備前と整備後の生産量の差に施設等の整備前の単価を乗じた値に利益率を乗じた額の合計額とする。

b 魚価向上効果

水産物等の種類ごとに、当該施設等の整備前と整備後の単価の差に施設等の 整備後の漁獲量を乗じた額の合計額とする。

c 品質等向上効果

水産物等の種類ごとに、当該施設等の整備前と整備後の単価の差に施設等の 水産物等の生産量を乗じた額の合計額とする。

### 工 経費節減効果

(ア) 効果の内容

経費節減効果とは、次のaからdまでに掲げる効果をいう。

a 労働経費節減効果

当該施設等の整備により個々の農林漁業者の労働が集約され、労働時間が節減されることにより労働経費が節減される効果

b 機械経費節減効果

当該施設等の整備により個々の農林漁業者の機械作業が集約され、機械経費が節減される効果

c 資材経費節減効果

当該施設等の整備により個々の農林漁業者の作業が集約され、投入される資材費、光熱水費、燃料費等が節減される効果

d 維持管理費節減効果

当該施設等の整備により既存の施設等が合理化され、維持管理に係る経費が 節減される効果

# (イ) 算定方法

年効果額は、次の a から d までにより算定する年効果額の合計額とする。

a 労働経費節減効果

個別作業ごとに積み上げた現況の労働経費の総額から、同様に積み上げた計

画労働経費の総額を差し引いた額とする。

b 機械経費節減効果

個別作業ごとに積み上げた現況の機械経費の総額から、同様に積み上げた計 画機械経費の総額を差し引いた額とする。

c 資材経費節減効果

個別作業ごとに積み上げた現況の資材経費の総額から、同様に積み上げた計 画資材経費の総額を差し引いた額とする。

d 維持管理費節減効果

現況の施設等の維持管理費の総額から計画維持管理費の総額を差し引いた額とする。

# オ その他の効果

アからエまでに掲げる効果以外の効果について、その発生が明らかであり、かつ、算定が可能な場合に、効果の内容、算定方法等につき地方農政局長等(北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては当該都府県を管轄する地方農政局長をいう。以下同じ。)が適当と認めるときは、当該効果について年効果額を算定することができる(様式は任意とする。)。

# (2) 食品等製造の向上に係る効果

ア 効果の内容

食品等製造の向上に係る効果とは、次の(ア)から(ウ)までに掲げる効果をいう。

(ア) 製造量向上効果

当該施設等の整備による製造工程の効率化等を通じ、商品の製造量が向上(増加)し、出荷額が増加する効果

(イ) 品質向上効果

当該施設等の整備による取扱品目の品質保持の向上等を通じ、規格外等による 廃棄量が減少し、商品の損失額が減少する効果

(ウ) 施設維持管理コスト削減効果

老朽化した旧施設を更新することにより、修繕費等の施設の維持管理コストが 削減される効果

#### イ 算出方法

食品等製造の向上に係る効果の年効果額は、次の(ア)から(ウ)まで及びウにより算定する年効果額の合計額とする。

(ア) 製造量向上効果

商品の種類ごとに、商品の製造量の向上に伴う収益増加額の合計額とする。

(イ) 品質向上効果

商品の種類ごとに、取扱品目の品質保持の向上等による廃棄量の減少に伴う収益増加額の合計額を、品質向上効果の年効果額とする。

(ウ) 施設維持管理コスト削減効果

現状の施設の維持管理に係る年経費と整備後の施設の維持管理に係る年経費と

の差とする。

## ウ その他の効果

アに掲げる効果以外の効果について、その発生が明らかであり、かつ、算定が可能な場合に、効果の内容、算出方法等につき事業承認者が適当と認めるときは、 当該効果について年効果額を算定することができる(様式は任意とする。)。

#### (3) 雇用創出に係る効果

## ア 効果の内容

雇用創出に係る効果とは、当該施設の整備によって非農林漁家の雇用が創出される効果をいう。

## イ 算出方法

雇用人員の賃金の合計から、当該人員が当該施設で雇用されることにより失われることとなる、それまで得ていた賃金を差し引いた額を効果額とする。

## (4) その他の効果

(1)から(3)までに掲げる効果以外の効果について、その発生が明らかであり、かつ、算定が可能な場合に、効果の内容、算出方法等につき事業承認者が適当と認めるときは、当該効果について年効果額を算定することができる(様式は任意とする。)。

## 3 生産物単価及び純益率の算定方法等

年効果額の算定に必要な生産物単価及び純益率の算定方法については、次の(1) 及び(2)のとおりとする。

### (1) 生産物単価

生産物単価は、生産者の販売価格(農林漁家受取価格)によるものとし、次により 算出する。

## ア 国等が価格を決定している作物

国等が価格を決定している作物の生産物単価は、原則として、事業実施計画時に おける国等の決定価格(平均的な品種及び品質であるものの価格)によるものとす る。

# イ その他の作物

その他の作物(国等が価格を決定している作物であって、事業地区の実態から見てこれによることが著しく不適当であると認められるものを含む。)の生産物価格は、原則として、事業地区における平均的な品種及び品質であるものの最近5か年の各年の価格(明らかに異常な価格と認められる年を除く各年の出回り期における平均価格)の加重平均価格によるものとする。

# (2) 純益率

作物ごとの作付面積の増減及び単位面積当たりの収量の増加に係る純益率は、以下による。

ア 主要な作物については、別表2に示すところによる。

イ その他の作物については、次の方法により算出する。この場合において、生産 費等は、原則として、最近5か年の「農作物生産費調査報告」(農林水産省統計部) 又はこれに準ずる資料の平均値によるものとする。 作付増減の場合の純益率(%) =100 - (単位面積当たり生産費 ÷ 単位面積当たり主産物価額)×100

単収増加の場合の純益率 (%) =100 - (100 - 作付増減純益率) × 0.274

- (注) 生産費 = 資本利子・地代全額算入生産費 (水利費+地代) 0.274 = 作付増減生産費に対する単収増加生産費の比率
- 4 費用対効果(投資効率) 算定の様式

費用対効果(投資効率) 算定に当たっては、1 から 3 までに定めるところに従い、別紙様式第 19 号により行うものとする。

## 第7 事業実施状況の報告

事業実施主体は、事業の実施年度から目標年度までの間、毎年度、事業実施状況の点検を自ら行い、次に掲げる項目を含めて事業実施状況の報告書を作成し、都道府県知事に報告するものとする。なお、報告書への記載は、定量的な根拠に基づき具体的に行うものとする。

- (1) 事業実施状況
- (2) 目標値及び目標値の達成率
- (3) 事業の効果、事業実施後の課題及び改善方法

## 第8 事業成果の評価

事業実施主体は、目標年度の翌年度において、事業実施計画に定められた目標年度の 達成状況について、自ら評価を行い、第7の(1)から(3)に掲げる項目を含めて評 価報告書を作成し、都道府県知事に報告するものとする。

なお、報告書への記載は、定量的な根拠に基づき具体的に行うものとする。

## 第9 事業の改善等

- 1 事業実施主体は、本要綱第7の2又は第8の2による都道府県知事からの措置等を 踏まえ、新商品の変更を行わなければ成果目標の達成が困難と判断するときは、次の (1)から(3)までに掲げる要件を満たす場合に限り、新商品の変更を伴う改善計 画を作成することができる。
- (1) 第4に定める成果目標の変更を伴わないものであること。
- (2) 本事業により整備した施設等を活用するものであること。
- (3) 新商品の変更が次の①から③までのいずれかに該当すること。
  - ① 商品そのものが新しいこと
  - ② 原料が新しいこと
  - ③ 製法が新しいこと
- 2 1の改善計画を作成した事業実施主体は、事業実施計画期間中においては、都道府 県知事に対し新商品の変更に係る事業計画の変更申請をするものとし、これを受けた 都道府県知事は、地方農政局長等と協議の上、当該改善計画を妥当と認めるときは、 承認するものとする(なお、認定総合化事業計画又は認定農商工等連携計画の変更申

請及び認定は別途必要である。)。

事業実施計画期間終了後に1の改善計画を作成した事業実施主体は、新商品の変 更に係る事業計画の変更について都道府県知事に対し申請するものとし、これを受け た都道府県知事は、当該改善計画を妥当と認めるときは、承認するものとする。

## 第10 自社製品の調達又は関係会社からの調達がある場合の利益等排除

本事業において、交付対象経費の中に事業実施主体の自社製品の調達又は関係会社からの調達分がある場合、交付対象事業の実績額の中に事業実施主体の利益等相当分が含まれることは、調達先の選定方法いかんにかかわらず、交付金の交付の目的上ふさわしくないため、以下のとおり利益等相当分の排除を行うものとする。

1 利益等排除の対象となる調達先

事業実施主体が以下の(1)から(3)までのいずれかの関係にある会社から調達を受ける場合(他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含む。)は、利益等排除の対象とする。

- (1) 事業実施主体自身
- (2) 100%同一の資本に属するグループ企業
- (3)事業実施主体の関係会社((事業実施主体との関係において、財務諸表等の用語、 様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)第8条の親会社、子 会社及び関連会社並びに事業実施主体が他の会社等の関連会社である場合における 当該他の会社等をいい、(2)を除く。)
- 2 利益等排除の方法
- (1) 事業実施主体の自社調達の場合、当該調達品の製造原価をもって交付対象経費に計上する。
- (2) 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって交付対象経費に計上する。これによりがたい場合には、調達先の直近年度の決算報告(単独の損益計算書)における売上高に対する売上総利益の割合(マイナスの場合は0とする。)をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

(3) 事業実施主体の関係会社からの調達の場合

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって交付対象経費に計上する。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告(単独の損益計算書)における売上高に対する営業利益の割合(マイナスの場合は0とする。)をもって取引価格から利益相当額の排除を行うものとする。

(注) 「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品 に対する経費であることを証明するものとする。また、その根拠となる資料を提 出するものとする。

## 第11 他の施策との関連

本事業の実施に当たっては、以下の施策との連携等に配慮するものとする。

- 1 地域経済全体の活性化に資する観点から、和食などを軸とする観光・食文化政策と の連携に関する施策
- 2 「人・農地プランと関連施策の連携について」において、6次産業化施策等と連携 することとされている人・農地プランに係る施策
- 3 食品に起因する衛生上の危害の発生の防止と適正な品質の確保を目的としたHAC CPに係る施策
- 4 農林水産物・食品の輸出促進に関する施策
- 5 「中山間地農業ルネッサンス事業実施要綱」に基づき、都道府県が策定する地域別 農業振興計画に位置付けられた施策
- 6 有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する 特別措置法に規定する特定有人国境離島地域の地域社会維持対策に関する施策

還元率一覧表

n	還元率	n	還元率
5	0. 2246	33	0. 0551
6	0. 1908	34	0. 0543
7	0. 1666	35	0. 0536
8	0. 1485	36	0. 0529
9	0. 1345	37	0. 0522
10	0. 1233	38	0. 0516
11	0. 1142	39	0. 0511
12	0. 1066	40	0. 0505
13	0. 1001	41	0.0500
14	0. 0947	42	0. 0495
15	0. 0899	43	0. 0491
16	0. 0858	44	0. 0487
17	0. 0822	45	0. 0483
18	0.0790	46	0.0479
19	0.0761	47	0.0475
20	0. 0736	48	0.0472
21	0.0713	49	0.0469
22	0.0692	50	0.0466
23	0.0673	51	0.0463
24	0.0656	52	0.0460
25	0.0640	53	0.0457
26	0.0626	54	0.0455
27	0.0612	55	0. 0452
28	0.0600	60	0.0442
29	0. 0589	80	0.0418
30	0.0578	90	0.0412
31	0.0569	100	0.0408
32	0. 0559		

# 主要作物に係る純益率

(単位:%)

作物名		純 盆	<b>全</b> 率
		作付増加	単収増加
水稲	水稲 北海道	20	78
	都府県	_	71
	米 粉 用 米	_	_
	加工用米	_	66
麦類	大麦	5	74
	小麦 田	_	59
	畑	_	63
豆類	大豆 田	_	71
	畑	_	73
	らっかせい	17	78
	その他豆類	20	78
野菜	なす、ピーマン	9	76
	果実的野菜	6	75
	その他果菜類	11	76
	ねぎ、ほうれん草	5	75
	その他葉茎菜類	20	78
	さといも	10	76
	その他根菜類	16	77
工芸作物	かんしょ	_	65
	原料用ばれいしょ	_	69
	茶	_	73
果樹	みかん	_	68
	りんご	_	69
	かき	_	73
	なし	_	68
	\$ \$	4	74
	ぶどう	_	69
飼料作物	北海道	11	22
(牛乳)	都府県	9	12

#### 別記8-2

## 加工・直売施設整備事業に係る交付対象事業事務及び交付対象事業費の取扱い

## 第1 事業の実施

- 1 実施設計書の作成
- (1) 事業実施主体は、整備事業を実施しようとするときは、あらかじめ総会等の議決等所要の手続を行って事業の施工方法等を決定した上で、実施設計書(設計図面、仕様書及び工事費明細書等の工事の実施に必要な設計図書をいう。以下同じ。)を作成し、都道府県知事に提出するものとする。
- (2) 実施設計書の作成に当たって、事業実施主体にその作成能力がない場合には、設計事務所等に委託し、又は請け負わせて作成するものとする。

ただし、製造請負工事に係る実施設計書については、事業実施主体における総会等の議決等所要の手続を行った上で、原則として、一般競争入札若しくは一般競争入札に準ずる方法(代行施工による競争見積等)により施工業者を選定し、又は、必要性が明確である場合に限っては単一の施工業者を選定して、当該施工業者に実施設計書を提出させ、これを調整することにより作成するものとする。

2 予算の計上

事業実施主体は、予算案及び事業実施計画案を作成し、総会等の議決等を得るものとする。

なお、予算の計上に当たっては、予算科目等において交付対象経費である旨を明示するとともに、交付対象外経費と一括計上する必要があるときは、明細等において交付対象経費を明確に区分しておくものとする。

3 その他関係法令に基づく許認可

整備事業の実施に当たり、土地改良法(昭和24年法律第195号)に基づく施行認可、 建築基準法(昭和25年法律第201号)等に基づく確認、農地法(昭和27年法律第229号)に基づく転用の許可等を必要とするときは、事業実施主体は、関係法令の定める ところにより、当該許認可等を得るものとする。

#### 4 事業の着手

(1) 事業の着手は、交付決定に基づき行うものとする。

ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情により、交付決定前に着手する場合にあっては、事業実施主体は、あらかじめ、都道府県等の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した食料産業・6次産業化交付金の加工・直売施設整備事業に関する交付決定前着手届(別紙様式第20号)を都道府県知事に提出するものとする。

(2) (1) ただし書により交付決定の前に着手する場合については、事業実施主体は、 整備事業について、事業の内容及び交付金の交付が確実となってから着手するも のとする。

また、この場合においても、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は 自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

なお、事業実施主体は、交付決定の前に着手した場合には、交付申請書の備考欄 に着手年月日及び交付決定前着手届の文書番号を記載するものとする。 (3) 都道府県は、(1) ただし書による着手については、事前にその理由等を十分に 検討して必要最小限にとどめるよう指導するほか、着手後においても必要な指導を 十分に行うことにより、整備事業が適正に行われるようにするものとする。

## 5 事業の施工

## (1) 施工方法

整備事業は次の(2)から(5)までに掲げる直営施工、請負施工、委託施工又は代行施工のいずれかの施工方法によって実施するものとし、1つの事業については1つの施工方法により実施することを原則とする。

ただし、事業費の低減を図るため適切と認められる場合には、1つの事業について工種又は機械・施設等の区分を明確にして2つ以上の施工方法により施工することができるものとする。なお、製造請負工事を伴わない建設工事の施工方法は、原則として請負施工によるものとする。

## (2) 直営施工

## ア 工事

直営施工においては、事業実施主体は、実施設計書に基づき、直接、材料の購入、現場雇用労働者の雇用等を行い、所定の期間内に事業を施工するとともに、現場主任等を選任し、現場の事務の一切の処理に当たらせることにより、工事の適正な実施を図るものとする。

選任された現場主任等は、適正な工事の実施を図るため、工事材料の検収、受払い、現場雇用労働者の出役の確認等を行うほか、主要工事及び埋設等により工事完了後には明示できない部分の現場写真の撮影、工事日誌の記録等により工事の実施状況を明確にするものとし、併せて、工事期間中の事故防止等について、細心の注意を払うものとする。

#### イ 購入

機械及び機器の購入においては、事業実施主体は、事前に関係業者からのカタログ、参考見積等を入手することにより予定価格を設定し、原則として一般競争入札に付するものとするが、一般競争入札に付し難い場合にあっては、その理由を明確にし、指名競争入札に付するものとする。

また、事業実施主体は、入札終了後、速やかにその結果を食料産業・6次産業 化交付金の加工・直売施設整備事業に関する入札結果報告・着手届(別紙様式第 21号)により、都道府県知事に報告するものとする。

ただし、次のいずれかに掲げる場合にあっては、随意契約によることができる ものとする。

なお、(イ)及び(ウ)に掲げる場合にあっては、契約保証金及び履行期限を除き、競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができないものとする。

- (ア) 競争入札に付し難い事情があり、かつ、当該事業実施主体の総会等の同意 を得る等の手続を行う場合
- (イ) 一般競争入札に付して落札に至らない場合
- (ウ) 指名競争入札に付して落札に至らない場合

事業実施主体は、契約手続の透明性を確保するため、交付対象事業費に係る

契約に関し、競争契約にあっては入札者及び入札金額を、随意契約にあっては契約 の相手方及び契約金額を、原則公表するものとする。

また、都道府県は、事業実施主体の適正な契約手続を確保する上で、必要な指導を行うものとする。

## (3)請負施工

請負施工においては、事業実施主体は、工事請負人を定め、実施設計書に基づき、かつ、所定の請負代金をもって、所定の期間内に工事を完了させるものとし、工事に要した経費の明細書の提出を受けて、工事費の精算を行うものとする。また、工事の請負方法、指導監督及び検査等は、次によるものとする。

## ア 請負方法

工事の請負契約は、原則として、一般競争入札に付するものとするが、一般競争入札に付し難い場合にあっては、その理由を明確にし、指名競争入札に付するものとする。

また、事業実施主体は、入札終了後、速やかにその結果を別紙様式第21号により、都道府県知事に報告するものとする。

ただし、次のいずれかに掲げる場合にあっては、随意契約によることができる ものとする。

なお、(イ)及び(ウ)に掲げる場合にあっては、契約保証金及び履行期限を除き、競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができないものとする。

- (ア)競争入札に付し難い事情があり、かつ、当該事業実施主体の総会等の同意 を得る等の手続を行う場合
- (イ) 一般競争入札に付して落札に至らない場合
- (ウ) 指名競争入札に付して落札に至らない場合

事業実施主体は、契約手続の透明性を確保するため、交付対象事業費に係る 契約に関し、競争契約にあっては入札者及び入札金額を、随意契約にあっては 契約の相手方及び契約金額を、原則公表するものとする。

また、都道府県は、事業実施主体の適正な契約手続を確保する上で、必要な 指導を行うものとする。

## イ 工事の指導監督

事業実施主体は、請負契約と同時に、請負人から工程表等を提出させるとともに、請負人に現場代理人等を定めさせ、当該現場代理人等に工事の施工・施工管理に関する一切の事項を処理させるものとする。

また、事業実施主体は、現場監督員等を選任し、請負契約書、実施設計書に定められた事項について、工程表のとおり工事が実施されるよう指導監督等に当たらせるほか、主要工事及び埋設等により工事完了後には明示できない部分の現場写真を撮影させ、工事の記録等を行わせるものとする。

## ウ 工事の検査及び引渡し

事業実施主体は、請負人が工事を完了したときは、当該請負人から工事完了届を提出させるとともに、請負契約書に定められた期間内にしゅん功検査を行った上で、引渡しを受けるものとする。この場合において、当該検査に合格しないと

きは、期間を定めて請負人に手直し工事を行わせ、再度検査を行った後に、引渡 しを受けるものとする。また、当該検査に合格した工事については、請負人に引 取証を交付するものとする。

#### (4)委託施工

委託施工においては、事業実施主体は、工事の委託先を定め、受託者に実施設計書に基づき、かつ、所定の委託金額をもって、所定の期間内に工事を完成させるとともに、工事に要した経費の明細書の提出を受けて、工事費の精算を行うものとする。また、委託施工を選択する場合は、第1の1の(1)に定める総会等の議決等所要の手続を行うほか、請負施工との比較検討を行い、委託施工によることとした理由を明確にしておくものとする。

事業実施主体は入札終了後、速やかにその結果を別紙様式第 21 号により、都道府 県知事に報告するものとする。

なお、委託施工における工事の指導監督、検査及び引渡し等については、請負施工に準じて適正に行うものとする。

# (5) 代行施工

代行施工においては、事業実施主体が、事業の施工管理能力を有する設計事務所、全国農業協同組合連合会又は都道府県経済農業協同組合連合会(以下「代行者」という。)と施設等の基本設計の作成(必要な場合に限る。)、実施設計書の作成又は検討、工事の施工、施工管理(工事の監理を含む。)等を一括して委託する代行施工契約を締結するものとし、これに基づき、委託を受けた代行者(以下「受託代行者」という。)は、完了予定期日までに実施設計書に基づく工事を完了して事業実施主体に引き渡すとともに、施工の責任を負うものとする。

また、事業実施主体及び受託代行者は事業の実施に当たっては、次により適正を期するものとする。

# ア 代行施工の選択

事業実施主体は、代行施工を選択する場合は、別表1により、代行施工による ことの理由を明確にし、総会等の議決等所要の手続を行うものとする。

#### イ 代行者の選択

代行施工契約は、原則として、一般競争入札に付するものとするが、一般競争 入札に付し難い場合にあっては、その理由を明確にし、指名競争入札に付するも のとする。

また、事業実施主体は入札終了後、速やかにその結果を別紙様式第21号により、都道府県知事に報告するものとする。

ただし、次のいずれかに掲げる場合にあっては、随意契約によることができる ものとする。また、契約保証金及び履行期限を除き、競争入札に付すときに定め た予定価格その他の条件を変更することができないものとする。

- (ア) 一般競争入札に付して落札に至らない場合
- (イ) 指名競争入札に付して落札に至らない場合

事業実施主体は、契約手続の透明性を確保するため、交付対象事業費に係る契約に関し、競争契約にあっては入札者及び入札金額を、随意契約にあっては契約の相手方及び契約金額を、原則公表するものとする。

また、都道府県は、事業実施主体の適正な契約手続を確保する上で、必要な指導を行うものとする。

## ウ建設委員会の設置等

代行施工においては、事業実施主体及び委託を受けた受託代行者の連携を緊密にし、交付対象事業の目的に即して適正に工事等を実施する必要があることから、事業実施主体及び受託代行者は、建設委員会等を設置し、適宜、協議を行うものとする。

また、受託代行者は、当該工事等の施工管理担当者を定め、これを事業実施主体に通知するものとし、事業実施主体及び受託代行者は、当該施工管理担当者を建設委員会等の委員に加えること等により、工事等の施工体制を整備するものとする。

#### エ 施工業者の選定

建築施工業者及び機械・施設等の製造請負人の選定は、事業実施主体及び受託代行者の協議により入札参加申請のあった者について、入札資格を審査し、その結果を当該申請者に通知するとともに、公正な競争入札を行わせること等により、適正を期するものとする。

なお、事業実施主体は入札終了後、速やかにその結果を別紙様式第 21 号により、 都道府県知事に報告するものとする。

事業実施主体は、契約手続の透明性を確保するため、交付対象事業費に係る契約に関し、競争契約にあっては入札者及び入札金額を、随意契約にあっては契約の相手方及び契約金額を、原則公表するものとする。

また、都道府県は、事業実施主体の適正な契約手続を確保する上で、必要な指導を行うものとする。

#### オ 支給品の取扱い

受託代行者が施工業者に工事材料を支給する場合には、実施設計書の作成の段階のみならず、施工業者が選定され、受託代行者と施工業者の間で請負契約を行う段階においても、再度見直しを行い、工事材料を支給品とすることの適否を十分に検討することにより、事業実施の適正を期するものとする。

また、受託代行者は、事業費の低減を図るため、工事材料を支給品とすることについては、あらかじめ、事業実施主体と協議するとともに、交付対象事業の目的に即した優良な工事材料が適正価格で使用される場合には、決定を行うものとする。

## カ 工事監督

受託代行者は、エにより施工業者を選定し、請負契約を締結すると同時に当該施工業者から工程表等を提出させるとともに現場代理人等を定めさせるものとする。

また、ウの施工管理担当者は、実施設計書、工程表等に即した工事材料の検収及び工事の指導監督に当たるとともに、工事監督の記録、主要工事及び埋設等により工事完了後には明示できない部分の現場写真の撮影等により工事の実施状況を記録するものとする。

## キ 工事の検査及び引渡し

受託代行者は、施工業者が工事を完了したときは、当該施工業者から工事完了届を提出させるとともに、必要に応じて試験運転等を行わせ、請負契約書に定められた期間内にしゅん功検査を行った上で、引渡しを受け、これを事業実施主体に引き渡すものとする。この場合において、当該検査に合格しないときは、期間を定めて当該施工業者に手直し工事を行わせ、再度検査を行った後に引渡しを受けるものとする。

# ク 精算

事業実施主体は、受託代行者から施設等の引渡しを受けるに当たっては、同時に、受託代行者から工事に要した経費の明細書、必要な証拠書類の写し、出来高設計書等の提出を求め、内容を確認した上で、受託代行者と締結した契約書に基づく期間内に代行施工管理料及び製造請負管理料の支払を含む精算を行うものとする。

## 6 契約の適正化

整備事業に係る契約については、「補助金等予算執行事務に関する適正化措置について」(平成9年5月9日付け9経第895号農林水産省大臣官房経理課長通知)により、契約の手続等の一層の公平性、透明性等を図るものとする。

一般競争入札については、公告期間は 10 日間以上(土日祝祭日は算入しない。) を確保するものとし、公告は当該事業実施主体及び上部機関等のホームページ、掲示その他の方法により行い、広く周知に努めるものとする。

また、交付要綱第20の(2)に基づき、競争入札等に参加する者に対して、申立書 (交付要綱別記様式第10号)の提出を求めるものとする。

#### 7 会計経理

会計経理は、次に掲げる事項に留意して適正に処理するものとする。

- (1) 交付対象事業費の経理は、独立の帳簿を設定する等の方法により、他の経理と区分して行うものとすること(交付対象外事業費を含む全事業費を一括して経理する場合にも、交付対象事業費については区分を明確にしておくこと。)。
- (2) 事業費の支払は、工事請負人等からの支払請求に基づき、出来高を確認の上行うものとし、その都度領収書を受領しておくこと。
- (3) 金銭の出納は、金銭出納簿等及び金融機関の預金口座等を設けて行うこと。
- (4) 領収書等金銭の出納に関する書類は、日付順に整理し処理のてん末を明らかにしておくこと。
- 8 未しゅん功工事の防止

機械・施設等の整備について、事業実施主体は、「未しゅん功工事について」(昭和49年10月21日付け49経第2083号農林事務次官依命通知)、「未しゅん功工事の防止について」(昭和55年3月1日付け55経第312号農林水産省大臣官房長通知)及び「未しゅん功工事の防止について」(昭和55年10月30日付け55経第1995号農林水産事務次官依命通知)により、未しゅん功工事の防止に努めるものとし、必要に応じて予算の繰越し等の手続を行うものとする。

#### 第2 附帯事務費

交付対象となる付帯事務費の額は、対象となる事業に要する事業費に 0.01 を乗じて得

た額以内とする。なお、附帯事務費の使途基準については別表2に掲げるとおりとする。

## 第3 事業完了に伴う手続

1 しゅん功届

事業実施主体は、工事が完了したときは、速やかにその旨を食料産業・6次産業化交付金の加工・直売施設整備事業に関するしゅん功届(別紙様式第22号)により、都道府県知事に届け出るものとする。

2 事業の実績報告

事業実施主体は、交付対象事業が完了したときは、実績報告書に出来高設計書を添付して都道府県知事に報告するものとする。

3 事業実績報告時及び事業完了検査時の確認

都道府県知事は次の(1)により、整備事業が完了していることを確認するものとする。また、既に支払が行われている場合には、加えて(2)及び(3)により事業費が適正に支出・受領されていることも確認するものとする。

(1) 工事完了の確認

現地において現場監督者等からの報告及び出来高設計書、検査調書、引渡書、納品書、工事請負契約書等の書類により工事の完了期日及び事業費を確認。

(2) 施工業者への事業費の支払を証する資料

事業実施主体から施工業者に対して事業費が支払われているかを会計帳簿、振込受付書等で確認。

(3) 施工業者が事業費を受領したことを証する資料

領収書の写し等により、施工業者が事業実施主体から事業費を受領していること を確認。

4 事業完了後の確認

都道府県知事等は次の(1)及び(2)により、事業完了後目標年度まで、事業が 適正に実施されていることを確認するものとする。

(1)経営状況の確認

目標年度までの毎年度、直近の決算報告書等により経営状況を確認。

(2) 現地確認

現場責任者等から施設の稼働状況について聴取し、又は実地に確認。

5 その他関係法規に基づく手続

事業完了に伴って、土地改良法に基づく工事完了届又は建築基準法に基づく使用承認等を必要とするときは、事業実施主体は、関係法規の定めるところにより、それぞれ所要の手続を行うものとする。

#### 第4 関係書類の整備

事業実施主体は、交付対象事業の実施に係る次に掲げる関係書類等を整理保存してお くものとする。

- 1 予算関係書類
- (1)事業実施に関する総会等の議事録及び代行施工を選択した場合にあっては代行施工の選択理由

- (2) 予算書及び決算書
- (3) 地元負担金(分(負) 担金、夫役、現品、寄付金等) を賦課、徴収等する場合に あっては負担金付加明細書
- (4) その他予算関係の事項を示した書類
- 2 工事施工関係書類
- (1) 直営の場合
  - ア 実施設計書及び出来高設計書
  - イ 工事材料検収簿及び同受払簿
  - ウ 賃金台帳及び労務者出面簿
  - エ 工事日誌及び現場写真
- オ その他工事関係の事項を示した書類
  - (2)請負、委託及び代行の場合
    - ア 実施設計書及び出来高設計書
    - イ 入札てん末書
    - ウ 請負契約書
    - エ 工程表
    - オ 工事完了届及び現場写真
    - カ その他工事関係の事項を示した書類
  - 3 経理関係書類
  - (1) 金銭出納簿
  - (2) 証拠書類(見積書、請求書、入出金伝票、領収書及び借用証書等)
  - 4 往復文書

事業実施主体と都道府県等の間で行われた全ての往復文書

- 5 施設管理関係書類
- (1) 管理規程又は利用規程
- (2) 財産管理台帳
- (3) その他施設管理関係の事項を示した書類

## 第5 交付対象事業費の内容、構成及び積算

- 1 交付対象事業費の内容
- (1) 土地基盤整備等

土地基盤整備等とは、本要綱別記8-1の第2交付対象施設等の範囲に掲げるもののうち、簡易土地基盤整備等のことであり、工事費(支給品費を含む。)、測量試験費(実施設計書を含む。)、換地費(土地改良法第2条第2項に規定する土地改良事業に限る。)及び工事雑費を交付対象事業費とする。

(2)機械·施設等整備

機械・施設等整備とは、(1)に記載の簡易土地基盤整備等を除くものの整備のことであり、工事費(製造請負工事費及び機械器具費を含みます。)、実施設計費及び工事雑費を交付対象事業費とする。

2 交付対象事業費の構成

交付対象事業費の構成は、別表3を標準とする。

## 3 交付対象事業費の積算及び取扱い

交付対象事業費は、それぞれの施工方法に応じ、次により積算するものとする。

また、1事業が複数の施工方法により施工される場合には、それぞれの施工方法別に区分して積算するものとする。

なお、直営施工については、交付対象事業費の構成・積算等に当たり、諸経費(現場管理費、一般管理費等)を計上しないものとし、土地基盤整備等にあっては、現場管理費のうち現場雇用労働者に関する労災保険等の保険料についてのみ計上できるものとする。

その他の工事費の積算等については、請負施工に準ずるものとする。

## (1) 土地基盤整備等

土地基盤整備等については、団体営級の同種の公共事業に準じて積算するものとする。

ただし、支給品費については(2)のアの(イ)に定めるところによる。

## (2)機械・施設等整備

建築工事を伴うものについては、工事費、実施設計費及び工事雑費に区分して積 算するものとする。

なお、機械器具のみの購入に係るものについては、本機、附属作業機等の機械器 具費及び工事雑費に区分して積算するものとする。

#### ア 工事費

# (ア) 積算の方法

a 工事費は、都道府県において使用されている単価及び歩掛りを基準として、 現地の実情に即した適正な現地実行価格によるものとし、建設工事費は、直 接工事費、共通費及び消費税等相当額に、製造請負工事費は、機械器具・機 材費、運搬費及び組立・据付工事費に、機械器具は、本機及び附属作業機に 区分して積算するものとする。

さらに、直接工事費は、実施設計書の表示に従って各種目ごとに建築工事、電気設備及び機械設備工事等に区分し、共通費は、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等に区分してそれぞれ積算するものとする。この場合、各費目の積算に使用する材料等の価格等には、消費税及び地方消費税に相当する分を含まないものとし、また、製造請負工事費及び機械器具費の積算は、必要性が明確である場合に限り、性能の比較検討等を行った上、機種等を選定して行うことができるものとする。

b 工事価格の積算は、原則として、土地基盤整備等にあっては「土地改良事業等請負工事の価格積算要綱」(昭和52年2月14日付け52構改D第24号農林事務次官依命通知)、「土地改良事業等請負工事標準積算基準」(平成5年2月22日付け5構改D第49号農林水産省構造改善局長通知)及び「草地開発整備事業等事業費積算要綱」(昭和46年4月19日付け46畜B第9545号農林省畜産局長通知)に準じて、機械・施設等の整備にあっては「「公共建築工事積算基準」、「公共建築工事標準歩掛り」、「公共建築工事共通費積算基準」、「公共建築工事標準歩掛り」、「公共建築数量積算基準」、「公共建築設備数量積算基準」、「公共建築工事標で、「公共建築工事内訳書標準書式」及び「公共建築工事見積標準書式」の制定

について」(平成17年3月25日付け16経第1987号農林水産大臣官房経理課長通知)に準じて、それぞれ行うものとする。

# (イ) 支給品費

- a 支給品費は、請負施工及び委託施工にあっては事業実施主体が、代行施工 にあっては受託代行者が、請負人等に、原則として無償で支給する工事材料 費とし、請負施工等に係る工事費部分と区分して工事費に計上するものとす る。
- b 支給品費の積算は、支給材料の仕入価格に支給材料の保管、運搬、管理等 に必要な経費を加えた額とする。
- c 工事材料について支給を行う場合は、工事材料を支給することが工事費の 低減になるかどうかを検討し、支給することが工事費の低減になるときは、 原則として、工事材料を支給品費として積算するものとする。

#### (ウ) 共通仮設費

共通仮設費は、建物及び工作物の各種の直接工事に共通して必要な別表4に 掲げる費用とし、その積算は、当該直接工事の規模、工事期間等の実情に応じ て適正に行うものとする。

#### (エ) 諸経費

- a 諸経費は、請負施工、委託施工又は代行施工において請負人等が必要とする別表4に掲げる現場管理費及び一般管理費等とする。
- b 諸経費は、原則として、現場管理費、一般管理費等に区分して積算するものとし、それぞれ直接工事費に対して適切な比率以内とする。

## (才) 消費税等相当額

消費税等相当額は、消費税及び地方消費税に相当する分を積算するものとし、その積算は、工事価格等に消費税及び地方消費税の税率を乗じたものとする。

## イ 測量試験費

測量試験費は、工事のための測量、試験及び設計等に必要な雇用賃金、機械器 具費、消耗品費及び委託費又は請負費とする。

#### ウ 実施設計費

実施設計費は、設計に必要な調査費(地質、水質その他施設の規模、構造、能力等設計に必要な諸条件を調査するために必要な費用とする。)及び設計費(設計に必要な費用とする。)とし、当該実施設計を委託し、又は請け負わせる場合に限り、交付対象とするものとする。

なお、当該実施設計と併せて工事の施工監理を建築士事務所等に委託し、又は 請け負わせる場合においては、当該監理料を実施設計費に含めることができるも のとする。

ただし、代行施工にあっては、当該監理料を実施設計費に含めないものとする。

#### 工 工事雑費

工事雑費は、事業実施主体が事業を施工することに伴い、現地事務所等において、直接必要とする別表4に掲げる使途基準を満たす経費とし、事業の施工態様に応じて積算するものとする。その額は、原則として、工事価格及び測量試験費(実施設計費を含む。)の合計額の3.5パーセントに相当する額以内とする。

オ 代行施工の製造請負工事に係る製造請負管理料

代行施工の製造請負工事に係る製造請負管理料の額は、機械器具・機材費、運搬費及び組立・据付工事費の5パーセントに相当する額以内とする。

また、その上限額は2,000万円とし、施設全体の製造請負工事を単位として適用するものとする。

ただし、以下の(ア)から(ウ)までの要件を全て満たす場合には、同一施設の 製造請負工事であっても、設備ごとに区分した契約を単位として適用することがで きるものとする。

なお、特許権に係る設備の場合は、次の要件にかかわりなく区分できるものと する。

- (ア) 交付決定された施設の事業費のうち、製造請負工事費が 10 億円を超えること。
- (イ) 施設の中の機能が、設備ごとに大きく異なり各々独立して稼働すること。
- (ウ) 設備ごとの技術の専門性が高いため、一請負業者が統括して施工することが 困難であること。

# 第6 交付対象事業により整備した施設等の管理運営等について

事業実施主体は、整備事業により交付金の交付を受けて整備した施設等(以下「施設等」という。)を、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕、改築等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図り適正に管理運営するものとする。

### 1 管理主体

施設等の管理運営は、原則として、事業実施主体が行うものとする。

ただし、事業実施主体が、施設等の管理運営を直接行い難い場合には、都道府県知事が適当と認める者に管理運営させることができるものとする。

管理運営を委託する場合には、管理主体は、原則として、本要綱別記8-1の第3の1に定められた事業実施主体の範囲内のものとする。

この場合において、事業実施主体は、管理の委託を受ける者と、管理を委託する施設等の種類、設置場所、移管の年月日、管理方法、管理の委託を受ける者の権利、義務等必要な事項について協議し、委託契約を締結するものとする。

#### 2 管理方法

- (1) 事業実施主体は、施設等の管理状況を明確にするため、交付要綱別記様式第8号 による財産管理台帳を備え置くものとする。
- (2) 事業実施主体は、その管理する施設等について、所定の手続を経て管理規程又は 利用規程を定めることにより適正な管理運営を行うとともに、施設等の継続的活用 を図り得るよう必要な資金の積立に努めるものとする。特に、交付金の交付を受け て圧縮記帳を行っている場合には、留意するものとする。
- (3) (2) の管理規程又は利用規程には、次に掲げる事項のうち施設等の種類に応じ 必要な項目を明記するものとする。
  - ア 事業名及び目的
  - イ 種類、名称、構造、規模、型式及び数量
  - ウ 設置場所

- エ 管理主体名並びに管理責任者の役職及び氏名
- オ 利用者の範囲
- カ 利用方法に関する事項
- キ 利用料に関する事項
- ク 保全に関する事項
- ケ 償却に関する事項
- コ 必要な資金の積立に関する事項
- サ 管理運営の収支計画に関する事項
- シ その他必要な事項
- (4) 事業実施主体は、施設等の管理運営状況を明らかにし、その効率的運用を図るため、施設等の管理運営日誌又は施設利用簿等を適宜作成し、整備保存するものとする。
- 3 財産処分等の手続

事業実施主体は、施設等について、その処分制限期間(減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数をいう。以下同じ。)内に、当該施設等を当該交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、担保に供し、又は取り壊そうとするときは、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について」(平成20年5月23日付け20経第385号農林水産省大臣官房経理課長通知。以下「承認基準通知」という。)の定めるところにより、都道府県知事の承認を受けなければならない。

この場合において、都道府県知事は、当該申請の内容を承認するときは、承認基準 通知の定めるところにより、その必要性を検討するとともに、あらかじめ地方農政局 長等の承認を受けなければならない。

#### 4 増築等に伴う手続

事業実施主体は、施設等の移転、更新又は生産能力、利用規模若しくは利用方法等に影響を及ぼすと認められる変更を伴う増築、模様替え等を当該施設等の処分制限期間内に行うときは、あらかじめ、整備事業で取得又は効用の増加した施設等の増築届(別紙様式第23号)により、都道府県知事に届け出るものとする。

#### 5 災害の報告

(1) 事業実施主体は、天災その他の災害により、交付対象事業が予定の期間内に完了 せず、又は交付対象事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその旨を都道府県 知事に報告し、その指示を受けるものとする。

なお、報告に当たっては、災害の種類、被災年月日、被災時の工事進捗度、被災程度及び復旧見込額並びに防災及び復旧措置等を明らかにした上で被災写真を添付するものとする。

(2) 事業実施主体は、施設等について、処分制限期間内に天災その他の災害を受けたときは、承認基準通知の規定に準じて都道府県知事に報告するものとする。

# 代行施行によることの理由の確認表

業務内容		検 討 内 容
1 代行施	(1)実施設計書の作成 又は検討	事業実施主体が作成しない理由及び設計事務所等に委託しない理由 (※製造請負工事と一体的に建設工事等を選択する場合は、理由は不要。)
	(2)業者選定の執行	事業実施主体が、適正に入札参加業者等を選定 できない理由
工管理(	(3)入札の執行	事業実施主体が、適正な競争入札を行うことが できない理由
(建設工事)	<ul><li>(4)施工管理</li><li>① 施工管理者の確保</li><li>② 工程の調整</li><li>③ 工事の監理</li><li>④ 工事の検査</li><li>⑤ しゅん工検査、引渡し</li></ul>	事業実施主体が、建設工事を設計図書(図面及び仕様書)と照合し、工事が設計図書のとおりに 実施されているか確認することができない理由。 事業実施主体が、業者を指導監督し、設計書ど おりに工事を完成させることができない理由。
2	(1)基本計画、仕様の作成	プラントの基本設計及び仕様の作成について、 代行者の協力が必要な理由
	(2)業者選定の執行	事業実施主体が、適正にプラント業者等を選定 できない理由
製造請負管理	(3)業者決定の執行	事業実施主体が、適正な競争見積を行うことが できない理由
(製	(4)実施設計の検討	実施設計の検討を代行者に委託する理由
造請負工事)	<ul><li>(5)施工管理</li><li>① 施工管理者の確保</li><li>② 工程の調整</li><li>③ 工事の監理</li><li>④ 工事の検査</li><li>⑤ しゅん工検査、引渡し</li></ul>	事業実施主体が、プラント工事を設計図書(図面及び仕様書)と照合し、工事が設計図書のとおりに実施されているか確認することができない理由 事業実施主体が、業者を指導監督し、設計書どおりに工事を完了させることができない理由

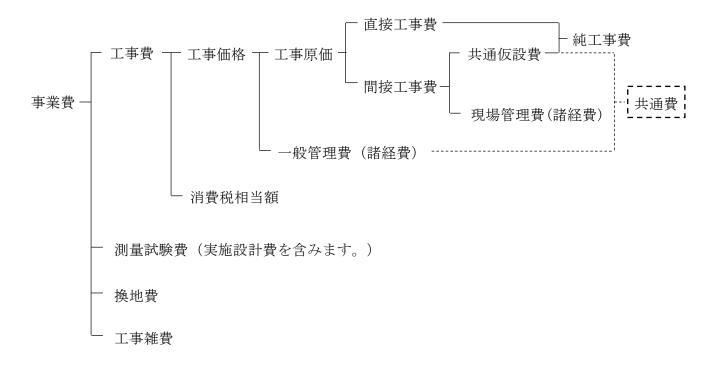
# 附帯事務費の使途基準

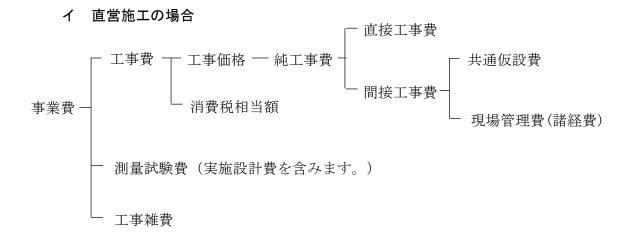
	区	分		内容
旅		Į.	#[	普通旅費(設計審査、検査等のため必要な旅費) 日額旅費(官公署等への常時連絡及び工事の施行、監督、測量、 調査又は検査のための管内出張旅費) 委員等旅費(委員に対する旅費)
賃		\$	金	日々雇用される雑役並びに事務及び技術補助員に対する賃金
共	済	Ī	費	賃金が支弁される者に対する社会保険料
報	償	夏	費	謝金
需	用	ī t	典(	消耗品費(各種事務用紙、帳簿、封筒等の文房具、その他消耗品費)燃料費(自動車等の燃料費) 食糧費(当該事業遂行上特に必要な会議用弁当、茶菓子等) 印刷製本費(図面、諸帳簿等の印刷費及び製本費) 修繕費(庁用器具類の修繕費)
役	務	費		通信運搬費(郵便料、電信電話料及び運搬費等)
使月	用料及で	が賃借料	\$	会場借料、自動車、事業用機械器具等の借料及び損料
備	品 購	入	費	機械器具等購入費
市町	丁村附帯	<b>亨事務</b> 賽	費	当該事業実施において市町村が使用する、旅費、賃金、共済費、 報償費、需用費、役務費、使用料及び賃貸借料及び備品購入費

注:食料産業・6次産業化整備交付金の実施に必要な経費に限る。

# 事業費構成の標準

- 1 土地基盤整備等
  - ア 請負施工の場合



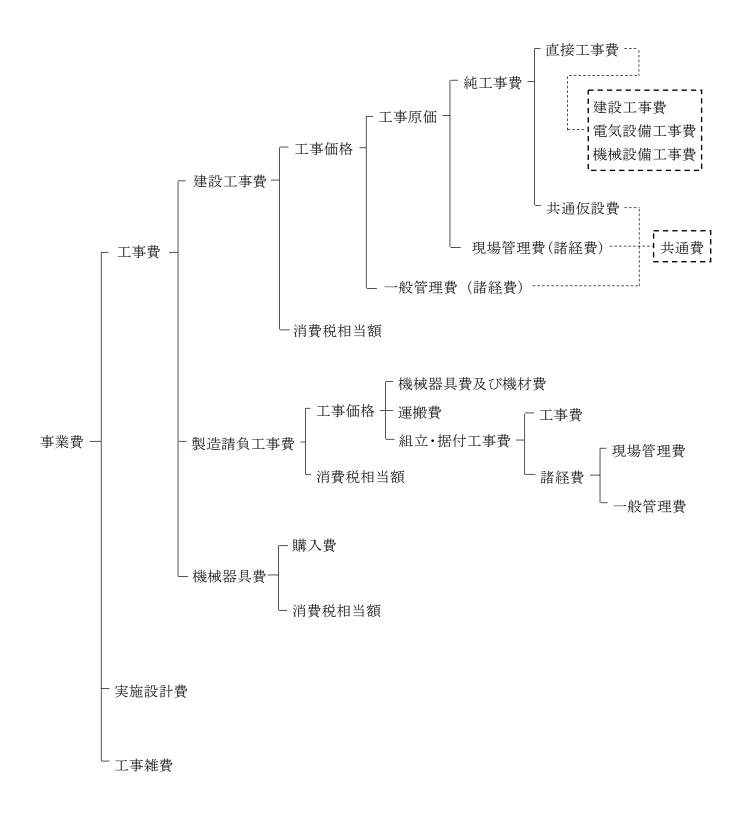


注:この表は、「土地改良事業等請負工事の価格積算要綱」及び「草地開発整備事業等 事業費積算要綱」に準拠したもの

# 2 機械・施設等整備

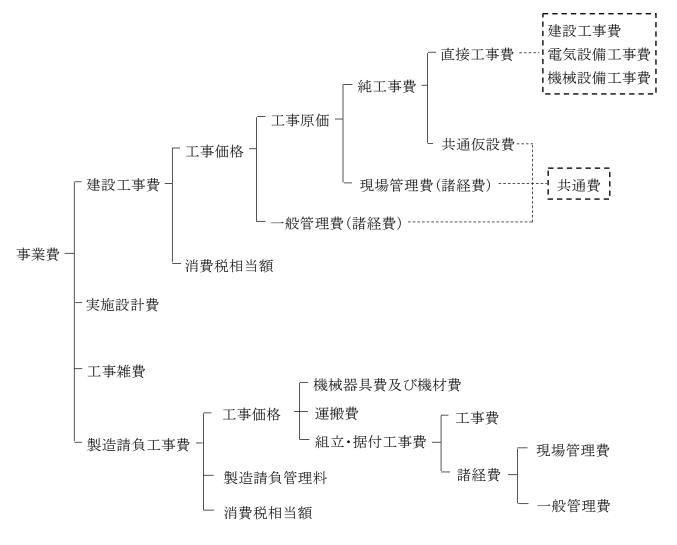
① 施設の整備

ア 請負施工の場合

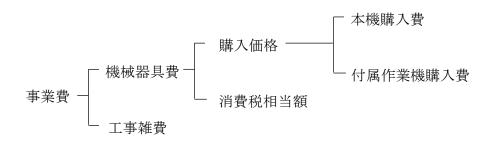


注:この表は、「営繕工事積算積算要領」に準拠したもの

## イ 代行施工の場合



# ① 施設の整備



# 各種経費

# 1 共通仮設費

区分	内容
準 備 費	敷地測量・整理、仮道路、仮橋、道板及び借地その他占有料等に関する費用
仮設建物費	仮現場事務所倉庫、宿舎等直接工事に共通的に必要な仮施設等の設 置・撤去及び補修等に要する費用
工事施設費	仮囲、工事用道路、歩道構台、場内通信設備等の工事用施設等の設置・撤去及び補修等に要する費用
試 験 調 査 費	地耐力試験、施設の機能試験並びに材料及び製品試験等に要する費用
整理清掃費	整理清掃、屋外後片付け清掃、屋外発生材処分及び養生等に要する 費用
動力用水光熱費	工事用電気設備及び工事用給排水設備に要する費用並びに動力、用 水及び光熱等に関する引込負担金等に要する費用
機械器具費	共通仮設用機械及び機械器具修繕に要する費用
安 全 費	工事施工のための安全に要する費用で、警備員・交通整理員等の安 全監理、安全標識及び合図等に要する費用
運 搬 費	共通仮設に伴う運搬に要する費用
そ の 他	上記のいずれにも属さない共通仮設等に伴う費用

# 2 現場管理費

区分	内容	
労務管理費	現場労働者及び現場雇用労働者の労務管理に要する費用、募集 解散に要する費用、厚生に要する費用、純工事費に含まれない 用具及び作業用被服等の費用、賃金以外の食事、通勤費等に要 費用、安全及び衛生に要する費用並びに労災保険法による給付 に災害時に事業主が負担する費用	作業する
租 税 公 課	工事契約書等の印紙代、申請書・謄抄本登記等の証紙代等及び 公署手続費用	諸官
保 険 料	火災保険、工事保険、自動車保険、組立保険、賠償責任保険及 定外の労災保険の保険料	び法
従業員給与手当	現場従業員及び現場雇用労働者の給与、諸手当(交通費、住宅等)及び賞与並びに施工図等を外注した場合の設計費等	手当
退 職 金	現場従業員に対する退職給与引当金繰入額及び現場雇用労働者 職金	の退
法 定 福 利 費	現場従業員、現場労働者及び現場雇用労働者に関する労災保険 雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額並 建設業退職金共済制度に基づく事業主負担額	
福利厚生費	現場従業員に関する厚生、貸与被服、健康診断及び医療等に要 費用	する
事務用品費	事務用消耗品費、事務用備品、新聞・図書・雑誌等の購入費及 事写真代等の費用	びエ
通信交通費	通信費、旅費及び交通費	
補償費	工事施工に伴って通常発生する騒音、振動、濁水、工事用車両 行等に対して、近隣の第三者に支払われる補償費(ただし、電 害等に関するものを除く。)	
原価性経費配賦額	本来現場で処理すべき業務の一部を本店及び支店が処理した場 経費の配賦額	合の
雑費	会議費、式典費、工事実績等の登録等に要する費用、その他上いずれの科目にも属さない費用	記の

# 3 一般管理費等

区分	内容
役 員 報 酬	取締役及び監査役に要する経費
従業員給料手当	本店及び支店の従業員に対する給与、諸手当及び賞与(賞与引当金 繰入額を含む。)
退 職 金	本店及び支店の役員及び従業員に対する退職金(退職引当金繰入額 及び退職年金掛け金を含む。)
法 定 福 利 費	本店及び支店の従業員に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額
福利厚生費	本店及び支店の従業員に対する貸与被服、医療及び慶弔見舞等の福 利厚生等に要する費用
維持修繕費	建物、機械及び装置等の修繕維持費並びに倉庫物品の管理費等
事務用品費	事務用消耗品、固定資産に計上しない事務用品及び新聞参考図書等 の購入費
通信交通費	通信費、旅費及び交通費
動力用水光熱費	電力、水道及びガス等の費用
調査研究費	技術研究及び開発等の費用
広告宣伝費	広告又は宣伝に要する費用
地 代 家 賃	事務所、寮及び社宅等の借地借家料
減価償却費	建物、車両、機械装置、事務用品等の減価償却額
試験研究償却費	新製品又は新技術の研究のための特別に支出した費用の償却額
開発償却費	新技術又は新経営組織の採用、資源の開発及び市場の開拓のための 特別に支出した費用の償却額
租 税 公 課	不動産取得税、固定資産税等の租税及び道路占有料その他の公課
保 険 料	火災保険その他の損害保険料
契約保証費	契約保証に必要な費用
雑費	社内打合せの費用及び諸団体会費等の上記のいずれの項目にも属さ ない費用

# 4 工事雑費

	区	分	内 容
報		酬	用地買収交渉、土地物件等の評価及び登記事務に要する費用
賃		金	日々雇用者賃金(測量、事務及び現場監督補助人夫等の賃金)
共	済	費	賃金に係る社会保険料
需	用	費	消耗品費、燃料費、光熱水料、印刷製本費、広告費、修繕費及び食糧費(事業遂行上特に必要な会議用弁当及び茶菓子賄料とする。)
役	務	費	通信運搬費、手数料、筆耕翻訳料及び雑役務費
委	託	費	測量、設計及び登記等の委託費
旅		費	事業実施の打合せ等に必要な旅費
使用	料及び	賃借料	土地建物、貨客兼用自動車及び事業用機械器具の借料及び損料
備。	品 購	入 費	事業実施に直接必要な庁用器具及び事務用機械器具の購入費
公	課	費	租税以外の公の金銭負担のうち分担金、手数料及び使用料等
代行	「施行管	<b></b>	代行施行における受託代行者の事業施行管理料

## バイオマス利活用施設整備事業

## 第1 事業の内容

バイオマス産業を軸とした環境にやさしく災害に強いまちづくり・むらづくりを目指すバイオマス産業都市(以下「産業都市」という。)の構築を目指し、産業都市に選定された地域を対象に、産業都市構想に位置付けられた事業化プロジェクト(以下「事業化プロジェクト」という。)の推進に必要な次に掲げるバイオマス利活用施設の整備を行うものとする。

## 1 事業メニュー

別紙1に記載のバイオマス利活用技術を用いた、以下の事業メニューを支援するものとする。

(1)地域波及モデル施設整備

別紙1に記載のバイオマス利活用技術のうち、地域波及モデルに該当する 技術を用いた施設の整備

(2) 新たな実用化技術を活用した施設 別紙1に記載のバイオマス利活用技術のうち、新たな実用化技術に該当す る技術を用いた施設の整備

## 2 対象施設

(1)新設施設

事業化プロジェクトの事業採算性が確保できると認められる施設の新設及 びこれら施設の附帯施設の新設

(2) 成果拡大施設

エネルギー変換効率の向上や製造コストの低減等の成果拡大のために必要なバイオマス利活用施設であって、事業化プロジェクトの事業採算性が確保できると認められる施設の増設・改造

# 第2 事業実施主体

事業実施主体は、産業都市構想に位置付けられた事業実施体制の構成員となっている地方公共団体又は民間団体等(農林漁業者、農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、第三セクター、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、消費生活協同組合、技術研究組合、国立大学法人、公立大学法人、学校法人、特殊法人、認可法人、公社及び独立行政法人)であって、次の全ての要件を満たすものとする。

- 1 本事業を行う意思及び具体的計画並びに本事業を的確に実施できる能力を有する団体であること。
- 2 本事業に係る経理その他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有する団体であって、定款、役員名簿、団体の事業計画書・報告書、収支決算書等(これらの定めのない団体にあっては、これに準ずるもの)を備えているも

のであること。

- 3 本事業により得られた成果(以下「事業成果」という。)について、その利用を制限せず、公益の利用に供することを認めること。
- 4 日本国内に所在し、事業全体及び交付された交付金の適正な執行に関し、責任を負うことができる団体であること。
- 5 事業の実施に関し、施設整備の施工管理部門、施設の運営管理部門、原料調 達部門、販売部門、事務部門等の事業実施に必要かつ十分な組織体制を有して いること。

## 第3 目標年度及び成果目標

本要綱第4の1の定めにより、整備事業の実施に当たって事業実施主体が設定する成果目標の内容並びに達成すべき成果目標の基準及び達成すべき成果目標の目標年度は、次に掲げるとおりとする。

1 成果目標の内容

地域のバイオマスを活用して得られる成果物の利用量等(生産した再生可能 エネルギーの利用量等)について適切に設定するものとする。

なお、第1の1の(1)の施設のうち、成果拡大施設の場合は、増設・改造により拡大する量について記載すること。

2 達成すべき成果目標の基準

地域バイオマスを活用した産業化や地域への利益還元等の取組の強化の観点から適切に設定するものとする。

3 目標年度

施設整備完了から3年経過した年度とする。

## 第4 採択基準等

事業の採択基準は、本要綱第4の2のほか、次のとおりとする。

- 1 採択基準
- (1) 事業実施の実現性
  - ア 農林水産業の振興等への貢献

事業実施により地域の農林水産業の振興や農山漁村の活性化の効果が見 込まれること。

イ 原料調達の安定性、持続性

原料として利用するバイオマスの主たる調達先が産業都市構想に記載された地域の範囲内であること及びその調達手段の確保が見込まれること。

ウ 導入技術の妥当性

導入技術が事業の目標を達成するための技術として妥当であること。

エ 販路の安定性、持続性

製造された製品等の販路、利用先の確保が見込まれること。

オ 施設規模等の妥当性

(ア) 施設の規模、性能等の妥当性が確保されていること。

(イ) 事業実施に必要な用地の確保が見込まれること。

## カ 事業費の適正性

本要綱第5の1の定めにより作成する事業実施計画の事業費の算定が、 次の(ア)又は(イ)により行われていること。

- (ア) 事業費が公的機関の積算基準等に基づき適正に算定されていること。
- (イ) 原則、3社以上の相見積もりにより事業費の算定を行っていること。 なお、一般に流通していない機器等の価格については、複数の見積も り結果、海外を含む比較可能な機器等の価格情報、製造元における販売 価格等により算定を行っていること。

### キ 事業収支の妥当性

- (ア) 施設稼働後3年以内に事業収支が黒字となる計画であること。
- (イ) 事業収支計画の基礎となる単価等が適正かつ妥当であること。
- (ウ)融資機関との契約書等により、初期投資及び事業運営に必要な資金調 達計画が確認できること。
- (エ) 施設の法定耐用年数期間内のIRR (内部収益率) が1%以上となる 計画であること。
- (オ) 第7の費用対効果分析の手法により妥当投資額を算出し、投資効率が 1.0以上となっていること。
- ク 利害関係者との調整及び許認可の取得の見通し
- (ア) 関係する行政計画等既存の計画と調整が図られていること。
- (イ) 施設の立地について法令等に基づき必要となる場合は、地域住民との 調整が図られていること。
- (ウ) 事業運営に必要な関係法令等許認可の取得の見通しが立っていること。
- (エ) 施設整備に伴い、周辺環境へ影響がある場合に、施設の対応が図られていること。
- ケ 第3により設定した成果目標の内容の妥当性
- (ア) 内容が妥当であり、実現の見込みがあること。
- (イ)事業着手からバイオマスの利用及び再生可能エネルギーや製品等の利 用開始までのスケジュールが計画されていること。
- (ウ) 利用するバイオマスの種類、利活用方法、実施する地域等について、 モデル性があり、事業実施による波及効果が認められること。
- コ 事業実施主体の妥当性
  - (ア)経常損益が過去3年間のうち1年以上黒字となっていること、又は、 直近の決算において債務超過となっていないこと。

ただし、事業実施主体がバイオマス利活用施設の整備を目的として新たに設立された関係会社等であって、3年連続赤字の場合にあっては、親会社等の保証(融資機関等への親会社による債務保証や子会社への増資等の実施)等により、事業実施主体の財務状況に問題がないことを表明すること。

また、事業実施主体の現状の事業活動、経営能力、取引先の状況等か

らみて、事業の円滑な実施に問題がないこと。

- (イ) 事業完了後は、導入技術を運営管理できる技術者を有するか、又は他 の事業者等の技術協力が得られること。
- (ウ) 事業実施主体として同種又は類似の事業の運営実績があること。実績がない場合は、実績を有する事業者等の協力が得られることが確認できること。
- (エ)事業実施主体の経営状況について、定款、役員一覧、決算書等により 確認できる情報を公開していること。

## 第5 事業の実施に関する事項

1 事業実施計画の作成

事業実施主体は、本要綱第5の1の定めにより事業実施計画を作成する際に、次に掲げる資料を添付し都道府県知事に提出するものとする。

- (1) 事業実施主体の組織概要が分かる資料
  - ア 事業実施主体が民間企業である場合であっては、営業経歴(沿革)及 び直前3か年分の決算(事業)報告書及びその他必要に応じ財務状況に 関する資料。
  - イ 事業実施主体が民間企業以外の者(地方公共団体を除く)である場合にあっては、定款及び直前3か年分の決算(事業)報告書及びその他必要に応じ財務状況に関する資料。
- (2) 利用しようとするバイオマス利活用技術の概要を示す資料(様式任意)。
  - (3) 産業都市構想の選定時に構成員として位置付けられていなかった民間団体等にあっては、事業を実施する所在地の地方公共団体から構成員に加わることの承認を得ていることが確認できる証明書(様式任意)。

#### 第6 事業実施期間

事業工程上、単年度で完了が不可能であると確認できる事業については、原則 3年を上限に交付対象期間とするが、複数年度に渡って実施する事業について は、年度ごとに交付申請を行い、都道府県知事の審査を受けること。

また、各年度の交付決定に当たり、次年度以降の交付決定を保証するものではなく、予算上やむを得ない場合には、減額等を行う。

なお、交付対象期間の途中で事業を中止し施設整備が完了しなかった場合、原則として、過年度に遡及して、既に交付した交付金を返還するものとする。

# 第7 費用対効果分析の実施方法

本要綱第4の4に定める費用対効果分析は、次により行うものとする。

1 費用対効果分析の提出

事業実施主体は、投資に対する効果が適正かどうか判断し、投資が過剰とならないよう、投資効果等を十分に検討するとともに、整備する施設等の費用対

効果分析については、別紙様式第24号により本事業の費用対効果分析を行い、 事業実施計画書と併せて提出するものとする。

- 2 費用対効果の算定方法
- (1)費用対効果の算定は、原則として、次式により行うものとする。 投資効率=妥当投資額÷総事業費
- (2) 妥当投資額の算定は、次のアからウまでにより行うものとする。
  - ア 妥当投資額は、次式により算定するものとする。施設等の整備に伴う既存施設等の廃用による損失額(以下「廃用損失額」という。)がある場合には、当該廃用損失額を控除することにより妥当投資額を算出するものとする。

妥当投資額=年総効果額÷還元率-廃用損失額

- イ 妥当投資額の算定に用いる年効果額は、別紙様式第24号の第2に従い算 定するものとする。
- ウ 妥当投資額の算定に用いる還元率は、次式により算定するものとする。 還元率=  $\{i \times (1+i) n\} \div \{(1+i) n 1\}$ 
  - i =割引率=0.04
  - n=総合耐用年数=事業費合計額÷施設等別年事業費の合計額 ただし、施設等別年事業費=施設等別事業費÷当該施設等耐用年数 この場合において、当該施設等耐用年数は、減価償却資産の耐用年数等 に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)及び農林畜水産業関係補助金 等交付規則(昭和31年農林省令第18号)に定めるところによる。
- (3)総事業費は、効果の発生に係る施設等の整備のための投下資金の総額とする。

## 第8 事業の実績報告等

本要綱第7の1に定めにより、事業実施主体が都道府県知事へ報告する事業実施状況の報告は、次により行うものとする。

- 1 事業実施主体は、事業の最終年度から3年間、毎年度、事業実施状況の点検を自ら行い、報告書を作成し、都道府県知事に提出するものとする。
- 2 1の事業実施状況の報告書は、事業の実施状況に関する項目(別紙様式第14号に規定されている項目)について、具体的に作成し、決算書等を添付するものとする。

なお、事業の最終年度の報告は、事業完了後速やかに都道府県知事に提出するものとし、事業実施計画書(別紙様式第10号)に準じて作成する事業実施結果に係る報告書及び出来高設計書を添付するものとする。

#### 第9 事業成果の評価

本要綱第8の1の定めにより、事業実施主体が都道府県知事へ報告する事業成果の評価の報告は、次により行うものとする。

1 事業実施主体は、第3の3で定める目標年度及びその翌年度の間、それぞれ

の年度の翌年度において、事業実施計画に定めた成果目標の達成状況について、自ら評価を行い、事業成果の評価報告書を作成し、都道府県知事に提出するものとする。

2 1の事業成果の評価報告書は、事業の評価に関する一般的な項目(別紙様式 第14号に規定されている項目)について具体的に作成し、提出に当たっては、 決算書等、施設の運営状況を確認できる書類を添付するものとする。

## 第10 自社製品の調達又は関係会社からの調達がある場合の利益等排除

本事業において、交付対象経費の中に事業実施主体の自社製品の調達又は関係会社からの調達分がある場合、交付対象事業の実績額の中に事業実施主体の利益等相当分が含まれることは、調達先の選定方法いかんにかかわらず、交付金の交付の目的上ふさわしくないため、以下のとおり利益等相当分の排除を行うものとする。

1 利益等排除の対象となる調達先

事業実施主体が以下の(1)から(3)までのいずれかの関係にある会社から調達を受ける場合(他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含む。)は、利益等排除の対象とする。

- (1) 事業実施主体自身
- (2) 100%同一の資本に属するグループ企業
- (3) 事業実施主体の関係会社
- 2 利益等排除の方法
- (1) 事業実施主体の自社調達の場合 当該調達品の製造原価をもって交付対象額とする。
- (2) 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって交付金対象額とする。これによりがたい場合には、調達先の直近年度の決算報告(単独の損益計算書)における売上高に対する売上総利益の割合(マイナスの場合は0とする。)をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

(3) 事業実施主体の関係会社からの調達の場合

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって交付金対象額とする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告(単独の損益計算書)における売上高に対する営業利益の割合(マイナスの場合は0とする。)をもって取引価格から利益相当額の排除を行うものとする。

(注) 「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達 品に対する経費であることを証明するものとする。

また、その根拠となる資料を提出するものする。

## 第11 他の施策との関連

本事業の実施に当たっては、以下の施策との連携等に配慮するものとする。

- 1 「SDG s 未来都市計画」における自治体による SDGs (持続可能は開発目標)の 達成に向けた取組に係る施策
- 2 「中山間地農業ルネッサンス事業実施要綱」に基づき、都道府県が策定する地域別農業振興計画に位置付けられた施策

## 別紙1 支援対象メニュー

# 「地域波及モデル施設」の対象となる技術例

## (◆ 現状で実用化段階)

• 固体燃料化

切断、破砕、圧縮、成型などすることにより固形の燃料(チップ、ペレット、バイオコークス(炭化))を製造する技術 (原料)木質系、草本系

### • 直接燃焼

直接燃焼してエネルギー利用する技術 (原料) 木質系、草本系、鶏ふん、食品廃棄物

## 液体燃料化(エステル化)

メタノールとアルカリ触媒を加えてエステル交換する等の方法で、バイオディーゼル燃料(BDF)である脂肪酸メチルエステル(FAME)を製造する技術 (原料) 廃食用油、植物油

メタン発酵(湿式)

微生物による嫌気性発酵によってメタンガスを生成しエネルギー利用する技術 (原料) 家畜排せつ物、食品廃棄物、資源作物、農作物残さ

#### 糖質・澱粉質系発酵(第一世代)

酵素で糖化し、酵母、細菌等によりエタノール発酵させることでエタノールを生成する技術

(原料) 余剰・規格外農産物、食品廃棄物(甜菜、米、小麦等)

#### 「新たな実用化技術を活用した施設」の対象となる技術例

- (◆ 現状で実用化段階(今回新たに評価))
- ガス化

熱することで燃焼ガスを発生させ、発電や熱利用を行う技術 (原料) 木質系、草本系、下水汚泥

バイオマテリアル (バイオマスプラスチック) ポリ乳酸やプラスチック・素材を製造する技術 (原料) 糖質、澱粉質系

## ◆5年後に実用化段階

固体燃料化(新たな原料)

切断、破砕、圧縮、成型などすることにより固形の燃料(チップ、ペレット)を 製造する技術

(原料) 資源作物 (エリアンサス等)、竹、ヤナギ

• 固体燃料化(新たな燃料)

切断、破砕、圧縮、成型などすることにより固形の燃料 (バイオコークス (半炭化)、スラリー燃料 (水熱炭化)) を製造する技術

(原料) 木質系、草本系、下水汚泥等

#### • 接触分解

接触分解触媒を用いて脱炭素反応させ軽質炭化水素を製造する技術 (原料)動植物油

#### • 水素化分解

高温高圧の水素ガス環境下で触媒を用いた分解、水素化、異性化、脱硫等の化学 反応を行い、軽質炭化水素を製造する技術

(原料) 油糧種子

# メタン発酵(乾式)

微生物による嫌気性発酵によってメタンガスを生成しエネルギー利用する技術 (原料) 食品廃棄物、資源作物、農作物残さ

## セルロース系発酵(第2世代)

加圧熱水や酸、アルカリ、糖化酵素等を利用して前処理・糖化したうえでエタノール発酵を行う技術

(原料) ソルトセルロース(稲わら等)、ハードセルロース(間伐材等)

## バイオマテリアル(セルロースナノファイバー)

セルロース繊維を精製、ポリオレフィン等の樹脂と複合化し、各種部材を製造する技術

(原料) 木質系

### 別記9-2

# バイオマス利活用施設整備事業に関する交付対象事業事務及び 交付対象事業費の取扱い

# 第1 事業の実施

- 1 実施設計書の作成
- (1) 事業実施主体は、バイオマス利活用施設整備事業(以下「整備事業」という。) を実施しようとするときは、あらかじめ総会等の議決等所要の手続を行って事業の施行方法等を決定するものとする。その上で、実施設計書(設計図面、仕様書及び工事費明細書等の工事の実施に必要な設計図書をいう。以下同じ。) を作成し、工事の着工までに都道府県知事に提出するものとする。

なお、複数年度で事業を実施する場合は、年度ごとの事業量・事業費の区分を、事業内容に交付対象とならない内容がある場合は、交付対象範囲の区分を実施設計書において明確に行うようにすること。

(2) 実施設計書の作成に当たって、事業実施主体にその作成能力がない場合には、設計事務所等に委託し、又は請け負わせて作成するものとする。

この場合、事業実施主体における総会等の議決等所要の手続を行った上で、原則として、一般競争入札等(一般競争入札に付しがたい場合にあっては、その理由を明確にし、指名競争入札によることができるものとする)により受注者を選定し、当該受注者に実施設計書を提出させ、これを調整することにより作成するものとする。

ただし、必要性が明確である場合に限っては、随意契約により受注者を選 定することができるものとする。

2 予算の計上

事業実施主体は、予算案及び事業実施計画案を作成し、総会等の議決等を得るものとする。

なお、予算の計上に当たっては、予算科目等において交付対象経費である旨を明示するとともに、交付対象外経費と一括計上する必要があるときは、明細等において交付対象経費を明確に区分しておくものとする。

3 その他関係法令に基づく許認可

整備事業の実施に当たり、土地改良法(昭和24年法律第195号)に基づく施行認可、建築基準法(昭和25年法律第201号)等に基づく確認、農地法(昭和27年法律第229号)に基づく転用の許可等を必要とするときは、事業実施主体は、関係法令の定めるところにより、当該許認可等を得るものとする。

# 4 事業の着手

(1) 事業の着手は、交付決定に基づき行うものとする。

ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情により、交付決定前に着手する場合にあっては、事業実施主体は、あらかじめ、都道府県等の適正な指導を受けた上で、その理由を明記し

た食料産業・6次産業化交付金のバイオマス利活用施設整備事業に関する交付決定前着手届(別紙様式第25号)を都道府県知事等に提出するものとする。

(2) (1) ただし書により交付決定の前に着手する場合については、事業実施 主体は、整備事業について、事業の内容及び交付金の交付が確実となってか ら、着手するものとする。

また、この場合においても、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

なお、事業実施主体は、交付決定の前に着手した場合には、交付申請書の 備考欄に着手年月日及び交付決定前着手届の文書番号を記載するものとす る。

(3) 都道府県等は、(1) ただし書による着手については、事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう指導するほか、着手後においても必要な指導を十分に行うことにより、整備事業が適正に行われるようにするものとする。

# 5 事業の施行

# (1) 施行方法

整備事業は、次の(2)から(5)までに掲げる直営施行、請負施行、委託施行又は代行施行のいずれかの施行方法によって実施するものとし、1つの事業については1つの施行方法により実施することを原則とする。

ただし、事業費の低減を図るため適切と認められる場合には、1つの事業 について工種又は機械・施設等の区分を明確にして2つ以上の施行方法によ り実施することができるものとする。

### (2) 直営施行

# ア 工事

直営施行においては、事業実施主体は、実施設計書に基づき、直接、材料の購入、現場雇用労働者の雇用等を行い、所定の期間内に工事を実施するとともに、現場主任等を選任し、現場の事務の一切の処理に当たらせることにより、工事の適正な実施を図るものとする。

選任された現場主任等は、適正な工事の実施を図るため、工事材料の検収、受払い、現場雇用労働者の出役の確認等を行うほか、主要工事及び埋設等により工事完了後には明示できない部分の現場写真の撮影、工事日誌の記録等により工事の実施状況を明確にするものとし、併せて、工事期間中の事故防止等について、細心の注意を払うものとする。

#### イ 購入

機械及び機器の購入においては、事業実施主体は、事前に関係業者からのカタログ、参考見積等を入手することにより予定価格を設定し、原則として一般競争入札に付するものとするが、一般競争入札に付し難い場合にあっては、その理由を明確にし、指名競争入札に付するものとする。

また、事業実施主体は、入札終了後、速やかにその結果を都道府県知事に報告するものとする(別紙様式第26号)。

ただし、次のいずれかに掲げる場合にあっては、随意契約によることが できるものとする。

なお、(イ)及び(ウ)に掲げる場合にあっては、契約保証金及び履行期限を除き、競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができないものとする。

- (ア) 競争入札に付し難い事情があり、かつ、当該事業実施主体の総会等の 同意を得る等の手続を行う場合
- (イ) 一般競争入札に付して落札に至らない場合
- (ウ) 指名競争入札に付して落札に至らない場合

事業実施主体は、契約手続の透明性を確保するため、交付対象事業費に係る契約に関し、競争契約にあっては入札者及び入札金額を、随意契約にあっては契約の相手方及び契約金額を、原則公表するものとする。

また、都道府県は、事業実施主体の適正な契約手続を確保する上で、 必要な指導を行うものとする。

## (3) 請負施行

請負施行においては、事業実施主体は、工事請負人を定め、実施設計書に基づき、かつ、所定の請負代金をもって、所定の期間内に工事を完了させるものとし、工事に要した経費の明細書の提出を受けて、工事費の精算を行うものとする。また、工事の請負方法、指導監督及び検査等は、次によるものとする。

### ア 請負方法

工事の請負契約は、原則として、一般競争入札に付するものとするが、 一般競争入札に付し難い場合にあっては、その理由を明確にし、指名競争 入札に付するものとする。

また、事業実施主体は、入札終了後、速やかにその結果を都道府県知事 に報告するものとする(別紙様式第26号)。

ただし、次のいずれかに掲げる場合にあっては、随意契約によることが できるものとする。

なお、(イ)及び(ウ)に掲げる場合にあっては、契約保証金及び履行期限を除き、競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができないものとする。

- (ア) 競争入札に付し難い事情があり、かつ、当該事業実施主体の総会等の 同意を得る等の手続を行う場合
- (イ) 一般競争入札に付して落札に至らない場合
- (ウ) 指名競争入札に付して落札に至らない場合 事業実施主体は、契約手続の透明性を確保するため、交付対象事業費

に係る契約に関し、競争契約にあっては入札者及び入札金額を、随意契約にあっては契約の相手方及び契約金額を、原則公表するものとする。

また、都道府県等は、事業実施主体の適正な契約手続を確保する上で、必要な指導を行うものとする。

# イ 工事の指導監督

事業実施主体は、請負契約と同時に、請負人から工程表等を提出させる とともに、請負人に現場代理人等を定めさせ、当該現場代理人等に工事の 施工・施工管理に関する一切の事項を処理させるものとする。

また、事業実施主体は、現場監督員等を選任し、請負契約書、実施設計書に定められた事項について、工程表のとおり工事が実施されるよう指導監督等に当たらせるほか、主要工事及び埋設等により工事完了後には明示できない部分の現場写真を撮影させ、工事の記録等を行わせるものとする。

# ウ 工事の検査及び引渡し

事業実施主体は、請負人が工事を完了したときは、当該請負人から工事 完了届を提出させるとともに、請負契約書に定められた期間内にしゅん功 検査を行った上で、引渡しを受けるものとする。この場合において、しゅ ん功検査に合格しないときは、期間を定めて請負人に手直し工事を行わ せ、再度検査を行った後に、引渡しを受けるものとする。また、当該検査 に合格した工事については、請負人に引取証を交付するものとする。

# (4) 委託施行

委託施行においては、事業実施主体は、工事の委託先を定め、受託者に実施設計書に基づき、かつ、所定の委託金額をもって、所定の期間内に工事を完成させるとともに、工事に要した経費の明細書の提出を受けて、工事費の精算を行うものとする。また、委託施行を選択する場合は、第1の1の

(1) に定める総会等の議決等所要の手続を行うほか、請負施行との比較検討を行い、委託施行によることとした理由を明確にしておくものとする。

事業実施主体は入札終了後、速やかにその結果を都道府県知事に報告する ものとする(別紙様式第 26 号)。

なお、委託施行における工事の指導監督、検査及び引渡し等については、 請負施行に準じて適正に行うものとする。

# (5) 代行施行

代行施行においては、事業実施主体が、事業の施行管理能力を有する設計事務所等(以下「代行者」という。)と施設等の、実施設計書の作成又は検討、工事の実施、施工管理(工事の監理を含む。)等を一括して委託する代行施行契約を締結するものとし、これに基づき、委託を受けた代行者(以下「受託代行者」という。)は、完了予定期日までに実施設計書に基づく工事を完了して事業実施主体に引き渡すとともに、施行の責任を負うものとする。

また、事業実施主体及び受託代行者は事業の実施に当たっては、次により

適正を期するものとする。

# ア 代行施行の選択

事業実施主体は、代行施行を選択する場合は、別表1により、代行施行によることの理由を明確にし、総会等の議決等所要の手続を行うものとする。

# イ 代行者の選択

代行施行契約は、原則として、一般競争入札に付するものとするが、一般競争入札に付し難い場合にあっては、その理由を明確にし、指名競争入札に付するものとする。

また、事業実施主体は入札終了後、速やかにその結果を都道府県知事に報告するものとする(別紙様式第26号)。

ただし、次のいずれかに掲げる場合にあっては、随意契約によることができるものとする。

なお、(ア)及び(イ)に掲げる場合にあっては、契約保証金及び履行期限を除き、競争入札に付すときに定めた予定価格その他の条件を変更することができないものとする。

- (ア) 一般競争入札に付して落札に至らない場合
- (イ) 指名競争入札に付して落札に至らない場合

事業実施主体は、契約手続の透明性を確保するため、交付対象事業費に係る契約に関し、競争契約にあっては入札者及び入札金額を、随意契約にあっては契約の相手方及び契約金額を、原則公表するものとする。

また、都道府県は、事業実施主体の適正な契約手続を確保する上で、 必要な指導を行うものとする。

#### ウ 建設委員会の設置等

代行施行においては、事業実施主体及び受託代行者の連携を緊密にし、 交付対象事業の目的に即して適正に工事等を実施する必要があることか ら、事業実施主体及び受託代行者は、建設委員会等を設置し、適宜、協議 を行うものとする。

また、受託代行者は、当該工事等の施行管理担当者を定め、これを事業 実施主体に通知するものとし、事業実施主体及び受託代行者は、当該施行 管理担当者を建設委員会等の委員に加えること等により、工事等の施行体 制を整備するものとする。

### エ 施工業者の選定

建築施工業者及び機械・施設等の製造請負人の選定は、事業実施主体及び受託代行者の協議により入札参加申請のあった者について、入札資格を審査し、その結果を当該申請者に通知するとともに、公正な競争入札を行わせること等により、適正を期するものとする。

なお、事業実施主体は入札終了後、速やかにその結果を都道府県知事等

に報告するものとする(別紙様式第26号)。

事業実施主体は、契約手続の透明性を確保するため、交付対象事業費に係る契約に関し、競争契約にあっては入札者及び入札金額を、随意契約にあっては契約の相手方及び契約金額を、原則公表するものとする。

また、都道府県等は、事業実施主体の適正な契約手続を確保する上で、 必要な指導を行うものとする。

# オ 支給品の取扱い

受託代行者が施工業者に工事材料を支給する場合には、実施設計書の作成の段階のみならず、施工業者が選定され、受託代行者と施工業者の間で請負契約を行う段階においても、再度見直しを行い、工事材料を支給品とすることの適否を十分に検討することにより、事業実施の適正を期するものとする。

また、受託代行者は、事業費の低減を図るため、工事材料を支給品とすることについては、あらかじめ、事業実施主体と協議するとともに、交付対象事業の目的に即した優良な工事材料が適正価格で使用される場合には、決定を行うものとする。

### カ 工事監督

受託代行者は、エにより施工業者を選定し、請負契約を締結すると同時 に当該施工業者から工程表等を提出させるとともに現場代理人等を定めさ せるものとする。

また、ウの施行管理担当者は、実施設計書、工程表等に即した工事材料の検収及び工事の指導監督に当たるとともに、工事監督の記録、主要工事及び埋設等により工事完了後には明示できない部分の現場写真の撮影等により工事の実施状況を記録するものとする。

# キ 工事の検査及び引渡し

受託代行者は、施工業者が工事を完了したときは、当該施工業者から工事完了届を提出させるとともに、必要に応じて試験運転等を行わせ、請負契約書に定められた期間内にしゅん功検査を行った上で、引渡しを受け、これを事業実施主体に引き渡すものとする。この場合において、しゅん功検査に合格しないときは、期間を定めて当該施工業者に手直し工事を行わせ、再度検査を行った後に引渡しを受けるものとする。

# ク精算

事業実施主体は、受託代行者から施設等の引渡しを受けるに当たっては、同時に、受託代行者から工事に要した経費の明細書、必要な証拠書類の写し、出来高設計書等の提出を求め、内容を確認した上で、受託代行者と締結した契約書に基づく期間内に代行施行管理料及び製造請負管理料の支払を含む精算を行うものとする。

## 6 契約の適正化

整備事業に係る契約については、「補助金等予算執行事務に関する適正化措置について」(平成9年5月9日付け9経第895号農林水産省大臣官房経理課

長通知)により、契約の手続等の一層の公平性、透明性等を図るものとする。

## 7 会計経理

会計経理は、次に掲げる事項に留意して適正に処理するものとする。

- (1) 交付対象事業費の経理は、独立の帳簿を設定する等の方法により、他の経理と区分して行うものとすること(交付対象外事業費を含む全事業費を一括して経理する場合にも、交付対象事業費については区分を明確にしておくこと。)。
- (2) 事業費の支払は、工事請負人等からの支払請求に基づき、出来高を確認の上行うものとし、その都度領収書を受領しておくこと。
- (3) 金銭の出納は、金銭出納簿等及び金融機関の預金口座等を設けて行うこと。
- (4) 領収書等金銭の出納に関する書類は、日付順に整理し処理のてん末を明らかにしておくこと。
- 8 未しゅん功工事の防止

機械・施設等の整備について、事業実施主体は、「未しゅん功工事について」(昭和49年10月21日付け49経第2083号農林事務次官依命通知)、「未しゅん功工事の防止について」(昭和55年3月1日付け55経第312号農林水産省大臣官房長通知)及び「未しゅん功工事の防止について」(昭和55年10月30日付け55経第1995号農林水産事務次官依命通知)により、未しゅん功工事の防止に努めるものとし、必要に応じて予算の繰越し等の手続を行うものとする。

#### 第2 附帯事務費

交付対象となる附帯事務費の額は、整備事業の交付対象額に 0.01 を乗じて得た額以内とする。なお、附帯事務費の使途基準については別表 2 に掲げるとおりする。

### 第3 事業完了に伴う手続

1 しゅん功届

事業実施主体は、工事が完了したときは、速やかにその旨を都道府県知事に届け出るものとする(別紙様式第27号)。

2 事業実績報告時及び事業完了検査時の確認

都道府県知事は次の(1)により、整備事業が完了していることを確認する ものとする。また、既に支払が行われている場合には、加えて(2)及び

(3) により事業費が適正に支出・受領されていることも確認するものとする。

(1) 工事完了の確認

現地において現場監督者等からの報告及び出来高設計書、検査調書、引渡書、納品書、工事請負契約書等の書類により工事の完了期日及び事業費を確認。

(2) 施工業者への事業費の支払を証する資料

事業実施主体から施工業者に対して事業費が支払われているかを会計帳簿、振込受付書等で確認。

- (3) 施工業者が事業費を受領したことを証する資料 領収書の写し等により、施工業者が事業実施主体から事業費を受領してい ることを確認。
- 3 事業完了後の確認

都道府県知事等は次の(1)及び(2)により、事業完了から別記9-1第 9の1に定める評価の報告年度まで、事業が適正に実施されていることを確認するものとする。

(1)経営状況の確認 評価の報告年度までの毎年度、直近の決算報告書等により経営状況を確認。

(2) 現地確認

評価の報告年度までの毎年度、現場責任者等から施設の稼働状況について 聴取し、又は実地に確認。

4 その他関係法規に基づく手続

事業完了に伴って、土地改良法に基づく工事完了届又は建築基準法に基づく使用承認等を必要とするときは、事業実施主体は、関係法規の定めるところにより、それぞれ所要の手続を行うものとする。

# 第4 関係書類の整備

事業実施主体は、交付対象事業の実施に係る次に掲げる関係書類等を整理保存 しておくものとする。

- 1 予算関係書類
- (1) 事業実施に関する総会等の議事録及び代行施行を選択した場合にあっては代行施行の選択理由
- (2) 予算書及び決算書
- (3) 地元負担金(分(負) 担金、夫役、現品、寄付金等)を賦課、徴収等する場合にあっては負担金付加明細書
- (4) その他予算関係の事項を示した書類
- 2 工事施工関係書類
- (1) 直営施行の場合
  - ア 実施設計書及び出来高設計書
  - イ 工事材料検収簿及び同受払簿
  - ウ 賃金台帳及び労務者出面簿
  - エ 工事日誌及び現場写真

オ その他工事関係の事項を示した書類

- (2) 請負施行、委託施行及び代行施行の場合
  - ア 実施設計書及び出来高設計書
  - イ 入札てん末書
  - ウ 請負契約書
  - エ 工程表
  - オ 工事完了届及び現場写真

カ その他工事関係の事項を示した書類

- 3 経理関係書類
- (1) 金銭出納簿
- (2) 証拠書類(見積書、請求書、入出金伝票、領収書及び借用証書等)
- 4 往復文書

交付金の交付から実績報告及び財産処分に至るまでの申請書類、交付決定及 び承認書類並びに設計書類の他、それらに添付された資料。

- 5 施設管理関係書類
- (1) 管理規程又は利用規程
- (2) 財産管理台帳
- (3) その他施設管理関係の事項を示した書類

# 第5 交付対象事業費の内容、構成及び積算

1 交付対象事業費の内容

工事費(建設工事費、製造請負工事費及び機械器具費。)、実施設計費(実施設計に必要となる測量費及び調査費を含む)及び工事雑費を交付対象事業費とする。

- 2 交付対象事業費の構成
  - 交付対象事業費の構成は、別表3を標準とする。
- 3 交付対象事業費の積算及び取扱い

交付対象事業費は、それぞれの施行方法に応じ、次により積算するものとする。 また、1事業が複数の施行方法により実施される場合には、それぞれの施行 方法別に区分して積算するものとする。

なお、直営施行については、交付対象事業費の構成・積算等に当たり、諸経費(現場管理費、一般管理費等)を計上しないものとする。

その他の工事費の積算等については、請負施行に準ずるものとする。

建築工事を伴うものについては、工事費、実施設計費及び工事雑費に区分して積算するものとする。

機械器具のみの購入に係るものについては、本機、附属作業機等の機械器具費及び工事雑費に区分して積算するものとする。

### ア 工事費

# (ア) 積算の方法

a 工事費は、都道府県等において使用されている単価及び歩掛りを基準として、現地の実情に即した適正な現地実行価格によるものとし、建設工事費は、直接工事費、共通費及び消費税等相当額に、製造請負工事費は、機械器具・機材費、運搬費及び組立・据付工事費に、機械器具は、本機及び附属作業機に区分して積算するものとする。

さらに、直接工事費は、実施設計書の表示に従って各種目ごとに建築工事、電気設備及び機械設備工事等に区分し、共通費は、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等に区分してそれぞれ積算するものと

する。この場合、各費目の積算に使用する材料等の価格等には、消費 税及び地方消費税に相当する分を含まないものとし、また、製造請負 工事費及び機械器具費の積算は、必要性が明確である場合に限り、性 能の比較検討等を行った上、機種等を選定して行うことができるもの とする。

b 工事価格の積算は、原則として、「土地改良事業等請負工事の価格 積算要綱」(昭和52年2月14日付け52構改D第24号農林事務次官 依命通知)、「土地改良事業等請負工事標準積算基準」(平成5年2 月22日付け5構改D第49号農林水産省構造改善局長通知)及び「草 地開発整備事業等事業費積算要綱」(昭和46年4月19日付け46畜B 第9545号農林省畜産局長通知)に準じて、機械・施設等の整備にあっ ては「「公共建築工事積算基準」、「公共建築工事共通費積算基 準」、「公共建築工事標準歩掛り」、「公共建築数量積算基準」、 「公共建築設備数量積算基準」、「公共建築工事内訳書標準書式」及 び「公共建築工事見積標準書式」の制定について」(平成17年3月2 5日付け16経第1987号農林水産大臣官房経理課長通知)に準じて、 それぞれ行うものとする。

## (イ) 支給品費

- a 支給品費は、請負施行及び委託施行にあっては事業実施主体が、代 行施行にあっては受託代行者が、請負人等に、原則として無償で支給 する工事材料費とし、請負施行等に係る工事費部分と区分して工事費 に計上するものとする。
- b 支給品費の積算は、支給材料の仕入価格に支給材料の保管、運搬、 管理等に必要な経費を加えた額とする。
- c 工事材料について支給を行う場合は、工事材料を支給することが工 事費の低減になるかどうかを検討し、支給することが工事費の低減に なるときは、原則として、工事材料を支給品費として積算するものと する。

### (ウ) 共通仮設費

共通仮設費は、建物及び工作物の各種の直接工事に共通して必要な別表4に掲げる費用とし、その積算は、当該直接工事の規模、工事期間等の実情に応じて適正に行うものとする。

# (エ) 諸経費

- a 諸経費は、請負施行、委託施行又は代行施行において請負人等が必要とする別表4に掲げる現場管理費及び一般管理費等とする。
- b 諸経費は、原則として、現場管理費、一般管理費等に区分して積算 するものとし、それぞれ直接工事費に対して適切な比率以内とする。

## (才) 消費税等相当額

消費税等相当額は、消費税及び地方消費税に相当する分を積算するものとし、その積算は、工事価格等に消費税及び地方消費税の税率を乗じ

たものとする。

# イ 測量試験費

測量試験費は、工事のための測量、試験及び設計等に必要な雇用賃金、 機械器具費、消耗品費及び委託費又は請負費とする。

# ウ実施設計費

実施設計費は、実施設計に必要な測量費、調査費(地質、水質その他施設の規模、構造、能力等設計に必要な諸条件を調査するために必要な費用とする。)及び設計費(設計に必要な費用とする。)とし、当該実施設計を委託し、又は請け負わせる場合に限り、交付対象とするものとする。

なお、当該実施設計と併せて工事の施工監理を建築士事務所等に委託 し、又は請け負わせる場合においては、当該監理料を実施設計費に含める ことができるものとする。

ただし、代行施行にあっては、当該監理料を実施設計費に含めないものとする。

# 工 工事雑費

工事雑費は、事業実施主体が事業を施行することに伴い、現地事務所等において、直接必要とする別表4に掲げる使途基準を満たす経費とし、事業の施行態様に応じて積算するものとする。その額は、原則として、工事価格及び測量試験費(実施設計費を含む。)の合計額の3.5パーセントに相当する額以内とする。

代行施行の製造請負工事に係る製造請負管理料の額は、機械器具・機材 費、運搬費及び組立・据付工事費の5パーセントに相当する額以内とする。

また、その上限額は2,000万円とし、施設全体の製造請負工事を単位として適用するものとする。

ただし、以下の(ア)から(ウ)までの要件を全て満たす場合には、同一施設の製造請負工事であっても、設備ごとに区分した契約を単位として適用することができるものとする。

なお、特許権に係る設備の場合は、次の要件にかかわりなく区分できる ものとする。

- (ア) 交付決定された施設の事業費のうち、製造請負工事費が 10 億円を超 えること。
- (イ) 施設の中の機能が、設備ごとに大きく異なり各々独立して稼働する こと。
- (ウ) 設備ごとの技術の専門性が高いため、一請負業者が統括して施工することが困難であること。
- 4 実施設計及び施設整備に係る留意事項

交付対象とする施設、機械は、新築、新設又は新品によるものとする。 ただし、既存の施設及び資材の有効利用並びに事業費の低減等の観点から、当該事業実施地区の実情に照らして適当と認められる場合には、古材、古品を利用することができる。なお、この場合の古材、古品は、新資 材と一体的な施工及び利用管理を行う上で不都合のない適正な耐用年数を 有するものとし、購入価格は、適正に評価され、かつ、新品新資材の価格 を下回るものとする。

なお、3に掲げるア〜オの交付の対象経費のうち、次の経費は交付対象 としないものとする。

- (1) 不動産取得に関する経費
- (2) 既存施設の取壊しや撤去に係る経費
- (3) 事業の期間中に発生した事故又は災害の処理のための経費
- (4) 交付決定前に発生した経費(第1の4のただし書きにより交付決定の前に着手した場合を除く。)
- (5) 交付対象経費に係る消費税及び地方消費税相当額に係る仕入れ控除税額(交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額)
- (6) 再生可能エネルギーの固定価格買取制度を活用して売電するため の発電設備に係る経費
- (7) その他本事業を実施する上で必要とは認められない経費及び本事業の実施に要した経費であることを証明できない経費

### 第6 交付対象事業により整備した施設等の管理運営等について

事業実施主体は、整備事業により交付金の交付を受けて整備した施設等(以下「施設等」という。)を、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕、改築等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図り適正に管理運営するものとする。

### 1 管理主体

施設等の管理運営は、原則として事業実施主体が行うものとする。

ただし、事業実施主体が、施設等の管理運営を直接行い難い場合には、都道 府県知事等が適当と認める者に管理運営させることができるものとする。

管理運営を委託する場合には、管理主体は、原則として、別記9-1第2に 定められた事業実施主体の要件を満たす団体の範囲内(ただし、産業都市構想 に位置付けられた事業実施体制の構成員かどうかは問わない)のものとする。

この場合において、事業実施主体は、管理の委託を受ける者と、管理を委託 する施設等の種類、設置場所、移管の年月日、管理方法、管理の委託を受ける 者の権利、義務等必要な事項について協議し、委託契約を締結するものとす る。

## 2 管理方法

(1) 事業実施主体は、施設等の管理状況を明確にするため、交付要綱別記様式 第8号による財産管理台帳を備え置くものとする。

- (2) 事業実施主体は、その管理する施設等について、所定の手続を経て管理規程又は利用規程を定めることにより適正な管理運営を行うとともに、施設等の継続的活用を図り得るよう必要な資金の積立に努めるものとする。特に、交付金の交付を受けて圧縮記帳を行っている場合には、留意するものとする。
- (3) (2) の管理規程又は利用規程には、次に掲げる事項のうち施設等の種類に応じ必要な項目を明記するものとする。
  - ア 事業名及び目的
  - イ 種類、名称、構造、規模、型式及び数量
  - ウ設置場所
  - エ 管理主体名並びに管理責任者の役職及び氏名
  - オ 利用者の範囲
  - カ利用方法に関する事項
  - キ 利用料に関する事項
  - ク 保全に関する事項
  - ケ 償却に関する事項
  - コ 必要な資金の積立に関する事項
  - サ 管理運営の収支計画に関する事項
  - シ その他必要な事項
- (4) 事業実施主体は、施設等の管理運営状況を明らかにし、その効率的運用を 図るため、施設等の管理運営日誌又は施設利用簿等を適宜作成し、整備保存 するものとする。
- 3 財産処分等の手続

事業実施主体は、施設等について、その処分制限期間(減価償却資産の耐用年数に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数をいう。以下同じ。)内に、当該施設等を当該交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供しようとするときは、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について」(平成20年5月23日付け20経第385号農林水産省大臣官房経理課長通知。以下「承認基準通知」という。)の定めるところにより、都道府県知事の承認を受けなければならない。

この場合において、都道府県知事は、当該申請の内容を承認するときは、承認基準通知の定めるところにより、その必要性を検討するとともに、あらかじめ地方農政局長等の承認を受けなければならない。

# 4 増築等に伴う手続

事業実施主体は、施設等の移転、更新又は生産能力、利用規模若しくは利用 方法等に影響を及ぼすと認められる変更を伴う増築、模様替え等を当該施設等 の処分制限期間内に行うときは、あらかじめ、整備事業で取得又は効用の増加 した施設等の増築届(別紙様式第28号)を都道府県知事に届け出るものとす る。

# 5 災害の報告

(1) 事業実施主体は、天災その他の災害により、交付対象事業が予定の期間内に完了せず、又は交付対象事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその旨を都道府県知事等に報告し、その指示を受けるものとする。

なお、報告に当たっては、災害の種類、被災年月日、被災時の工事進捗 度、被災程度及び復旧見込額並びに防災及び復旧措置等を明らかにした上で 被災写真を添付するものとする。

(2)事業実施主体は、施設等について、処分制限期間内に天災その他の災害を受けたときは、承認基準通知の規定に準じて都道府県知事等に報告するものとする。

# 代行施行によることの理由の確認表

業務内容	検 討 内 容
(1)実施設計書の作成又は検討	事業実施主体が作成しない理由及び設計事務所 等に委託しない理由
(2)業者選定の執行	事業実施主体が、適正に入札参加業者等を選定で きない理由
(3)入札の執行	事業実施主体が、適正な競争入札を行うことがで きない理由
<ul><li>(4)施工管理</li><li>① 施工管理者の確保</li><li>② 工程の調整</li><li>③ 工事の監理</li><li>④ 工事の検査</li><li>⑤ しゅん功検査、引渡し</li></ul>	事業実施主体が、工事を設計図書(図面及び仕様書)と照合し、工事が設計図書のとおりに実施されているか確認することができない理由。 事業実施主体が、業者を指導監督し、設計書どおりに工事を完成させることができない理由。

# 附帯事務費の使途基準

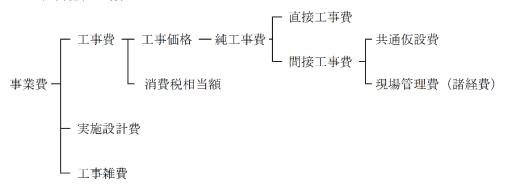
	下于初月		
	区	分	内容
旅		費	普通旅費(設計審査、検査等のため必要な旅費) 日額旅費(官公署等への常時連絡及び工事の施行、監督、測量、調査又は検査のための管内出張旅費) 委員等旅費(委員に対する旅費)
賃		金	日々雇用される雑役並びに事務及び技術補助員に対する賃金
共	済	費	賃金が支弁される者に対する社会保険料
報	償	費	謝金
需	用	費	消耗品費(各種事務用紙、帳簿、封筒等の文房具、その他消耗品費) 燃料費(自動車等の燃料費) 食糧費(当該事業遂行上特に必要な会議用弁当、茶菓子等) 印刷製本費(図面、諸帳簿等の印刷費及び製本費) 修繕費(庁用器具類の修繕費)
役	務	費	通信運搬費 (郵便料、電信電話料及び運搬費等)
使月	用料及び	賃借料	会場借料、自動車、事業用機械器具等の借料及び損料
備	品 購	入 費	機械器具等購入費

注:食料産業・6次産業交付金のバイオマス利活用施設整備事業の実施に必要な経費に限る。

# 事業費構成の標準

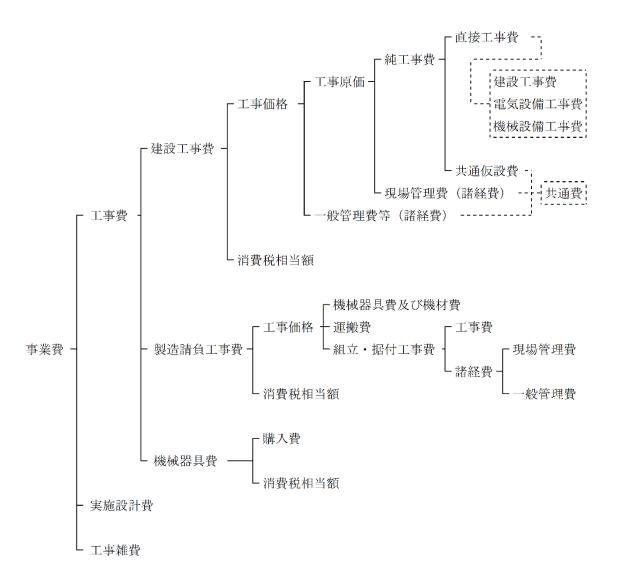
①施設の整備

# ア 直営施行の場合



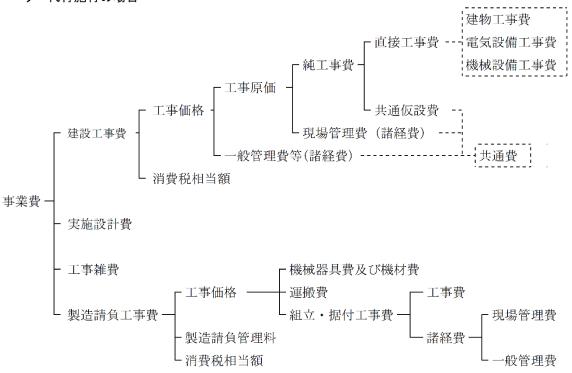
注:この表は、「土地改良事業等請負工事の価格積算要綱」及び「草地開発整備事業等事業費積 算要綱」に準拠したもの。

# イ 請負施行の場合



注:この表は、「営繕工事積算積算要領」に準拠したもの。

# ウ 代行施行の場合



# ② 機械の整備



# 各種経費

# 1 共通仮設費

	VIX SC	
区	分	内容
準 備	青	敷地測量・整理、仮道路、仮橋、道板及び借地その他占有料等に関する費用
仮設建	き物 費	仮現場事務所倉庫、宿舎等直接工事に共通的に必要な仮施設等の設置・撤去及び補修等に要する費用
工事施	直設 費	仮囲、工事用道路、歩道構台、場内通信設備等の工事用施設等の設置・ 撤去及び補修等に要する費用
試験調	間査 費	地耐力試験、施設の機能試験並びに材料及び製品試験等に要する費用
整理清	青掃 費	整理清掃、屋外後片付け清掃、屋外発生材処分及び養生等に要する費用
動力用水	く光熱費	工事用電気設備及び工事用給排水設備に要する費用並びに動力、用水 及び光熱等に関する引込負担金等に要する費用
機械器	引 費	共通仮設用機械及び機械器具修繕に要する費用
安全	<b>主</b> 費	工事施工のための安全に要する費用で、警備員・交通整理員等の安全 監理、安全標識及び合図等に要する費用
運搬	型 費	共通仮設に伴う運搬に要する費用
ج <i>و</i>	) 他	上記のいずれにも属さない共通仮設等に伴う費用

# 2 現場管理費

区分		内容
労務管理5	=	現場労働者及び現場雇用労働者の労務管理に要する費用、募集及び解散に要する費用、厚生に要する費用、純工事費に含まれない作業用具及び作業用被服等の費用、賃金以外の食事、通勤費等に要する費用、安全及び衛生に要する費用並びに労災保険法による給付以外に災害時に事業主が負担する費用
租税公		工事契約書等の印紙代、申請書・謄抄本登記等の証紙代等及び諸官公 署手続費用
保険料		火災保険、工事保険、自動車保険、組立保険、賠償責任保険及び法定 外の労災保険の保険料
従業員給与手		現場従業員及び現場雇用労働者の給与、諸手当(交通費、住宅手当等) 及び賞与並びに施工図等を外注した場合の設計費等
退職		現場従業員に対する退職給与引当金繰入額及び現場雇用労働者の退 職金
法 定 福 利 强	,	現場従業員、現場労働者及び現場雇用労働者に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額並びに建設業退職金共済制度に基づく事業主負担額
福利厚生殖	-	現場従業員に関する厚生、貸与被服、健康診断及び医療等に要する費 用
事務用品類	,	事務用消耗品費、事務用備品、新聞・図書・雑誌等の購入費及び工事 写真代等の費用
通信交通	費	通信費、旅費及び交通費
補償	2	工事施工に伴って通常発生する騒音、振動、濁水、工事用車両の通行 等に対して、近隣の第三者に支払われる補償費(ただし、電波障害等 に関するものを除きます。)
原価性経費配 額		本来現場で処理すべき業務の一部を本店及び支店が処理した場合の 経費の配賦額

雑 費 会議費、式典費、工事実績等の登録等に要する費用、その他上記のいずれの科目にも属さない費用

# 3 一般管理費等

· 放日在貝寸	
区分	内容
役 員 報 酬	取締役及び監査役に要する経費
従業員給料手当	本店及び支店の従業員に対する給与、諸手当及び賞与(賞与引当金繰 入額を含みます。)
退職金	本店及び支店の役員及び従業員に対する退職金(退職引当金繰入額及 び退職年金掛け金を含みます。)
法 定 福 利 費	本店及び支店の従業員に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額
福利厚生費	本店及び支店の従業員に対する貸与被服、医療及び慶弔見舞等の福利厚生等に要する費用
維持修繕費	建物、機械及び装置等の修繕維持費並びに倉庫物品の管理費等
事務用品費	事務用消耗品、固定資産に計上しない事務用品及び新聞参考図書等の購入費
通信交通費	通信費、旅費及び交通費
動力用水光熱費	電力、水道及びガス等の費用
調査研究費	技術研究及び開発等の費用
広告宣伝費	広告又は宣伝に要する費用
地代家賃	事務所、寮及び社宅等の借地借家料
減価償却費	建物、車両、機械装置、事務用品等の減価償却額

試験研究償却費	新製品又は新技術の研究のための特別に支出した費用の償却額
開発償却費	新技術又は新経営組織の採用、資源の開発及び市場の開拓のための特別に支出した費用の償却額
租税公課	不動産取得税、固定資産税等の租税及び道路占有料その他の公課
保 険 料	火災保険その他の損害保険料
契約保証費	契約保証に必要な費用
雑費	社内打合せの費用及び諸団体会費等の上記のいずれの項目にも属さ ない費用

# 4 工事雑費

区	分		内容
報			土地物件等の評価及び登記事務に要する費用
羊区			工地物件等の計画及の登記事務に安りの負用
賃		金	日々雇用者賃金(測量、事務及び現場監督補助人夫等の賃金)
共	済	費	賃金に係る社会保険料
需	用	費	消耗品費、燃料費、光熱水料、印刷製本費、広告費、修繕費及び食糧
			費(事業遂行上特に必要な会議用弁当及び茶菓子賄料とします。)
役	務	費	通信運搬費、手数料、筆耕翻訳料及び雑役務費
委	託	費	測量、設計及び登記等の委託費
旅		費	事業実施の打合せ等に必要な旅費
使月	用料及び賃	借料	土地建物、貨客兼用自動車及び事業用機械器具の借料及び損料
備	品購入	費	事業実施に直接必要な庁用器具及び事務用機械器具の購入費
公	課	費	租税以外の公の金銭負担のうち分担金、手数料及び使用料等

代行施行管理料 代	代行施行における受託代行者の事業施行管理料

別紙様式第1号(加工・直売の支援体制整備事業)

年 月 日

食料産業・6次産業化交付金(加工・直売の支援体制整備事業) 実施計画書

都道府県知事 殿

所在地 事業実施主体名 代表者の役職及び氏名

囙

食料産業・6次産業化交付金実施要綱(平成30年3月30日付け29食産第5353号農林水産事務次官 依命通知)第5の1に基づき、事業実施計画を提出する。

	事業メニュー	様式	チェック欄
1	6次産業化等に関する戦略の策定	別添1	
2	人材育成研修会の開催	別添 2	

(注) 作成した事業メニューのチェック欄に「○」を記載すること。

注1:事業メニューごとに別添1又は別添2の様式を記載し提出すること。 注2:各書式については必要に応じて、適宜、行を追加して記載すること。

正2. 自自2位 27 では近久に応じて、過五、日と足がして記載すること。

注3:事業実施年度及び目標年度における事業実施状況等の報告の際、本様式別添に準じて事業実施

結果に係る報告書を作成し、事業実施状況等の報告書に添付すること。

### 別添1 6次産業化等に関する戦略の策定

### 1 事業の目的及び効果等

#### (1) 事業の目的

※地域の課題と課題を踏まえた事業の目的を記載すること。

※策定する戦略が「6次産業化のうち加工・直売分野における市場規模の拡大」にどのように寄与するか記載すること。

### (2) 事業の効果

※事業で実施する取組が地域農業や地域経済にどのように波及するか記載すること。

※策定した戦略の活用方法等を記載すること。

## (3) 事業の実施方針

ア 事業実施年度の実施方針

※事業実施年度における都道府県又は市町村の6次産業化事業等を推進するための戦略の方 向性及び策定スケジュールを記載すること。

### イ 事業実施年度以降の実施方針

※事業実施年度以降の6次産業化事業等を推進するための取組及びスケジュールを記載すること。

#### (4) 事業の成果目標

#### ア 成果目標の概要

※達成すべき定量的な数値目標を記載すること。

※定量的な目標例:別表参照

### イ 定量的な目標の推移

定量的な目標	事業実施前年度	事業実施年度	第2年度	第3年度
	( 年)	( 年)	( 年)	( 年)

注:目標年度は事業実施年度から3年以内とし、目標年度までの間の定量的な数値目標を記載 すること。

### ウ 事業成果・効果の検証方法

※イの目標の達成状況を確認できる成果指標を記載すること。

※上記指標の計測・確認方法を明らかにし、事業の実施前後を比較し、検証する方法を記載すること。

## エ 目標年度までの事業活動

※イにおいて、第2年度又は第3年度に目標値を設定した場合は、設定した年度に取り組む予 定の事業内容を記載すること。

### (5) 事業内容

ア 6次産業化・地産地消推進協議会の設定

名称	設置年月日	構成員	事務局

# イ 6次産業化・地産地消推進協議会の開催

実施時期	実施内容	実施場所	備考
戦略の策定(更新)予	定年月日		

## ウ 戦略に関する交流会の開催

実施時期	実施内容	実施場所	参加人数

2	行政施策等	との	関連	性等

該当する項目にチェックすること。

(1)	地產地消促進	計画」を束正し	ているか。	
		該当する		該当しない

(2)	「人・農地プラ	ン」を策定して	いるか。	'
		該当する		該当しない

(3) 「地域再生計画」に位置付けられた取組か。

	該当する	該当しない

(4) 和食などを軸とする観光・食文化政策の展開に資する取組か。

	該当する		該当しない
--	------	--	-------

(5)農林水産物・食品の輸出促進に資する取組か。

72-2117477	20H   III   10C.C.	)	
	該当する		該当しない

# 3 事業費積算書

(1) 経費の効率性

※最小の経費で事業を効率的に実施するための工夫を記載すること。

### (2) 積算内訳

区分	員数	単価	金額	備考 (員数等の根拠等)
※事業の実施内容と積算の		円	円	
関係が分かるよう具体的に				

記載すること。			
合計			
交付金額			

注1:交付金額の備考欄には、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には、 「除税額○○○円うち国費○○○円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税 額が明らかでない場合には「含税額」と記載すること。

注2:事業の一部を委託して行わせるときは、次に掲げる事項を事業費積算書中に明記すること。

- ①委託先が決定している場合は委託先名
- ②委託する事業の内容及びそれに要する経費

#### 4 添付書類

- ア 地産地消促進計画
- イ 「人・農地プラン」の内容を確認できる資料
- ウ 地域再生計画に基づき、内閣総理大臣から認定された地域再生計画に位置付けられた取組であることを確認できる資料
- エ 和食などを軸とする観光・食文化政策の展開に資する取組であることを確認できる資料
- オ 農林水産物・食品の輸出促進に関する取組であることを確認できる資料
- カ その他地方農政局長等が特に必要と認める資料
- 注:ア〜オの資料については、2の(1)〜(5)の項目において「該当する」のチェックをした場合に添付すること。

#### 別添2 人材育成研修会の開催

#### 1 事業の目的及び効果等

#### (1) 事業の目的

※地域の課題と課題を踏まえた事業の目的を記載すること。

%人材育成研修会が「6次産業化のうち加工・直売分野における市場規模の拡大」にどのように寄与するか記載すること。

## (2) 事業の効果

※事業で実施する取組が地域農業や地域経済にどのように波及するか記載すること。

※人材育成研修会に参加した人材がどのように6次産業化等の取組を進めていくか等を記載すること。

### (3) 事業の実施方針

ア 事業実施年度の実施方針

- ※事業実施年度における人材育成研修会の内容を具体的に記載すること。
- ※事業効果を高める方策を記載すること。

### イ 事業実施年度以降の実施方針

※事業実施年度以降の6次産業化事業等を推進するための取組及びスケジュールを記載すること。

### (4) 事業の成果目標

ア 成果目標の概要

※達成すべき定量的な数値目標を記載すること。

※定量的な目標例:別表参照

## イ 定量的な目標の推移

定量的な目標	事業実施前年度	事業実施年度	第2年度	第3年度
	( 年)	( 年)	( 年)	( 年)

注:目標年度は事業実施年度から3年以内とし、目標年度までの間の定量的な数値目標を記載 すること。

# ウ 事業成果・効果の検証方法

※イの目標の達成状況を確認できる成果指標を記載すること。

※上記指標の計測・確認方法を明らかにし、事業の実施前後を比較し、検証する方法を記載すること。

# エ 目標年度までの事業活動

※イにおいて、第2年度又は第3年度に目標値を設定した場合は、設定した年度に取り組む予 定の事業内容を記載すること。

### (5) 事業内容

ア 人材育成研修会 (講義) の開催

名称	開催日	開催場所	実施内容	参加人数

注:実施内容には、研修プログラムの概要、開催日数、カリキュラム数、カリキュラムの策定 方針、研修生の募集方法、研修生の選定方法等について記載すること。

# イ 人材育成研修会(インターンシップ研修)の開催

名称	開催日	受入先	実施内容	参加人数

注:実施内容には、インターンシップ研修の概要、開催日数、受入先の選定基準・選定方法等 について記載すること。

2 行政施第	等との	の関連制等
--------	-----	-------

該当する項目にチェックすること。

(1)	「地産地消促進	計画」を策定し	ているか。	
		該当する		該当しない

(2) 「人・農地プラン」を策定しているか。

	 	- 0	
	該当する		該当しない

(3) 「地域再生計画」に位置付けられた取組か。

該当する   該当しなV	
--------------	--

(4) 和食などを軸とする観光・食文化政策の展開に資する取組か。

_	
該当する	該当しない

(5)農林水産物・食品の輸出促進に資する取組か。

該当する		該当しない
------	--	-------

### 3 事業費積算書

(1) 経費の効率性

※最小の経費で事業を効率的に実施するための工夫を記載すること。

### (2) 積算内訳

区分	員数	単価	金額	備考 (員数等の根拠等)
※事業の実施内容と積算の		円	円	
関係が分かるよう具体的に				

記載すること。		
合計		
交付金額		

注1:交付金額の備考欄には、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には、「除税額○○○円うち国費○○○円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」と記載すること。

注2:事業の一部を委託して行わせるときは、次に掲げる事項を事業費積算書中に明記すること。

- ①委託先が決定している場合は委託先名
- ②委託する事業の内容及びそれに要する経費

#### 4 添付書類

- ア 地産地消促進計画
- イ 「人・農地プラン」の内容を確認できる資料
- ウ 地域再生計画に基づき、内閣総理大臣から認定された地域再生計画に位置付けられた取組であることを確認できる資料
- エ 和食などを軸とする観光・食文化政策の展開に資する取組であることを確認できる資料
- オ 農林水産物・食品の輸出促進に関する取組であることを確認できる資料
- カ その他地方農政局長等が特に必要と認める資料
- 注:ア〜オの資料については、2の(1)〜(5)の項目において「該当する」のチェックをした場合に添付すること。

加工・直売の支援体制整備事業における成果目標及び指標の参考例

メニュー名	目 標(○年後)	指標	単位
1 6次産業化等に関する	都道府県(又は市町村)内にお	都道府県(又は市町村)	円 (%)
戦略の策定	ける6次産業化関連事業の市場	内における6次産業化	
	規模の拡大	関連事業の年間販売金	
		額(又は伸び率)	
	都道府県(又は市町村)内にお	都道府県(又は市町村)	件
	ける総合化事業計画の認定(更	内における総合化事業	
	新を含む。)件数の増加	計画の認定件数	
	都道府県(又は市町村)内にお	都道府県(又は市町村)	件
	ける新商品開発に取り組む農林	内における新商品開発	
	漁業者等の増加	に取り組んだ農林漁業	
		者等の数	
	都道府県(又は市町村)内にお	都道府県(又は市町村)	件
	ける戦略に基づき育成する事業	内における育成した事	
	者数の増加	業者の数	
	都道府県(又は市町村)内にお	都道府県(又は市町村)	件
	ける戦略に基づき法人化する事	内における法人化した	
	業体数の増加	事業体の数	
	都道府県内の戦略策定(更新を	都道府県内の戦略策定	件
	含む。) 市町村の増加	(更新を含む。) 市町村	
		の数	
2 人材育成研修会の開催	6次産業化等に着手する農林漁	研修受講後に6次産業	人
	業者等の増加	化に着手した農林漁業	
		者等の数	
	総合化事業計画の認定件数の増	総合化事業計画の認定	件
	加	件数	
	新たに新商品開発に取り組んだ	研修受講後に新たに商	人
	農林漁業者等の増加	品開発に取り組んだ農	
		林漁業者等の数	

年 月 日

食料産業・6次産業化交付金(加工・直売の推進支援事業)実施計画書

都道府県知事 殿

所在地 事業実施主体名 代表者の役職及び氏名

印

食料産業・6次産業化交付金実施要綱(平成30年3月30日付け29食産第5353号 農林水産事務次官依命通知)第5の1に基づき、事業実施計画を提出する。

	事業メニュー	様式	チェック欄
1	加工適性のある作物の導入	別添1	
2	新商品開発・販路開拓の実施	別添2	
3	直売所の売上向上に向けた多様な取組	別添3	
4	施設給食における地場産農林水産物等の利用拡大	別添4	
5	地場産農林水産物等を利用した介護食品の開発	別添5	

(注) 作成した事業メニューのチェック欄に「○」を記載すること。

注1: 事業メニューごとに別添1から別添5までの様式を記載し提出すること。

注2: 各書式については必要に応じて、適宜、行を追加して記載すること。

注3: 事業実施年度及び目標年度における事業実施状況等の報告の際、本様式別添に準じて事業実施結果に係る報告書を作成し、事業実施状況等の報告書に添付すること。